



平成31年度
第4次産業革命期下における
中国経済の可能性と課題

2020 年 2 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

平成31年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業

は じ め に

2019 年 10 月、中国は中華人民共和国成立 70 周年を盛大に祝した。天安門の祝賀式典でのあいさつで、習近平国家主席は、“この 70 年間、全国各民族の人民は心をつなげて、困難に立ち向かい、世界が刮目する偉大な成果を成し遂げた”とした。偉大な成果とは何か。中国経済が驚異的な高成長を遂げ、今や世界第 2 位の経済大国となったことは言うに及ばずそのほか多々指摘できよう。今日、中国は高質量(ハイクオリティ)・イノベーション駆動の成長を目指している。2019 年の経済成長率は 6.1%で、中国を世界第 2 位の経済大国に押し上げた改革開放 40 年(1978 年～2018 年)の年平均成長率が 9%台であったことと比較すると、低い成長率となるが、中国政府は想定内の成長率とし成長の量より質を追求している。

その一方、中国経済は 2018 年 3 月頃からエスカレートしてきた中米貿易摩擦という大きな試練に直面している。2019 年 12 月、中米両国政府は貿易協議の「第 1 段階」で正式合意に達したが、根本的な解決には依然程遠い状況にある。加えて、2019 年 2 月中国武漢に端を発するコロナウイルス肺炎が国際的拡大を見せつつあり、中国経済は言うに及ばず世界経済への影響が懸念されている。

中国経済は、こうした不確実、不安定要因を抱えつつも、今後も世界経済の成長をリードしていくことに変わりないとみられる。この点、目下進行中で今後世界を大きく変えとされる第 4 次産業革命、デジタル経済において、中国がプレゼンスを急速に高めつつあることが注目される。本報告書はこの点に着目し、まず、中国経済の現状・課題・世界との連携(金融、介護、産業支援策、電気自動車、人民元の国際化、対外投資政策、情報化社会、中国の第 4 次産業革命など)を分析し、第 4 次産業革命やデジタル経済に向き合う中国経済の量から質的成長に向かうその行方を報告している。

なお、本報告書は 2019 年度の「中国：第 4 次産業革命期下における中国経済の可能性と課題に関する研究」をテーマとした中国研究会事業の報告書として作成されたものである。同研究会の構成メンバーは、以下のとおりである。

主査	梶田 幸雄	中央大学 法学部 教授
委員	高田 智之	ジャーナリスト
委員	露口 洋介	帝京大学 経済学部 教授
委員	岡嵯 久実子	一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
委員	佐野 淳也	株式会社 日本総合研究所 調査部 主任研究員
委員	西澤 正純	日本商工会議所 国際部 課長
委員	朱 炎	拓殖大学 政経学部 教授
委員	柴 裕 紅	中国蘭州大学法学院 准教授
委員	江原 規由	一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 研究主幹

2020 年 2 月
一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第 1 章 対外投資政策と情報化社会の衝撃 ― 第 4 次産業革命のハードル

中央大学 法学部
教授 梶田 幸雄

中国の第 4 次産業革命は急速に進歩を遂げている。この推進力となっているのが対外投資・M&A と情報革命の進展である。対外投資は、世界第 3 位の規模となった。ただ、西側諸国からは中国政府に対する知的財産権の漏洩など懸念の声があがっている。中国がこれに対処するためには、対外投資政策の再構築及び法整備が不可欠である。中国は、2018 年 5 月に「情報安全技術・個人情報安全規範」を施行したが、併せて「個人情報保護法」を早急に制定する必要がある。これには対外的問題だけでなく、格差社会、監視社会化に対する市民からの不安に応える意味もある。

以上の問題意識から、本稿（第 1 章）では、主に中国の対外投資という側面から、(1)中国の対外投資戦略・政策とその施策、(2)中国の対外投資戦略に対する外国からの評価、(3)中国における第 4 次産業革命の達成状況、今後の可能性及び情報化が社会にもたらす影響について考察した。

第 2 章 介護分野の日中協力

ジャーナリスト 高田 智之

大規模な高齢化が猛烈な勢いで進む中国は、養老サービス産業発展に関する意見を発表した 2013 年を「高齢者産業元年」と位置付け、日本と高齢化に伴う共通の課題について、官民合同のフォーラムを開くなど、協力を進めている。最大の問題は共に介護人材の不足だ。中国では人材不足解消に向けた試行錯誤が続く中で、介護市場への日本を含めた外資の進出を歓迎している。日中が課題克服に向けた共通の仕組みがつくり出せるのか、考えてみた。

第3章 日中金融協力の進展と人民元の国際化

帝京大学 経済学部
教授 露口 洋介

中国は、中国と海外との取引における人民元建て比率を上昇させるという意味での人民元の国際化を、着実に進めている。人民元国際化の目的は、過度の米ドル依存からの脱却である。そうした中、2018年5月、日中金融協力が再開された。これによって実現した日本に対するRQFII枠の付与、人民元クリアリング銀行の日本での設置、円－人民元通貨スワップ協定の締結などは、人民元国際化を進め、円の国際化にも貢献し、東京市場における人民元取引を活発化させるものである。これらは日中双方に利益をもたらす。

2018年8月には新たな日中金融協力の合意が首脳間で行われ、2019年6月に上場投資信託を対象とした日中ETFコネクティビティが開始された。今後、東京において人民元建て証券と人民元資金のDVP（同時決済）システムを整備し、相手国の個別株の取引を容易とする東京・上海ストックコネクトを実現することが、日中双方の利益のために望ましい。

第4章 実体経済への貢献を求められる金融セクター

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所
研究主幹 岡嵯 久実子

中国経済は改革開放政策に舵を切った後、高度成長を続け、遠くない将来に高所得国に移行する姿もみえかけている。ただし、経済成長速度が低下傾向を辿る中で、富の配分、環境、保健衛生、教育などの面で抜本的な解決が待たれる問題が残っているうえ、2025年には「高齢社会」に突入することが予想されている。他方、中国にも第4次産業革命の波に積極的に乗ろうとしている企業は数多くあり、中には世界トップ水準の実力を示しつつある企業も生まれている。

そうした状況下、これまで経済成長に大きく貢献してきた同国の金融部門も、解決が急がれる課題（過剰債務問題の解消、市場メカニズムの一段の導入、民営中小企業へのサービスの提供等）を抱えている。ユニークな成長がみられるフィンテックの技術等も活用し、経済の新たな発展段階にふさわしいサービスの提供ができる制度の構築が求められている。

第5章 中国の産業支援策の実態 ～ハイテク振興重視で強国化を推進～

株式会社 日本総合研究所 調査部
主任研究員 佐野 淳也

米中対立の根源的な要因となっている中国の産業支援策は、①補助金、②税制上の優遇、③資金供給、の三つに大別できる。企業の開示資料等から、上場企業向けの補助金は2010年以降増加していること、補助金給付の重点が企業救済からハイテク産業振興へとシフトしつつあることが指摘できる。政府系ファンドは、ハイテク製造業の振興を目的とする「中国製造2025」が公表された2015年に急増し、人工知能やロボット、素材といった産業を主要な投資対象としている。国家開発銀行も、ハイテク産業向けの新規融資を増やしている。

習近平政権がハイテク産業の振興を重視する背景には、成長持続のための新たなエンジンが求められていることがある。投資効率の悪化や生産年齢人口の減少により成長鈍化が顕在化するなかで、政府は技術進歩を新たな成長エンジンにするため、ハイテク産業振興策を強化している。ハイテク産業が国力強化に不可欠であることも、理由の一つである。

産業支援策を巡り、トランプ政権は、中国が不正な手段で競争力を高め、それがハイテクの軍事利用など、安全保障にもかかわる点を問題視し、その是正を迫っている。こうした米国の姿勢は、超党派のコンセンサスとなっており、2020年の大統領選挙の結果に左右されるとは考えにくい。一方、習政権は、産業支援策を世界一の強国実現に不可欠と位置付けているうえ、見直しに伴う経済・政治への影響が大きいことから、同政策を継続するとみられる。米中対立の構図は変わらず、急転直下の妥結は見込みにくい。

第6章 中国の新エネルギー自動車産業の発展

ー イノベーションの成功例かバブルか

拓殖大学 政経学部
教授 朱 炎

中国の新エネルギー自動車、とくに電気自動車産業は、企業の巨額な投資と研究開発、政府の奨励策などにより大きく成長している。電気自動車の生産メーカーの中、IT企業の手法で運営する新規参入者が注目される。燃料電池車の開発も進んでいる。しかし、集中的な投資は過剰を招き、補助金の削減をきっかけに、電気自動車の販売は停滞し、関連企業も経営難に見舞われる。ただし、新エネ車産業は今後も成長できると思う。

第 7 章 THE NEW DEVELOPMENT OF CHINESE ARBITRATION UNDER THE “BELT AND ROAD INITIATIVE”

Lanzhou University Law School (中国蘭州大学法学院) Associate Professor
Institute for International Trade and Investment(日本) Research Fellow
Chai Yuhong (柴 裕紅)
Lanzhou University Law School (中国蘭州大学法学院) Graduate Student
Jin Lang (金 朗)

Guided by the “Belt and Road Initiative”, China’s arbitration faces unprecedented opportunities and challenges. Under the new situation, China provided strong legislative and judicial support for the development of arbitration in terms of policy orientation, institutional arrangements, and rules establishment. Meanwhile, Chinese arbitration institutions themselves gradually promote “de-administration” reforms, international development and the “Internet + arbitration” innovation practice. Thus, China’s arbitration is facing the best development opportunity in history.

Keywords: China’s arbitration “The Belt and Road Initiative” “One-stop” alternative dispute resolution platform

第 8 章 第 4 次産業革命期下における中国経済の可能性と課題

一般財団法人 国際貿易投資研究所
研究主幹 江原 規由

世界が大きな転換期に差し掛かっているとされる中、中国は、2019 年に中華人民共和国成立 70 周年(以下、『建国 70 周年』)、2020 年に全面的小康社会(理想的な社会に向かう通過点で、安定しやや余裕がある状態を指す)^{注1}の実現、2021 年に中国の「2 つの 100 年の夢」^{注2}のうち一つとなる中国共産党結党 100 周年と大きな節目の年が続いている。習近平国家主席は『建国 70 周年』祝賀大会の講話で、“世界が刮目する偉大な成果を収め、社会主義中国が世界東方に巍然と屹立した”と力説した。今後、中国は、世界が転換期に入っているとされる中、さらに、世界におけるプレゼンスを高め、自ら希求する公正で客観的なグローバルガバナンス改革を推進していくことになるのではないだろうか。

そんな中国の世界でのプレゼンス向上を左右する要因は多々指摘できる。例えば、習近平国家主席(以後、習主席)は 2020 年の新年賀詞(①2019 年の回顧と業績、②2020 年への抱負と期待の 2 部構成)を、“我々は世界各国の人々と手を携えて、「一帯一路」の共同建設を積極的に推し進め、人類運命共同体^{注3}の構築に取り組みながら、人類のより美しい未来を切り開いていくために絶えず努力していく”と締めくくった。そこで指摘されている「人類運

命共同体」の構築やそのプラットフォームとされる「一帯一路」の共同建設は、世界における中国のプレゼンス向上に大きく関係していることは言うまでもないが、目下、世界で急速に進みつつある第 4 次産業革命に中国がどう向き合うのか、その行方にこそが、中国の世界におけるプレゼンス向上、ひいては、中国が希求するグローバルガバナンスの改革に大きく影響してくるといっても過言ではない。

本稿では、まず、本研究のテーマである第 4 次産業革命に関し、習主席が 2020 年の賀詞で言及している関連個所を紹介し、その後、①歴代の産業革命と中国(経済)の国際化の関係を論じ、②『建国 70 周年』の中国経済を概観し、③習近平氏が国家の指導者となった 2013 年から 2018 年までの中国経済の実績を紹介し、④2019 年の中国経済実績と⑤2020 年の中国経済の方向を、それぞれ、中国海関総署・商務部の発表(2020 年 1 月)と中央経済工作会议(2019 年 12 月開催)から論じ、最後に、⑥国際通貨基金(IMF)などが発表した未来の国別「番付」から「世界における中国(経済)」を展望している。

注 1 小康とは「礼記」に由来。筆者は、中国の小康社会の実現は、今後 2030 年が最終年となる SDGs (持続可能な成長目標) の実現に深くかかわってくるとみている。

注 2 ①中国共産党成立 100 年に当たる 2021 年までに小康社会を実現し、GDP と人民の所得を 2010 年比で倍増すること、②中華人民共和国成立 100 年となる 2049 年に社会主義現代国家の建設を達成し、中等先進国の水準に達すること。

注 3 中国は**一帯一路を人類運命共同体のプラットフォーム**としている。人類運命共同体については、習主席は内外での首脳会談、国際会議などでの基調講演、需要演説、取材などで必ずと言ってよいほど言及してきている。例えば、習国家主席がウォールストリートジャーナル紙の書面取材(2015 年 9 月 22 日)に応じた時には、“国際連合は、間もなく成立 70 周年の盛大な式典を挙げる。中国は、加盟国と共に合作共赢(協力・ウィンウィン)を核心とする新型国際関係の構築を推進し、グローバルガバナンス構造を改革し、人類運命共同体を建設したい”としている。最近では、2019 年 11 月の第 11 回 BRICS 首脳会議における重要講話で、“中国は対外開放の拡大を堅持し、質の高い『一帯一路』共同建設を推進し、アジア太平洋運命共同体と人類運命共同体の構築を後押しすべく努力する”と強調している。人類運命共同体の建設については、国連の関係文書・決議に複数回盛り込まれるなど、形式的には、世界的コンセンサスを得ているといえるが、人類運命共同体建設に込められた中国の意図や本音はなかなかつかめない。筆者の見る限り、中国の希求する人類運命共同体の建設はグローバルガバナンスの改革と同心円となっていると思われる。

目 次

第1章 対外投資政策と情報化社会の衝撃 ― 第4次産業革命のハードル	1
第1節 はじめに	1
第2節 対外投資戦略・政策	1
1. 対外投資戦略	1
2. 対外投資戦略実現のための施策	3
第3節 対外投資の現状	6
1. 概況	6
2. 実務の動向	6
3. 投資審査を強化する西側諸国	8
第4節 情報化社会の衝撃 ― 今後の課題	9
1. 第4次産業革命は成るか	9
2. 情報化社会の進展と監視社会化の懸念	10
3. 個人情報保護法制定の必要性	14
第5節 まとめ	16
第2章 介護分野の日中協力	18
はじめに	18
第1節 中国と日本の高齢化の現状	18
1. 中国の場合	18
2. 日本の場合	19
第2節 介護人材確保策	19
1. 学歴不問	19
2. 養老タイムバンク	20
第3節 科学技術の活用	21
第4節 外資が適応することの難しさ	21
第5節 日本企業による地方政府事業への参入例	23
おわりに	24

第3章 日中金融協力の進展と人民元の国際化	26
第1節 人民元国際化の進展状況	26
第2節 日中金融協力の進展	28
1. 日中金融協力の経緯	28
2. 日中金融協力の再開	29
第3節 新たな金融協力の進展	31
1. 新しい金融協力合意	31
2. 日中 ETF コネクティビティ	32
3. 上海・香港ストックコネクト	33
4. 外貨建て DVP（資金証券同時決済）の実現と東京市場の活性化	35
5. 東京・上海ストックコネクト実現に向けて	36
第4節 人民元国際化と日中金融協力	36
第4章 実体経済への貢献を求められる金融セクター	38
はじめに	38
第1節 中国の金融制度改革の成果	39
1. 金融制度改革の流れ	39
2. 潤沢な資金供給	41
3. 中国の金融機関及び人民元の存在感	43
第2節 金融リスク顕現化の兆し	44
1. 地方政府・企業の過剰債務と金融機関の不良債権	44
2. 資本流出圧力	46
第3節 新たな経済成長のための金融の貢献	47
1. 2つの百年目標	47
2. 産業の育成	48
3. 産業育成のための金融サービス	49
4. フィンテックの活用	50
まとめにかえて	51

第5章 中国の産業支援策の実態 ～ハイテク振興重視で強国化を推進～	52
はじめに	52
第1節 産業支援策の制度的枠組みと実態	52
1. 補助金	52
2. 税制上の優遇	53
3. 資金供給	54
4. 支援の規模と変化	55
第2節 産業支援策の注力業種とその背景	57
1. 半導体	58
2. 情報通信	59
3. 産業用ロボット	59
4. 中国がハイテク振興を重視する背景	59
第3節 今後想定される展開	61
1. 米国が許容しない三つの理由	61
2. 中国は産業支援策を継続	62
3. 産業支援策の成果と副作用	63
おわりに	65
第6章 中国の新エネルギー自動車産業の発展 – イノベーションの成功例かバブルか ...	68
第1節 中国の新エネルギー自動車産業の発展	68
1. 中国で新エネ車産業発展の背景	68
2. 新エネルギー自動車の概念	69
3. 新エネ車の生産販売の現状	70
4. 中国は新エネ車の「先進国」に	70
第2節 政府の発展目標と優遇策	72
1. 政府の発展目標と促進政策	72
2. 新エネ車に対する優遇策	73
3. 充電設備の建設	75
第3節 電気自動車の主要メーカー	76
1. 電気自動車メーカーの概況	76
2. 既存の自動車メーカーの電気自動車の生産販売	77
3. 新規参入のメーカー	78
4. 外資系自動車メーカーの動き	80
5. 電池メーカーの動き	81

第4節 燃料電池車の発展	82
1. 電気自動車から燃料電池車へのシフト	82
2. 燃料電池車の生産販売	83
3. 燃料電池車関連の政策	84
4. 燃料電池車の問題点	84
第5節 電気自動車のバブルが弾けたか.....	85
1. 投資ブームと過剰	85
2. 市場の変化と企業の経営難.....	85
3. 新エネ車の将来展望	86
第7章 THE NEW DEVELOPMENT OF CHINESE ARBITRATION UNDER THE “BELT AND ROAD INITIATIVE”	88
1. Chinese legislative and judicial support for arbitration	88
1.1 Explicit legislative orientation	88
1.2 Friendly judicial supervision environment	89
2. Development and Innovation of Chinese Arbitration Institutions	96
2.1 Reform of the internal governance structure.....	96
2.2 Actively promoting the “Internet +” innovation practice	100
3. Conclusion	101
第8章 第4次産業革命期下における中国経済の可能性と課題.....	103
第1節 2020年の賀詞における第4次産業革命への言及	103
1. 歴代の産業革命と中国経済の国際化	104
2. 三度の国際化を経験した中国	106
第2節 中華人民共和国建国70周年の実績.....	106
第3節 5年に1度の中国経済健康診断	107
1. 名実ともに国民経済の第一産業となった第三次産業.....	108
第4節 2019年の中国経済～中米貿易摩擦・建国70周年から小康社会実現へ～	108
第5節 IMFとPWCの長期予測から見た新時代の世界経済を担う国家	111
1. 歴史的転換期を検証する「手がかり」	112
第6節 結び	113

第1章 対外投資政策と情報化社会の衝撃

－ 第4次産業革命のハードル

中央大学 法学部
教授 梶田 幸雄

第1節 はじめに

世界は、今、第4次産業革命の最中にある。第4次産業革命は、(1)IoT 及びビッグデータ、(2)AI やロボット、(3)フィンテックを中心とした技術革新をもって、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルを改善して行こうとするものである。

当該方面においても中国はジャイアント・ストライドで歩み続けている。第4次産業革命、中国の経済成長戦略においては「中国製造 2025」という表現になるかも知れないが、中国は 1978 年の改革開放以来の 40 年余りの間に達成してきた成果を礎にさらなる発展をしようとしている。すでに中国は、世界で最も整った産業システムとサプライチェーンを有している。各製造業分野で、少なくとも規模的には世界一の分野が目白押しである。中国の歩みを推進しているのは、最近では対外直接投資、M&A である。中国は、今、世界第3位の対外投資国となった。2002 年時点では 27 億ドルでしかなかった対外直接投資額が、2018 年には 1298.3 億ドルと 48 倍にも増大した。

さらに、第4次産業革命の推進力となるのが、情報革命である。中国は、特に情報化社会の構築という側面では、先進資本主義国よりも先に行っている。

しかし、米国との間の貿易摩擦、知的財産権の高度な保護の要請が、足枷となる懸念も指摘されるだろう。このとき、中国は対外・対内投資のための政策の再構築及び法整備が求められる。また、情報化社会がもたらすリスクも国内外で問題となる。

そこで、本稿では、第一に、(1)中国の対外投資戦略・政策とその施策について叙述し、第二に、(2)中国の対外投資戦略に対する外国からの評価について検討し、第三に、(3)中国における第4次産業革命の達成状況、今後の可能性及び情報化が社会にもたらす影響について考察する。なお、本稿では主に中国の対外投資について検討をするものとし、外資導入については叙述しない。

第2節 対外投資戦略・政策

1. 対外投資戦略

中国は、2000 年に「走出去」の概念を初めて提示した¹。そして、「走出去」は、2002 年 11 月の中国共産党第 16 回大会で正式に採用された。中国の対外投資が重要な国策となった。

2004 年に国家発展改革委員会及び商務部など各政府機関は、対外投資に関する管理及び審査基準を示す文書「対外投資プロジェクト暫定管理弁法」を發布した（その後、改正を重ね最新は 2017 年の「対外投資プロジェクト認可及び届出管理弁法」である）。2006 年には国家外為管理局が対外投資額の上限規定を撤廃するに至った。そして、2015 年には対外投資に関する外為管理手続事項のすべてが外為管理局から銀行で処理できるようになった。これをもって対外投資は、事前審査制から基本的に届出制となった²。

商務部及び外為管理局の統計によると、2019 年 1－10 月の対外直接投資金額は 6,648 億元と対前年比 3.9%増加（ドル換算では 967.2 億ドルで対前年比 0.9%減）であった。このうち非金融企業 5,365 社による対外投資は、164 カ国・地区で行われ、累計投資額は 6,217.8 億元、対前年比 5.9%増（ドル換算では 904.6 億ドルで対前年比 1.0%増）であった³。

また、同期間における“一帯一路”沿線の 56 カ国に対する非金融企業の直接投資は 114.6 億ドル、対前年比 3.7%減で同期の対外投資総額の 12.7%を占めた。主な投資国は、シンガポール、ラオス、ベトナム、インドネシア、パキスタン、タイ、アラブ首長国連合、マレーシア、カンボジア、ハザクスタンなどであった。当該地区における建設工事請負は 61 カ国で 5,494 件、新たな契約金額は 1,121.7 億ドル、同期の対外建設工事請負金額の 63.5%、対前年同期比 38.6%増加し、完成した売上額は 635.3 億ドル、同期の対外建設工事請負金額の 55%を占めた（対前年同期比 2.8%減）⁴。この数字は、中国政府の対外投資の緩和策にもかかわらず、所期の目標よりは少ないのかも知れない（減少した理由については後述する。）。

張曉濤、劉億、王鑫の調査によると、2015 年から 2017 年の間に“一帯一路”沿線国への投資で失敗した大型プロジェクトは 66 件、投資金額で 798.9 億ドルにのぼり、うち、東南アジアにおける失敗は 22 件、205.2 億ドルにのぼるといふ⁵。

¹ 「走出去」戦略について、詳しくは、「中国対外直接投資戦略の課題と展望」（『“新常态”下における中国の対内・対外発展戦略の行方～一帯一路、都市化との関連を中心に～』国際貿易投資研究所、ITI 調査シリーズ No.20、2016 年 2 月）参照。

² 対外投資と同様に外資導入に関しても中国は、OECD 資本移動自由化の理念に従って、投資を原則自由化している。自由化後のセーフガードについては、OECD も「国の利益に例外的に優雅な影響を持つ場合」の例外を認めて、原則自動認可の下で個別審査による認可、条件認可または不認可を認めている。そこで、中国は、完全自由化（100%自由化）までの経過措置として、個別審査し、保護する必要がある自国産業については「ネガティブリスト」を発表するとしている。今後、自国産業を保護するための経過措置として、ネガティブリストに挙げられる産業保護のための特別法の制定も行われることになるだろう。中国進出外資企業は、こうした点にも注目しておくことが肝要である。

³ 商務部対外投資和合作司のホームページより
<http://hzs.mofcom.gov.cn/article/date/201911/20191102915252.shtml>（最終閲覧日：2019 年 12 月 20 日）。

⁴ 商務部対外投資和合作司のホームページより
<http://hzs.mofcom.gov.cn/article/date/201911/20191102915257.shtml>（最終閲覧日：2019 年 12 月 20 日）。

⁵ 張曉濤、劉億、王鑫「我国“一帯一路”沿線大型項目投資風險—東南亜細地区的証拠」国際貿易 2019 年第 8 期、64-65 頁。“一帯一路”構想が必ずしも十分な成果をあげられていない問題については、例えば、梶田幸雄・江原規由・露口洋介・江利紅『中国対外経済戦略のリアリティー』（麗澤大学出版会、2017 年）などを参照。

ただ、第4次産業革命を考えたとき、“一帯一路”に、目を向けすぎでは誤ることになる。中国政府の対外投資の目的は、投資金額を増やすことにあるのではない。対先進国においては中国ブランドの価値を高めることであり、“一帯一路”沿線国においては新たな市場開拓、中国の政治・経済面における存在感を高めることにある。対外投資では単純に海外に法人を設立し、中国ブランドを構築し、市場を開拓すれば良いというわけではない。技術力の一層の向上のために「中国製造」というよりも「中国創造」に転換するということである。この限りにおいて以下で叙述するが、積極的にM&Aを活用して、先進資本主義国の先端技術の吸収・消化、さらに自主開発技術の習得を見据えている。

では、こうした対外投資戦略を実現するためにいかなる施策を講じているのか。以下、この点について叙述する。

2. 対外投資戦略実現のための施策

李克強首相は、2019年の夏季ダボス会議開幕式で以下のとおりのスピーチを行った⁶。

「改革開放の40年余り、中国はグローバルな分業システムと産業チェーン、イノベーションチェーン、バリューチェーンに積極的に融け込み、開放の約束を全面的に履行してきた。……対外開放の法規体系を整備し、知的財産権の保護にさらに力を入れる。中国の外資参入に対する開放性、透明性、予測可能性はより高まっていき、全般的投資環境はより良くなっていく。」

このための施策として、中国は、これまでに対外投資の審査・許可、財政・税制・金融による支援、行政監督・規範化管理、リスク管理などに関する通知、意見、弁法及び規範文書を40件余発布している。

2017年8月、国務院は「対外投資の方向をさらに導き規範化することに関する指導意見」を発布し、国内企業が対外投資する規範を明確にし、ネガティブリストにより国が奨励、制限及び禁止する対外投資の類型を示した。その後、国務院の指導下で各政府機関による部門別の政策、対外投資企業の安全問題、海外経営行為、信用体系の確立などに関する具体的な運営上の規範及び細則が発布されている。こうした措置の結果、2017年の対外投資額は、2003年以降で初めて対前年比減となった。業種構造の調整が明らかとなった。

それでも海外における活動は活発である。“一帯一路”構想の推進は、中国の対外投資戦略実現のための推進力となる。アジア開発銀行（ADB）は、アジアは2030年までに26兆米ドルのインフラ投資を必要としているところ、中国のインフラ投資は関係国にプラスの影響を与えたとし⁷、“一帯一路”は、2030年の持続可能な開発目標に大きく貢献すると評価している⁸。

⁶ 人民網日本語版、2019年7月3日

<http://j.people.com.cn/n3/2019/0703/c94474-9594237.html>（最終閲覧日：2020年2月5日）。

⁷ China's Belt and Road Initiative in the Global Trade, Investment and Finance Landscape, OECD BUSINESS AND FINANCE OUTLOOK 2018 © OECD 2018, p3.

⁸ 同上、p9.

コラム：“一带一路”の評価 ～ 債務の罠はあるのか。

日本における報道では、中国が“一带一路”構想を進める中で、投資受入国は、中国からの融資に返済能力がないことを認識しつつ膨大な融資を行い、投資受入国を債務超過に陥れ、さまざまな利権を獲得する手段としているのではないかと懸念を示すものが多い。

例えば、一带一路に伴うインフラ建設には中国企業の利益を優先し、地元住民のニーズを無視した事業が多いとの批判がつきまとい、中国企業が落札しなければ中国の銀行から融資を受けにくい「ひもつき融資」である（日本経済新聞、2019年4月27日）というものである。典型的な例としてあげられるのが、スリランカのハンバントタ港建設のための融資であろうか。スリランカは、融資を返済することができずに港の株式の70%が中国企業に売却された。また、債務危機に陥っていたギリシャを財政支援し、中国の国有企業がギリシャ最大規模のピレウス港を買収した（日本経済新聞、2019年5月15日）、街の中心から20キロ近く南東にあるカンボジアのリアム海軍基地の一部を少なくとも30年間、中国が独占利用する（日本経済新聞、2019年8月21日）というのもそうだろうか。

しかし、ニューヨークタイムズ（2019年4月29日）の「“一带一路”は債務漬け外交か？」というDeborah Brautigamの署名記事は、“一带一路”による債務漬けという報道は誇張であると指摘している（<https://cn.nytimes.com/opinion/20190429/china-belt-road-initiative/>）。

ジョンス・ホプキンス大学中国アフリカ研究所が、中国の融資に関するデータと世界銀行及び国際通貨基金（IMF）の統計に基づいて、2017年末までに約17の低所得アフリカ諸国が「債務危機」に陥ったと推定されているところ、ほとんどの債権者は中国以外の貸し手であるという。中国の融資が公的債務の半分以上を占めていたのはコンゴ、ザンビア、ジブチでのみあった。中南米でも同様で、多くの国での中国の融資規模は莫大であるが、中国政府が意図的に低所得国を略奪しているという主張には根拠がないとしている。スリランカのハンバントタ港の建設に関しても言及しているが、同港は同国が輸送ハブとしてシンガポールと競争したいという願望によるもので、失敗はフィージビリティ・スタディ（F/S）のまずさであるという。また、2016年に港の売却交渉が行われたとき、スリランカの対外債務は465億ドルであり、IMFによると、中国に対する債務はわずか10%しかなかったという。そこで、中国政府が自らの利益のために債務を戦略的に発行するという中国政府の考えには、実際には根拠がないという。

ただ、中国に対する警戒感に西側諸国による誇張ないしは誤解があるにしても、中国の海外での融資方法は問題があることも事実である。多くの融資プロジェクトが公開入札なしで取引され、このために高額な賄賂のやり取りがあるとの指摘もある（Chinese Investments in Africa: Four Anti-corruption Trends to Watch, Sep 19, 2019,

<https://knowledge.wharton.upenn.edu/article/chinese-investments-africa-four-anti-corruption-trends-watch/>最終閲覧日：2020年1月26日）。このような点を勘案すると、中国は、さまざまなデータを公開し、透明性を高めたマネジメントをする必要がある。

問題の所在は、対外投資後の中長期的な管理ができていないこと、国際コーポレートプランニングに対する知識が欠如していることにあると考える（この点については、梶田幸雄「新しい成長戦略の可能性と隘路～“13・5”計画、“走出去”戦略と“一带一路”構想」『中国の第13次5ヵ年計画と一带一路戦略を中心とする対外発展戦略の国際経済への影響』国際貿易投資研究所、ITI調査シリーズNo.44、2017年2月、22頁参照）。

一方で、米中ハイテク摩擦でトランプ米政権は、中国の通信機器大手、華為技術（ファーウェイ）に対する圧力を強め、EU や日本も中国企業による自国の直接投資などに関する審査基準を強化しつつある。このために 2018 年には中国製造業の対外直接投資は対前年比 31.36%減少した⁹。中国は、国際特許の出願数では世界首位に立つ一方、質の側面では「優良」とされる比率が 2 割にとどまることが分かった。55 以上の偏差値を持つ「優良特許」が全体に占める比率はファーウェイが 21%。インテル（32%）やクアルコム（44%）など米国勢との差は大きいという¹⁰。そうであるのでファーウェイは近年、質の向上を狙い特許買収を積極化しており、同社が海外企業から買収した特許数は約 500 件で、うち 250 件を米企業から買い取ったという¹¹。

中国にとっては、対外投資に関する法の整備、M&A をしやすくする支援策の整備などが急務となっている。技術の発展過程の最終段階としての「自主開発」「イノベーション能力」を固めなければならない。

このために、グローバルな貿易と投資の利益を最大化するために競争の場を平準化しながらこれらの目標を達成しようとし、多くの分野で「グローバルなデフォルト」としての技術基準を確立しようとしている。例えば、超高電圧（UHV）電力線に関しては、中国全土で UHV 基準が確立されており、中国内外で活動する中国企業が国際的に UHV 基準を採用しようとする上で確固たる地位を築いている¹²。

チャイナ・テレコム、チャイナ・モバイル、チャイナ・ユニコムは、ファーウェイや ZTE などのプロバイダーに投資し、ネットワークの目的に合った標準を求める競争が進んでいる 5G 分野で業務を展開している。5G は、モノのインターネット、自動走行車の運用、ドローン、スマートシティ、その他の主要分野を牽引する技術となる。各世代の基準は、必要な知的財産権とネットワーク市場シェアを持つ者によって設定されることになる。中国は、この分野において米国、韓国、ヨーロッパと 5G のリーダーシップの地位を争っている¹³。

2016 年から 2018 年の間に、中国企業は米国企業よりも多くの AI 関連特許を出願した。2018 年だけでも人工知能に関する 30,000 件の新しい特許出願をしている。これはわずか 5 年間で 10 倍の増加である¹⁴。中国国務院は、2030 年までに 1 兆元の産業に成長させるとしている。教育部は独自の「大学および大学向け AI イノベーションアクションプラン」を起草し、50 の世界クラスの AI 教科書、50 の国家レベルのオンライン AI コース、50 の AI 研究センターを 2020 年までに設立するとした。

では、実務の動向はどうであるのか。次に中国企業の対外投資の現状について概観する。

⁹ 洪俊傑「中美貿易摩擦对中国製造業的影響及中国策略」国際貿易、2019 年第 8 期、25-26 頁。

¹⁰ 日本経済新聞、2019 年 10 月 27 日。

¹¹ 同上。

¹² 前掲注(6)、13 頁、27 頁。

¹³ Paulson Institute (2015), "Power Play: China's Ultra-High Voltage Technology and Global Standards", *Paulson Papers on Standards*, April, http://www.paulsoninstitute.org/wp-content/uploads/2015/04/PPS_UHV_English.pdf. (最終閲覧日：2020 年 1 月 26 日)。

¹⁴ Why China's AI players are struggling to evolve beyond surveillance
Suspicion and reliance on state support make Chinese technology a hard sell overseas, DECEMBER 18, 2019 (NIKKEI ASIAN REVIEW) .

第3節 対外投資の現状

1. 概況

中国&グローバル化研究センター（CCG）が発表した「中国企業のグローバル化レポート（2020）」によると、2018-2019年の中国企業の対外直接投資は、3年連続して世界の外国直接投資の10%以上を占め、世界3位の規模であるという¹⁵。2018年に中国企業の海外直接投資は1,430億米ドルであった。海外投資の方式は、M&A及びグリーンフィールド投資である。海外M&Aは主にEU、アジア、米国で実施されている。M&Aの目的は、(1)比較的短期間にターゲット市場に参入でき、(2)ターゲット企業の技術、経営手法、商標、その他無形資産などを獲得することができることにある。業種を見ると、ハイエンド製造、情報技術、生物医学、消費財などとなっている。

商務省のデータによると、2019年上半期の中国のリース及びビジネスサービス、製造、卸売および小売、鉱業、情報・ソフトウェアなどを主体とする非金融外国直接投資は538億ドルで、対前年比5.9%の減少であった¹⁶。投資分野に関しては、製造業、情報・ソフトウェア、情報技術サービス産業への投資の伸び率が高い。

中国企業は、グローバル・バリューチェーンのハイエンド分野でのM&Aを活発化させようとしている。2019年上半期、中国企業の海外でのM&Aの上位3業種はTMT（50.8億ドル）、消費財（31.8億ドル）、医療健康および生命科学（20.5億ドル）であり、上半期のM&Aの50%以上を占めている。また、金属産業は対前年比増を記録したが、他の産業は減少した。取引件数で見ると、上位3業種はTMT（67件）、消費財（40件）、先進製造・輸送（33件）で、同期間の合計の54.5%を占めている。

ターゲット地域についてみると、アジアとオセアニアが依然として多く、アジアは、78億5,000万米ドル、21.9%増、オセアニアは、42億米ドル、38.3%増と大きな伸びを示している。アジアは、主にTMT、消費財、金融サービスにおけるM&Aが多く、オセアニアは、主に健康および生命科学、不動産、ホテルおよび建設産業であった。

2. 実務の動向

中国の対外投資、外国企業買収目的が上述したとおりであるから、中国企業の海外M&Aは、先進資本主義国企業の投資とはまったく異なり、市場規模についてあまり関心を持たず、収益性が低く、規模が大きく、負債水準が高くても、特許が多いターゲットを獲得する

¹⁵ 国際商報、2019年11月12日。

¹⁶ <https://www.ey.com/cn/zh/newsroom/news-releases/news-2019-ey-overview-of-china-outbound-investment-in-h1>（最終閲覧日：2019年12月22日）。

傾向がある¹⁷。

では、具体的にどのような M&A が行われているのか。

「中国企業のグローバル化レポート（2020）」では、2018 年に(1)雲峰基金聯合魚躍と万東医療などがイタリアの医療機器メーカー Esaote を 19 億元で買収したこと、(2)聯合微創医療が 1.9 億ドルでイタリアの医療機器メーカー LivaNova 傘下の心拍リズム管理業務（CRM）を買収したこと、(3)鼎暉投資聯合遠大医薬が 14 億ドルでオーストリアの肝臓がん治療機器メーカー Sirtex-Medical を買収したことが紹介されている。また、2019 年 1 月には青山実業がインドのドレラに 30 億ドルを投資して、ステンレス鋼と電気自動車のバッテリー工場を建設すると発表したこと、山東如意科技集団ほか 3 月に世界最大の繊維、布地、表面コーティングの総合生産・販売会社である米国の Invista 傘下の 3 大ブランド及び生産ラインを買収する発表をしたことが紹介されている。

上海証券報は、(1)海信集団が 2018 年 7 月に EU の 8 大白物家電メーカーの 1 つである Gorenje の株式の 95.42% を 2 億 9,000 万ユーロで取得したこと、(2)巨星科技が、ワーキングスロテージソリューションで世界有数のプロバイダー及びメーカーであるスイスの Lista Holding AG の全株式を約 12 億元で取得したこと、(3)凱利泰が子会社の上海頤峰などを通じて RF アブレーションエネルギープラットフォーム技術を獲得するために米国の医療機器メーカー Elliquence の全株式を 7,715.2 万ドルで取得したこと¹⁸、(4)寧徳時代とドイツ・テューリンゲン州政府がドイツ最大のリチウム電池生産工場を建設するために 2 億 4000 万ユーロを投資する契約に署名したこと、などを伝えている¹⁹。

知的財産の塊といわれる産業用ロボット業界で、中国メーカーによる海外企業の買収が相次いでいることも報じられている²⁰。中国産業用ロボット大手の南京埃斯頓自動化（エストゥーン、江蘇省）は、独メーカー・クルースの買収を発表した。既に独政府の承認も得て、2019 年内にも買収を完了（株式を 100% 取得）する見通しである²¹。2017 年には英トリオなど 3 社を相次ぎ買収しており、南京埃斯頓自動化による海外企業の買収はこれで 5 社目である。ロボット制御用システムを手掛ける江蘇哈工智能機器人（江蘇省）は 2019 年 11 月末までに、自動車業界向けのロボットに強い独ニマックグループを約 6500 万ユーロで買収する（2020 年 1 月末時点で買収が完了したという報道はまだない。）。

¹⁷ Clemens Fuest (EconPol Europe, ifo Institute, LMU), Felix Hugger (LMU), Samina Sultan (LMU), Jing Xing (Shanghai Jiao Tong University), What Drives Chinese Overseas M&A Investment? Evidence from Micro Data, EconPol WORKING PAPER (European Network of Economic and Fiscal Policy Research), 2019 November Vol. 3.

¹⁸ <http://www.chinabiotoday.com/articles/Shanghai-Kenetic-Eliquence-77-Million>
（最終閲覧日：2019 年 12 月 25 日）。

¹⁹ 上海証券報、2018 年 7 月 12 日。

²⁰ 日本経済新聞、2019 年 11 月 26 日。

²¹ <http://metalworkingnews.info/chinas-estun-automation-acquires-germanys-carl-cloos-welding-technology/>
（最終閲覧日：2020 年 1 月 26 日）。

このように中国企業による先端技術を有する海外企業の買収は活発だが、これを実現させているのは、中国政府による補助金支出という援助があるがゆえだと指摘されている。実際に上述の産業用ロボットの各社開示資料によると、例えば埃夫特智能裝備（アイフォート、安徽省）は2018年に少なくとも1億7,000万元、エストーン約3,000万元の補助金を得ている。浙江省では、新規にロボットを購入した企業には購入額の約1割、河南省は最大300万元の補助金を供与するという²²。

このような政府の補助金による支援策に米国を中心に警戒感が強まっており、かかる中国政府の政策に対する反対も強まっている。以下においては、中国企業による先進資本主義国の投資審査強化の現状について検討する。

3. 投資審査を強化する西側諸国

2019年上半期のEUにおける中国企業の合併と買収の金額はわずか36億2,000万米ドルで、86.6%の急激な減少で、ここ数年で最大の減少を記録した²³。これには、西側諸国が中国企業による投資審査を厳しくしてきていることがある。

2018年8月に煙台市台海集団が独の精密機械メーカーで原子力関連事業も行っているライフェルト・メタル・スピニングの買収を計画し、この許可申請をドイツ政府にしていたが、独経済省が「安全保障を脅かす」との理由で、この買収計画を却下したことが伝えられた²⁴。独政府の2017年7月に外国企業による国内企業の買収に関する規制を強化したことによる判断結果であった。従来から防衛関連や情報セキュリティなど限られた分野の企業買収については、議決権の25%以上を取得する場合は経済省の審査が必要だったが、さらに広範に審査されることになったものである。

EUでは、欧州自由貿易連合（EFTA）以外の地域の企業による重要なインフラ産業などへの出資も規制されることになった。

Mercator Institute for Chinaによると、2018年にスクリーニングフレームワークが導入されていた場合、100万ユーロを超える中国の投資の83%がこの制度の下で調査された可能性があるという²⁵。

米財務省は、2019年9月17日に外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）を公表した²⁶。FIRRMAは審査対象とする取引を、外国人による米国事業への支配的な投資のみならず、非支配的な投資（Non-Controlling Investments）にも拡大するとし、それらには次の事項を可能にする取引が含まれるとしている。

²² 前掲注(19)。

²³ <https://www.ey.com/cn/zh/newsroom/news-releases/news-2019-ey-overview-of-china-outbound-investment-in-h1>（最終閲覧日：2019年12月22日）。

²⁴ 日本経済新聞（2018年7月29日）ほかの報道より。

²⁵ China Briefing breaks down the screening process and assesses its possible impact on Chinese outbound FDI. <https://www.china-briefing.com/news/investment-screening-eu-impact-chinese-fdi/>（最終閲覧日：2019年12月25日）。

²⁶ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/09/f1879a687f3d8e6d.html>（最終閲覧日：2019年12月25日）。

- ・米国事業が保有している重要な非公開の技術情報へのアクセス
- ・米国事業の取締役会または同様の組織体の構成員またはオブザーバーとなる、もしくは構成員を推薦する権利
- ・重要技術、重要インフラ、もしくはセンシティブな個人データに関わる米国事業の実質的な意思決定への関与（ただし、株式の議決権行使は除く）

日本でも外資規制を強化するために 2019 年 10 月に外為法改正案が定められた²⁷。安全保障上、重要な日本企業への外国資本の出資や役員選任提案などへの規制を強化する。2020 年度中に施行したいと考えて、例えば、(1)これまで上場企業で 10%以上の株保有が事前届け出の対象だったが、改正案で 1%以上に下げること、(2)外国投資家がすでに出資した日本企業に役員選任や重要な事業の売却を提案する場合なども事前届け出の対象に加えること、などが内容となる。

このような情勢の中で、中国は果たして第 4 次産業革命を達成することができるだろうか。西側諸国からの厳しい視線のほかにも課題はないだろうか。以下、この点について検証する。

第 4 節 情報化社会の衝撃 — 今後の課題

1. 第 4 次産業革命は成るか

第4次産業革命を成功させる要は何か。この要として、(1)人材の育成と確保、(2)外資導入、対外投資における制度面の整備、(3)西側諸国との信頼関係の構築、(4)人権保障を指摘したい。この4点はそれぞれ独立して行えるものではなく、相互に密接な関連がある問題である。これらが有機的かつ有効に機能しなければ、中国経済の成長方式を転換し、産業のグレードアップを図ることは難しいのではないか。

人材育成と確保については、国内の AI 人材の育成だけでなく、国外の人材の活用ということもある。この場合、詳述しないが、外国人技術者に対する人権保障などが確約されなければならない。

外資導入に関しては、商務部の発表によると 2019 年 1～11 月に新たに登記された外資系企業（非金融系）が 3 万 6,747 社、実際の投資金額が 8,459.4 億元（1,243.9 億ドル）、6%増であった²⁸。このうち、ハイテク産業に関しては、実際の投資額が 2,407 億元で対前年同期比 27.6%増。医薬製造業、電子及び通信設備製造業は対前年同期比でそれぞれ 43.9%、

²⁷ 日本経済新聞、2019 年 10 月 18 日。

²⁸ 中国商務部 2019 年 12 月 3 日発表：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/sjjd/201912/20191202921902.shtml>
 （最終閲覧日：2019 年 12 月 26 日）。

10.6%増であり、ハイテク技術サービス業も 43.4%増であった。

国務院は、2019 年 10 月 16 日に「さらにしっかりと外資を利用する業務を行うことに関する意見」を發布し、ここで 20 項目の政策が述べられている。例えば、(1)全国の自由貿易区における外資参入制限業種を減じ、金融業の開放速度を速め、自動車産業への優遇措置を拡大し、公平な競争環境を整備すること、(2)科学技術イノベーション・サービス分野への投資を優遇し、自由貿易区、国家級の経済技術開発区のレベルアップ、西部地区の保税區を増設すること、(3)外貨送金コストの低減、外国籍従業員の訪中利便性の向上、外資プロジェクトの審査手続を優遇すること、(4)外資企業の適法な権益を保護するため、外商投資法を全面的に実施し、各種文書の透明度を高め、知的財産権を保護し、外資企業の中国の規格化業務を認め、政府の入札に参加できるように法による平等を保障することなどである。

対外投資に関しては、上述した国務院の「さらに対外投資の方向を導き規範化することに関する指導意見」がある。ただ、これに関しては、法律面の保障を欠いていると思われる。対外投資の管理部門が多岐にわたり、統一的管理、職責が明らかでない。すなわち、管理の空白があるということである。このことは、政府が企業の対外投資を管理するということであり、民間企業の自主性がない。そうであると企業の知恵・経験が働かないのではないか。グリーンズパン元 FRB 議長は、言論や行動の制限が強まれば、資本主義の力の源泉である「型破りなイノベーション」は生まれにくくなると指摘している²⁹。

西側諸国との信頼関係の構築、人権保障ということに関しては、以下の問題を指摘できる。

トランプ米政権は2019年10月7日、監視カメラ世界首位の杭州海康威視数字技術（ハイクビジョン）など中国の28団体・企業に輸出禁止措置を課すと発表した。米国は中国が新疆ウイグル自治区で少数民族を弾圧していると批判し、貿易交渉の再開を目前に人権問題でも圧力をかけた³⁰。ペンス米副大統領は2019年10月24日、対中国政策についてワシントン市内で演説し、中国が「かつてない監視国家を構築している」と主張した³¹。

中国は急速に情報化社会になっており、このことがさらにIoT、AIやロボット、フィンテックなど技術革新をもたらす力となるが、一方で国内の監視社会化による人権侵害をもたらしかねないという懸念を生む。以下、情報化社会がもたらす衝撃について考えてみたい。

2. 情報化社会の進展と監視社会化の懸念

中国インターネット情報センターが 2019 年 8 月 30 日に発表した「中国インターネット発展状況統計報告」によると、2019 年上半期までに中国のインターネットユーザーは、8 億 5,400 万人で普及率は 61.2%に達し、スマホによるインターネット利用はユーザー数の

²⁹ 日本経済新聞、2020 年 1 月 6 日。

³⁰ 日本経済新聞、2019 年 10 月 9 日。

³¹ 日本経済新聞、2019 年 10 月 25 日。

99.1%に達している³²。利用範囲は広く、通販、配車アプリによるタクシー利用、コンビニやレストランなどの決済、株式投資など極めて広範に使われている。農村でも農民が収穫した農産物を販売する手段としてインターネットを利用するようになってきている。次世代（第5世代=5G）の移动通信技術の開発では世界をリードするまでになってきている³³。

2019年2月、広州医療センターの130万人の患者から得られたデータに基づいて訓練された人工知能（AI）システムは、一般的な小児疾患の診断において一部の医師よりも優れているという。また、脳腫瘍の診断で北京のトップ医師よりも優れているというAIも出現した。ハイテク大手Tencentは、パーキンソン病の患者を診断できるAIプログラムの臨床試験の最中であるという³⁴。

顔認証技術も著しい進展を見せている。コンビニでタブレット端末に自分の顔を映すだけで決済が済み、導入店は約1千店に達した。切符を使わずに顔認証で改札を通れる地下鉄も増え、顔認証決済の利用登録者は1億人を突破した³⁵。

このような技術進歩には、ディープラーニングが不可欠であるが、このためには多くのデータが収集されなければならない。このデータ収集を可能にしているのが、中国政府の政策にある。公共の場所における軽犯罪防止などが目的であるとするが、これが企業によるデータ収集、分析、利用を可能にしている。現在、およそ1億7,000万台のCCTVカメラが中国で稼働しているという。これは、国内の12人に1台に相当します。2018年には、歩行の動きだけで最大50メートル離れた人を認識できる歩行認識技術が導入されている³⁶。

上述の通り、社会主義市場経済の進展、および情報産業の発展、とりわけインターネットの普及などにより、個人情報が増え、氾濫してきている。これら個人情報は、例えば、各種マーケティングに使われるアンケート調査、ネットを通じた商品購入、各種の会員登録、求職、自家用車の購入、住宅の購入、病院での治療・入院など、さまざまなルートで集められる。

³² 経済日報、2019年8月31日。

http://www.xinhuanet.com/2019-08/31/c_1124944021.htm（最終閲覧日：2019年12月27日）。

³³ 中国版GPSを統括する中国衛星導航システム管理室の再承其主任は、2019年12月27日に、2020年6月までに北斗の衛星をさらに2基打ち上げて中国版全地球測位システム（GPS）「北斗」を完成し、高精度の位置情報など総合的なサービスの提供を始めると表明した。現在、誤差が5メートル以内の位置精度を中国とその周辺地域などに限りながらもセンチメートル単位まで引き上げる。中国政府が後押しする自動運転技術の開発に役立てる。湖北省武漢市で近く始まる自動運転技術を利用したバス運行でも北斗と5Gの両方を活用する計画である。すでに中国のスマートフォンの70%以上に北斗の位置情報サービスを利用できる機能が搭載されているが、衛星を使ったメッセージの通信するサービスも追加する。測位衛星に関連する特許申請件数はこれまでに7万件で、世界1位であるという（日本経済新聞、2019年12月28日）。

³⁴ Caroline Meinhardt, The Hidden Challenges of China's Booming Medical AI Market, 2019.6.24

³⁵ 日本経済新聞、2019年10月26日。

³⁶ Anthony Cuthbertson, Device's resolution is five-times more detailed than human eye, <https://www.independent.co.uk/life-style/gadgets-and-tech/news/china-surveillance-camera-facial-recognition-privacy-a9131871.html>, 2 October 2019.10.2（最終閲覧日：2019年12月27日）。

この個人情報、各関係機関や企業から無意識に流出し、または意図的に漏洩され、売買されることがある。そして、このことがさまざまな被害をもたらしている。この被害には、(1)各種の勧誘電話が頻繁にかかってきたりして、市民の日常生活を不安定にさせ、商業道徳や秩序を破壊するというものから、さらには、(2)個人情報を不法に盗み出すという窃盗事件、(3)対立する相手の個人情報を入手して、相手を誹謗中傷するなどがある。

つい最近まで、このような個人情報について、その管理意識はそれほど高くなかった。個人情報の保護に無頓着という中国人の意識もあるだろうか。さらには、中国政府がさまざまな取締りのために積極的に利用したいという意向が働いていることもあるだろう。

2018年3月、百度（バイドゥ）のCEO李彦宏氏は、北京で開催された中国発展エグゼクティブ・フォーラム(China Development Forum 2018)において「中国人は、個人情報に対して敏感ではない。自身の生活がもっと便利に、効率的になるのであれば、ほとんどの人は進んで提供してくれるだろう。」と語った³⁷。

個人情報ほか各種データが、IoTやAIの技術発展の糧になることは確かであるが、李彦宏氏の発言が多く論争を巻き起こした。中国人はそこまで個人情報保護に無頓着であり、監視社会化を何とも思わないのかと。西側諸国からの指摘が多いが、中国国内でも個人情報保護のための施策が必要であるとの声が大きくなってきている。個人情報を利用した事件や日常生活上の不便や被害の発生が急激に増えるなかで、対応が必要になってきた。

その対策の一つとして、まず、「情報安全技術・個人情報安全規範」（以下、「個人情報安全規範」という。）が2018年5月1日から施行された。この規範を制定した趣旨は、情報技術の急速な発展とインターネットの普及により、ますます多くの機関が大量に個人情報を収集、利用し、人々の生活に利便性をもたらしている一方で、同時に個人情報の不法な収集、濫用、漏えいなどの現象が多く、これに対して個人の合法的権益と社会公共の利益を最大限保障する必要があるとの考えによる。

個人情報安全規範によると、個人情報とは、電子またはその他の方法で記録される、単独またはその他の情報とともに特定の自然人の身分を識別するに足りるまたは特定の自然人の活動状況を反映する各種情報をいう。この情報には、姓名、生年月日、身分証明書番号、生理学的情報、住所、通信通話の連絡方法、通信記録、IDパスワード、財産状況、位置情報、居所、健康状況、取引情報などが含まれる。また、ひとたび漏えいや違法な提供または濫用され、さらにこれにより生命や財産の安全に危害が及び、個人の名誉、身体の健康に損害を与え、差別待遇を生むなどの恐れのある個人情報は、「個人敏感情報」(personal sensitive information)とされる。個人情報安全規範は、さらに個人情報収集主体が、個人情報利用について当該個人から同意を得る方法、また、プライバシーポリシーの作成モデルを示している。

もう一つの対策として、民法典の編纂が進められていることがある。2018年8月の第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議において民法典編纂に関する審議が行われた。

³⁷ Matthew Nitkoski, *Defending China's Data*, US China Business Review, 2018.10.2, <http://www.chinabusinessreview.com/defending-chinas-data/>（最終閲覧日：2019年12月27日）。

草案では、民法総則以外に6つの編を構成しようとし、その1編に「人格権」がある。人格権が、1つの独立した編として民法典に組み込まれようとしていることは注目に値する。人格権は、生命、身体、健康、名誉、氏名、肖像、プライバシー、個人情報など、人と分離することのできない利益（人格的利益）を対象とする権利であり、人格編は6章45条から成る。さらに特徴的であるのは、物理的空間の人格権を保護するだけでなく、ネットワーク環境における人格権の保護も規定していることである。また、セクシャルハラスメントの禁止、ストーカー行為の禁止、正確かつ完全な信用記録の維持、個人の遺伝情報といったプライバシーの保護などについての規定も見られる。ただ、現時点において「その他の人格権益」の概念は明確に規定されていない。民法典で明確に規定されていない人格権益というものもあると考えられるが、これをどのように保護するのか。

民法草案第812条にホテルの部屋などの個室での覗き見を禁止する規定が追加された。ただし、覗き見はリアルタイムで行われる覗き見を指し、プロ用機器で撮影された写真の保管、処理、販売を完全にはカバーしていない³⁸。したがって、予防機能を強化し、比較法に「設計によるプライバシー」の原則を導入し、オペレーターの設計段階からプライバシーを侵害する可能性のあるあらゆる種類の行動を考慮し、合理的に設定することを要求する必要がある。

監視社会化の進展が見られる中で、上述の通りの人格権保護、個人情報保護の試作も講じられようとしていると言えるのだろうか。もう一つ興味深い動きがある。

今日の中国で犯罪が組織化、知能犯化し、ますます増加しているところ、この摘発に「おとり捜査」（誘惑偵査）が随分と利用されている。近年増加している犯罪では、とりわけ薬物事犯の増加傾向が著しい。北京市朝陽区人民検察院では1999年に1,000件以上の薬物事犯を検挙している。2004年の全国の禁止薬物吸引者は、79.1万人であった³⁹。

この犯罪検挙におとり捜査が随分と使われている。桂林市のある区では、法院が受理した薬物事犯および偽造通貨製造・行使犯94件、130人のうち、81%がおとり捜査によって検挙されたという⁴⁰。このような事実があるところ、おとり捜査に対する批判の声も上がっている⁴¹。

おとり捜査に関して、(1)肯定説、(2)否定説、(3)有限肯定説がある。肯定説は、犯罪が多発しているところ、通常の捜査手段では摘発が難しく、多くの国でもおとり捜査が行われているから、客観的に必要であるという。否定説は、法的根拠がなく、刑法の規定からすれば違法行為ではないかという。また、すべての捜査官が善良であるわけではなく、捜査官が薬

³⁸ 王利民「民法典人格権編草案の亮点及完善[民法分則第三編]」

<http://www.civillaw.com.cn/zt/t/?id=35215>（最終閲覧日：2020年1月26日）。

³⁹ 法制日報、2006年6月26日。

⁴⁰ 王超「誘惑偵査的是与非」『山東公安高等専科学校学報』2002年第3期。筆者はこの論文を所持していないので、法制日報（2006年6月26日）によった。

⁴¹ 「評論：誘惑偵査所取証拠能否採信仍有爭議」法制日報、2006年6月26日。

物を受け取り、これを自ら流通させるなどの不正行為が起こるのではないかと指摘する。有限肯定説は、おとり捜査による被害者がなく、かつ重大な犯罪に対しては、適法とされる基準および手続を設け、この範囲で認めてもよいという。

このような各説があるところ、王超は否定説に立ち、(1)一般におとり捜査には、「官本位」という文化があり、捜査権を濫用するようなことが起こり、犯罪検挙のための功利主義が生じるという弊害があり、(2)有罪を推定することであり、(3)公民の人格的自律権を侵害することになる、とその理由を述べている。

そこで、王超の主張の注目すべき点は、官本位文化が根付いた中国で、人格的自律権という概念を持ち出していることである。一般の市民がどこまで人格的自律権なる概念を認識しているか否かは判断できないが、少なくとも知識層ではこのような概念を十分に意識し始めているということである。憲法改正などを経て、一般の市民も明確に認識はしないところ、人格的自律権を持ち始めているといえるのかもしれない。法制日報でおとり捜査に対する批判の評論が掲載されたということは、人格的自律権に対する意識の高まりではないだろうか。官本位からの自律でもあり、このような意識が生じることは民主化の推進力となる。

中国は、今、個人情報保護法の制定に向けて法案を起草中であり、2020 年内の立法計画に繰り入れられていると発表されている。最後に、個人情報保護法制定の動きについて見てみたい。

3. 個人情報保護法制定の必要性

個人情報保護については、2002 年 12 月の第 9 期全人代常務委員会第 31 回会議の席上において、民法改正案が審議された際に、私人の情報の秘密を保護しようとの条文の加筆が検討された。しかし、このときには個人の秘密保護としては条文化されなかった。民法においては、名誉権や肖像権といったかたちで個人の権利保護がなされるにとどまっているのが現状である。今日においても、個人情報の漏洩で権利侵害があったとすれば、名誉権による訴えが一般的ということになるだろうか。

その後、2003 年に国务院の関係部門が、学者ら専門家による「個人情報保護法起草チーム」を設置し、立法手続が開始されている。このチームによる第 1 次草案は 2005 年に完成している。

こうした中で、2015 年 8 月に改正された刑法（刑法改正法九）第 17 条は、個人情報侵害罪について、個人情報を取得する事業者が、事業において取得した情報を他人に売買または不法に提供した場合には重く処罰するということを規定している。これは、従来の個人情報取扱者が「国家機関または金融、電信、交通、教育、医療その他の分野に関する組織体の職員」であったのを広く個人情報取扱事業者全般に拡大したものである。また、第 28 条には、インターネット安全管理義務履行拒否罪という罪が新設されている。このインターネット安全法は、この刑法改正法九に対応するものである。

これに対応するように 2017 年には、「中華人民共和国インターネット安全法」、「最高人民法院と最高人民検察院の公民の個人情報刑事事件の法律適用の若干の問題に関する解釈」が施行された。中国社会における個人情報保護に関する関心度は非常に高まり、企業も個人情報の取り扱いについて一層注意を払う必要に迫られていたことによる。「インターネット安全法」では、重要情報インフラ運営者の範囲が、ネット関連業者だけでなく、報道機関や医療、教育、保険、交通、エネルギーなど多くの業種、さらにその他の重要な業者と網羅的に捉えられているのと同様である。

前述した個人情報安全規範を制定した趣旨は、情報技術の急速な発展とインターネットの普及により、ますます多くの機関が大量に個人情報を収集、利用し、人々の生活に利便性をもたらしている一方で、同時に個人情報の不法な収集、濫用、漏えいなどの現象が多く、これに対して個人の合法的権益と社会公共の利益を最大限保障する必要があるとの考えによる。

そこで、個人情報安全規範は、企業が個人情報を収集、保存、使用、共有、譲渡、開示する場合に注意しなければならない 130 項目の措置についてのガイドラインを示した。この中には、個人情報の海外移転の要件について、個人情報の管理者は、個人からの明確な同意、法律の明文上の規定、または監督機関の同意をあげ、これがなければ当該個人情報を海外に移転してはならないとの規定が設けられたことも注目されるところである。

個人は、如何に自らの情報を管理し、コントロールする権利を守ることができるか。また、政府や事業者が個人情報を保護しつつ、如何に個人情報を経済活動に活用するか。今後、十分に検討されなければならない課題である。しかし、現時点において個人情報保護法そのものが制定されていない状態であり、なお曖昧さがある。個人情報保護法は、全人代常務委員会法制工作委员会により草案が起草され、同常務委員会において第 3 稿まで審議、修正が行われている⁴²。個人情報保護法により、上述の曖昧さは解消されるだろうか。

2019 年 12 月 15 日に清華大学法学院の主催により、「個人情報司法保護の現状と趨勢シンポジウム」が開催されている⁴³。このシンポジウムにおいて、以下のような動向や若干の問題点が指摘されている。

個人情報保護法において、個人情報とは、電子又はその他の方式で記録された単独又はその他の情報と結合させることで自然人の身分を識別できる各種の情報であり、これには公

⁴² 筆者は、この審議稿を所持していない。参考になる草案として、中国人民大学法学院張新宝教授の「個人情報保護法（専門家建議稿）」がある。張新宝教授の建議稿によりある程度の検討ができると考える。それは、張教授は国家社会科学基金の重大プロジェクト「インターネット安全の関する主要立法問題」研究チームの筆頭専門家であり、この研究において個人情報保護法についての研究もしており、その成果の一つとして建議稿を発表しているからである。全人代表大会常務委員会法制工作委员会が立法作業を行う場合にこのプロジェクトが大いに参考にされているのが通常である。個人情報保護法（専門家建議稿）は、全 9 章、106 条からなる。第 1 章「基本規定」、第 2 章「個人情報保護基本原則」、第 3 章「個人情報保護基本制度」、第 4 章「情報業者と個人情報処理」、第 5 章「政府部門の個人情報処理」、第 6 章「監督管理」、第 7 章「救済」、第 8 章「法律責任」、第 9 章「附則」である。

⁴³ <http://www.civillaw.com.cn/zt/t/?id=36436>（最終閲覧日：2019 年 12 月 28 日）。

民の姓名、生年月日、身分証番号、個人の生物識別情報、住所、電話番号などを含む。ただ、これでは不十分であり、審議第3稿では、「電子メール」と「位置情報」が明示的に追加されましたという。この定義は、サイバーセキュリティ法の個人情報の定義に基づく修正および改善であり、欧州連合の GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）など諸外国の立法動向にも準拠しようとするものである。

中国法学会研究部の彭伶副主任は、個人情報の保護にいくつかの矛盾があると指摘した⁴⁴。第一に、法律と現状の矛盾である。法律は個人情報を非常に重要視している。しかし、同時に、インターネットのプラットフォームなどの企業は、多くのチャンネルを通じて個人情報を収集している。多くのチャンネルから情報を収集しているため、情報漏洩が増えているという。第二に、政策の矛盾がある。個人情報とプライバシーを保護する必要があると言う一方で、情報主体がスマートシティの構築などのために多くの情報を収集することを認めている。さらに、市民は、その情報が使用されていることさえ知らないと言う。第三に、個人情報の安全、国家の安全、および社会正義の間に潜在的な矛盾があることである。いかなる価値基準を定めるのか明らかになっていない。

これに対して、北京大学法学院の王錫鏞教授は、個人情報の保護は非常に重要であるが、産業の発展、厚生の改善、さらには国家安全保障が情報に依存しているため、インフォームドコンセント、必要性、および目的の一貫性の原則により、個人情報の合理的使用を容認する基準を検討することが必要であると言う⁴⁵。

個人は、如何に自らの情報を管理し、コントロールする権利を守ることができるか。また、政府や事業者が個人情報を保護しつつ、如何に個人情報を経済活動に活用するか。今後、十分に検討されなければならない課題である。

第5節 まとめ

中国で第4次産業は急速に発展している。これを支えているのは、対外開放政策であり、対外直接投資や M&A である。対外投資、M&A を推進するための施策として、中国は、2017 年 8 月、国務院は「対外投資の方向をさらに導き規範化することに関する指導意見」を發布するなど、対外投資の審査・許可、財政・税制・金融による支援、行政監督・規範化管理、リスク管理などに関して各種の通知、意見、弁法及び規範文献 40 件余を發布している。中国&グローバル化研究センター（CCG）が発表した「中国企業のグローバル化レポート（2020）」によると、2018-2019 年の中国企業の対外直接投資は、3 年連続して世界の外国直接投資の 10%以上を占め、世界 3 位の規模である。

第 4 次産業革命の進展は順調に見える。しかし、国際特許の出願数で世界首位に立つ一

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ 同上。

方、質の側面では「優良」とされる比率が2割にとどまる。55以上の偏差値を持つ「優良特許」が全体に占める比率はファーウェイが21%。インテル（32%）やクアルコム（44%）など米国勢との差は大きい。米国との間の貿易摩擦、知的財産権の高度な保護の要請が、足枷となる懸念も指摘されるだろう。このとき、中国は対外・対内投資のための政策の再構築及び法整備が求められる。

さらに第4次産業の重要な推進力となるのが、情報である。中国は急速に情報化社会になっており、このことがさらにIoT、AIやロボット、フィンテックなど技術革新をもたらす力となっている。ただ、一方で国内の監視社会化による人権侵害をもたらしかねないという懸念を生む。個人情報の保護に無頓着という中国人の意識もあるだろうが、西側諸国との取引を継続するためにも個人情報保護法（2020年に制定。公布予定）の整備などが不可欠である。

なお、アジア太平洋経済協力会議（APEC）には「越境プライバシールール（CBPR）」枠組みがあり、日本、米国、カナダ、韓国などが参加し、参加国間で企業が情報をやり取りしようという場合に、認証団体の審査に通ることを求める。中国は外国企業が中国国内での事業活動で得たデータの国外持ち出しを禁じる一方、日本と中国の間には双方の制度への信頼に基づいた枠組みはない。今後、中国もAPECのCBPR枠組みに加入することが求められ、また、日中間においても当該問題に関する協力枠組みを形成する必要もあるかも知れない。

第2章 介護分野の日中協力

ジャーナリスト 高田 智之

はじめに

大規模な高齢化が猛烈な勢いで進む中国では、政府が養老サービス産業発展に関する意見を発表した2013年を「高齢者産業元年」と位置付けている。2018年5月の日中平和友好条約締結40周年記念行事で李克強首相が「日本は高齢者福祉で豊富な経験を積んでいる」と日本に協力を呼び掛け、介護サービス協力フォーラムが相次いで開催されるなど、高齢化という日中共通の課題への取り組みが活発になりつつある。最大の問題は共に介護人材の不足だ。中国では人材不足解消に向けた試行錯誤が続く中で、介護市場への日本を含めた外資の進出を歓迎している。日中が課題克服に向けた共通の仕組みがつくり出せるのか、考えてみた。

第1節 中国と日本の高齢化の現状

1. 中国の場合

- (1) 中国は65歳以上人口の割合（高齢化率）が2001年に7%に達し、高齢化社会に入った。2026年に14%に達し、高齢社会に、2038年に21%に達し、超高齢社会に入る。7%から14%への到達に必要な年数は25年¹。
- (2) 2018年末、65歳以上の高齢者は日本の総人口を上回る1億6658万人で、高齢化率は11・9%²（国連が定める高齢社会の目安は14%）。要介護者は約4000万人に上る³。
- (3) 「未富先老」：急速な高齢化による社会保障費の急激な増大。先進国は高齢化社会突入時点で、1万ドル以上が一般的。一人当たりGDP（2017年）で1万ドル以上は上海市、江蘇省、山東省、北京市、浙江省、天津市、福建省、広東省⁴。
- (4) 「4・2・1家庭」：4人の親を夫婦で支える。一人っ子政策の影響。

¹ 『高齢化の進行に関する国際比較』厚生労働省ホームページ
<file:///C:/Users/Satoshi%20TAKATA/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/Q8F2F1N1/link1-1.pdf>、2020年1月31日アクセス。

² 中国国家统计局。

³ 2019年11月24日配信の新華社電。

⁴ 中国統計年鑑2018。

- (5) 介護人材の不足：高齢者施設の介護人材は現在、30 万人⁵とも 50 万人⁶とも言われる。
2019 年 9 月、民生部は 2022 年末までに 200 万人の介護人材を養成するよう提案した。介護専門職を含めた介護関連分野全体では 1300 万人が不足⁷しているという。
- (6) 介護職へのイメージ：3K の仕事、低い待遇、社会的地位が低い⁸。
- (7) 2016 年、「長期介護保険制度施行拠点の展開に関する指導意見」発表、全国 15 都市で同制度を試験的に導入している⁹。
- (8) 海外との協力では、26 の省・市が医療、介護分野を外資に開放している。

2. 日本の場合

- (1) 日本は 65 歳以上人口の割合（高齢化率）が 1970 年に 7%に達し、高齢化社会に、1994 年に 14%に達し、高齢社会に、2007 年に 21%に達し、超高齢社会に入った。7%から 14%への到達に必要な年数は 24 年¹⁰。
- (2) 2019 年 9 月 15 日現在推計で、65 歳以上の高齢者人口は、3588 万人。総人口に占める割合（高齢化率）は 28.4%で過去最高¹¹。
- (3) 団塊の世代が全員 75 歳以上になる 2025 年の年度末に、要介護認定者が約 771 万人に達する見通し。介護職員は全国で約 245 万人必要となるが、約 34 万人不足する恐れがある。¹²

第 2 節 介護人材確保策

1. 学歴不問

中国政府は「募集も引き留めも困難」な介護人材の確保のために、「学歴不問」で募集、育成する「新たな国家標準」を打ち出した¹³。人力資源・社会保障部と民生部は共同で「養

⁵ 2019 年 11 月 24 日配信の新華社電。

⁶ 2019 年 12 月 16 日付『光明日報』。

⁷ 2019 年 12 月 31 日の『中国新聞網』掲載の西南財経大学天府学院康養介護学院・隋国輝院長の談話。

⁸ 「学歴不問で介護人材の巨大な不足をどう埋めるか」『新華網』、2019 年 11 月 24 日。

⁹ 同上

¹⁰ 『高齢化の進行に関する国際比較』厚生労働省ホームページ
<file:///C:/Users/Satoshi%20TAKATA/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/Q8F2F1N1/link1-1.pdf>、2020 年 1 月 31 日アクセス。

¹¹ 総務省統計局。

¹² 厚生労働省が 2018 年 1 月に発表した推計。

¹³ 「学歴不問で介護人材の巨大な不足をどう埋めるか」『新華網』、2019 年 11 月 24 日。

老介護担当者国家職業技能標準（2019 年版）」（新国標）を発表、2011 年版では介護担当者に求める学歴を「普通教育程度」である「中学卒」としていたが、2019 年版では「学歴は問わない」に変更した。理論と知識を問う採用試験は口頭試問だけで、介護担当者なら把握していなければならない仕事の基本的要求と関連知識を主にテストする。そうまでして、介護人材を確保しなければならない背景には、介護を担う人たち自身の高齢化がある。大部分は 50 歳から 60 歳台の女性だ。若い介護人材は募集が極めて難しいとされる。現在、若い人材は学校経由で募集するが、多くの学生は実習体験後、すぐに転職していくという。こうした傾向は、民営の福祉施設だけでなく、一部の公営の施設、医療と介護が融合した施設のサービス部門でも見られる。「学歴撤廃」の募集条件はこうした深刻な状況を少しでも緩和するための“苦肉の策”と言える。2019 年 11 月 24 日の『新華網』は人材獲得を阻む 3 大ハードルとして次の 3 点を挙げている。

①きつい労働と低い給与

介護士は要介護者に対し、家政婦、介助者の仕事も兼ね、飲食など生きるための基本的ニーズを掌握する必要がある。時にはマッサージやカウンセリングも引き受けることもある。浙江省杭州市のある老人ホームの場合、介護職員の給与は日割りで 170 元。農村から出稼ぎの中年女性しかやりたがらない。

②職業として展望がない

今後、社会的地位や報酬が上がる見通しがない。

③技能以外に辛抱強さ、責任感など、求められる素養が非常に高い

民生部は「2022 年までに 200 万人の介護職員を養成する」（2019 年 9 月発表）を目標に掲げた。介護人材の確保は、「給与の引き上げが現時点の最も有効なインセンティブ。労働時間の長さ、技能水準の高さ、職員の等級別認証に応じた給与体系が確立されれば、人は自然に職場に留まる」（杭州市長慶潮鳴街道衛生サービスセンター基本医療部・汪曉嵐部長）。

2. 養老タイムバンク

養老タイムバンクと呼ばれるサービスモデルが登場した¹⁴。ボランティアが高齢者にサービスを提供した後、サービスに要した時間を養老バンクに預け、将来、同じ時間の養老サービスと交換できる仕組み。参加者に将来に向けたインセンティブを与えることで、高齢者を助ける意欲をかきたてるというものだ。

南京市の場合、2019 年、全市にタイムバンク制度を導入。ボランティア登録人数は 2 万 6 千人に達した。

ただ、正確なサービス時間の確保や、時間の貯蓄と交換の周期が長く、関係機関が多いた

¹⁴ 2019 年 11 月 21 配信の新華社電。

め、記録のミスや紛失が生じやすい点、さらに、ボランティアが引っ越した後のデータの移転、交換など、課題もあったが、ブロックチェーン技術で解決したという。例えば、東北地方出身のボランティアが 20 歳のときに南京で預けた時間は、70 歳時点で故郷に戻っても交換ができ、データの安全性と正確性を心配する必要はなくなった。

第 3 節 科学技術の活用

科学者の間では、人工知能 (AI) の向上、スマート化の進展により、「未富先老」(豊かになる前に老いる)「未備先老」(準備ができないまま老いる)という中国が直面する“二重苦”をスマート技術で克服する可能性を探る動きもある¹⁵。「介護人材の流失、介護を担う家族の医療、健康、介護関連の知識の不足」の克服は日本と中国が抱える共通課題だ。中国は 2017 年に「スマート健康養老産業発展行動計画 (2017~20 年)」を制定、「スマート健康養老産業の発展の加速、新産業、新業態、新モデルの育成」を決定した。日本も「社会 5.0」の建設を提起、スーパースマート社会建設を目標に、AI、ロボット技術、モノのインターネット (IoT) 技術、ビッグデータなどを用いて、少子高齢化がもたらす問題の解決を目指している。

中国は国を挙げて、AI の発展を推進、すでにビッグデータ関連の各種の応用ソフトがさまざまな分野で活用されている。

2018 年 10 月の言論 NPO 主催の日中の科学技術に関するフォーラムでは、環境・医療・介護技術など、共通の課題について、AI、ロボットなどの開発で協力し合おうとの意見が日中双方から出た。中国では介護関連人材の全体的な不足から、介護士は家政婦、介助者、マッサージ師など、いくつもの仕事を兼ねており、科学技術の進歩がこれらの仕事のどの部分をどの程度担えるかは、今後の科学技術の進歩にかかっている。

第 4 節 外資が適応することの難しさ

中国は介護人材の確保を進める一方で、外資の誘致で高齢者福祉、同産業の発展を図っている。2018 年、民生部が「養老サービス市場の全面開放」を重点任務として以降、26 の省・市が医療、介護分野を外資にも開放し、日本や欧米の高齢者向けサービス企業の誘致に懸命になっている¹⁶。2019 年 9 月現在、中国で介護サービス施設を開業している日系企業数は 12 都市で、長谷川、元気村、AYA、ニチイ、ロングライフ、MCS、FB、リエイ、FB、アー

¹⁵ 「高齢化対策、中日科学者はこう考える」『科技日報』、2019 年 11 月 8 日。

¹⁶ 高田智之「数字は語る 中国で進む高齢化 在宅ケアに限界 介護人材の育成が課題」『週刊ダイヤモンド』、2019 年 3 月 16 日。

サポート、アコードの 11 社が展開している¹⁷。しかし、現地の報道¹⁸は、外資が中国の養老市場に適応することは簡単ではないと指摘し、日本企業が経営する高齢者福祉施設が中国で適応が困難な主な原因は、中国にはそうした施設規模に見合った消費集団が欠けていることにあるとした。

報道によると、中国では人口の高齢化が大規模かつ急速に進んでいるとは言え、高収入、高文化で、かつ民間企業が経営する介護施設に入居できる高齢者は市場予想よりはるかに少ないという。

中国民政局のデータによると、2016 年、中国の 60 歳以上の人口は 2 億を超え、うち、家庭の年収が 150 万元を超える人口は 1020 万。中国政府が第 11 次 5 カ年計画（2006～10 年）で提起した「9073」養老方式という「高齢者の 90%は家族介護、7%は社区（コミュニティ）の在宅介護、3%は介護施設での介護」の枠組みで推計すると、ハイレベルの高齢者福祉施設に入居できるのは高齢者人口の 0.15%にすぎない¹⁹。日本の民間介護施設の中国進出は“水と油”ほどのミスマッチを招いていると、報道と現地の関係者は次のように述べた。

中国では介護施設建設用地の確保は、市街地区では難しく、比較的低価格の商業地、住宅地などは郊外に集中している。このため、中国の介護施設も多くが市街から遠くて辺鄙なところにあり、高文化、高収入の高齢者を引き付け、集めるのは非常に難しい。また、社区（コミュニティ）サービス（デイサービスまたは一部の地域では小規模多機能サービス）においては、「公設民営」（政府が設置、企業が運営）または「民設公助」（企業が設置、政府が補助）のモデルが多く導入されている²⁰。日本では市場経済下で、介護施設の商業化の自由度が高いが、中国では制限がある。政府の参加で、認可手続き上の配慮、政策面の優遇があっても、介護問題は基本的には政府が担当していることから、合併の施設であっても、最低生活保障を受けている高齢者を無料で一定数、受け入れなければならない場合もある。また、薬やサービスの価格に対する政府の監督管理を受けなければならない。このように、中国では介護施設が富裕層の利用者を引き付け、かつ運営管理水準を維持することは非常に難しく、サービス面の収益の余地も限られてくる。必ずしも日本の総人口を超える高齢者数イコール巨大市場ではないというわけだ。

¹⁷ ジェトロ大連事務所経済情報部・市場開拓部の呉冬梅・高級経理へのインタビュー。

¹⁸ 「中日対比で見る中国高齢者福祉施設の問題点と発展方向」『搜狐』、2019 年 3 月 8 日。

¹⁹ 同上

²⁰ ジェトロ大連事務所経済情報部・市場開拓部の呉冬梅・高級経理へのインタビュー。

第5節 日本企業による地方政府事業への参入例



清爽逸風社区养老服务モデルセンター（2019年10月28日、筆者撮影）



和風の障子を模した衝立で仕切られた部屋。簡素だがプライバシーが守られている（同）

筆者は2019年10月、さいたま市の「元気村グループ」が大連市民生局と連携して参入した成果事例「清爽逸風社区养老服务モデルセンター」（2019年2月20日開業）を見学した。同センターは多くの地方政府が採用している「公設民営」形式の介護施設で、大辛寨子村と「元気村」が共同で建設した。設計、建築は100%出資の「元気村」が主導し、内装は完全な日本式。施設長、介護のリーダーは日本で研修を受け、介護員の研修は日本から派遣された指導員が行った。今後は大連に「元気村」独自の介護人材研修センターをつくる計画もある。

「公設民営」で、政府とのパイプがあり、政府の支持が大きいのがメリットだが、現場の主導権は握りたいと「元気村」関係者は言う。非営利性である分、介護そのものでは大きな利益は期待できない。設備、福祉用品、人材養成といった関連事業で利益を上げたいとして

いる。ベッドは全部で36床だが、2019年10月現在、埋まっているのは9床。これは、「第4節 外資が適応することの難しさ」でも述べたように、同センターが市街地から離れた郊外にあることや、周辺地区住民の収入がまだ低い（関係者）ことと関係があると言えるかも知れない。

おわりに

介護人材の確保については、①学歴を問わない募集②養老タイムバンクの導入を挙げた。学歴不問による募集は農村部出身の40～50歳代の女性や退職した女性が主な対象で、初級、中級レベルの人材養成を目指す。養老タイムバンクのボランティアは健康で意欲がある退職者なら男女は問わず会員登録できる²¹。上級の介護人材の養成は、高卒後入学する職業技術学院（短期大学に相当）で行っており、在校生は2019年3月現在、約1万5000人、卒業生は約3000人（2018年）²²。ただ、専門教育を受けた若手人材の定着率は低く、所得水準が高い都市や高級介護施設に流出する傾向があるという。一方、高齢者施設を運営する企業内で独自に養成するケースもあり、「元気村」が大連で運営する「清爽逸風社区養老サービスモデルセンター」はこれに該当する。日本あるいは現地において日本の養老企業が現地の習慣、ニーズに合わせながら養成する介護人材は、身に付けた技術、サービス精神を中国の高齢者産業の発展に生かせる。一方、それを通じ、中国に進出した日本の養老企業の評判も高まり、他の外資のまねできない優越的地位を確立できるメリットもある。実際、上海浦東地区の高齢者施設では設備などハード面はドイツ製だが、家族主義の日本式介護などサービス面では日本企業に協力を求めるケースも出ている²³。

中国において介護人材養成の展望を描くことは難しい。ハイレベルの介護施設に入居できる高齢者はまだ少なく、低、中レベルの介護施設も数が少ない。このため、介護人材の教育に費用をかけるのはリスクが伴うという。施設が費用をかけて養成しても、スキルが上がると、条件の良い職場に移るケースも少なくない。

一方、介護人材のオンライン教育を手掛けていた通信教育大手のユーキャンは2019年に中国から撤退した。今は注文があれば、日本から教材を郵送する。これは、自分で授業料を払ってまでオンラインで受講したい人が少ないことを示している。介護職の研修は、政府が無料または低料金で実施しているくらいだ。これまで述べたように、政府も介護施設も人材確保に苦労している実態から、そうした市場が育っていないと言える。中には高額な費用を払ってでも自分の意志で日本での病院の研修プログラムに参加、帰国後、差別化した技術、

²¹ 「虹口养老新模式：“□□□行”□互助式养老可持□」『解放日□』、2019年8月27日。

²² ジェトロ大連事務所経済信息部・市場開拓部の呉冬梅・高級経理へのインタビュー。

²³ 株式会社関東サンガ・庄野歩海外事業部部長へのインタビュー。

知識を“売り”に、待遇面でより条件の良い職場を探す中年女性も現れていると、ある日本の介護問題担当者は言うが、これはまだ例外的だ。

日本の場合、シルバーサービス産業の振興が公的介護保険制度の導入で促進されたように、中国の一部都市で導入されつつある長期介護保険制度もシルバービジネスを急速に拡大させる可能性はある。そうなれば、募集、教育など、介護人材を取り巻く環境は今より改善されていくだろう。

今後、中国では介護士への需要が減ることはなく、これまで述べたように、制度面から人材確保に向けた模索が続いている。日本も多くの介護士を必要としており、日中間で将来、介護人材の争奪戦が起きないとは言えない。双方が人材不足を解決する共通の仕組みをつくることは困難かもしれないが、ロボット、AI などの開発で日中が協力、その成果を活用しつつ、介護現場の労働の軽減を図り、一方で介護人材の待遇面の改善をすすめていくことが、双方の人材不足の緩和につながることは間違いないだろう。

第3章 日中金融協力の進展と人民元の国際化

帝京大学 経済学部
教授 露口 洋介

中国の人民元の国際化は着実に進展しており、一方で、日中金融協力も 2018 年 5 月の再開以来、順調に進められ、2019 年 6 月には日中 ETF コネクティビティが実現した。本稿では、このような人民元国際化の現状と、日中金融協力の進展状況、今後の展望について述べることにしたい。

第1節 人民元国際化の進展状況

人民元国際化に関する進展としては、2018 年 6 月に中国国内の代理銀行と海外クリアリング銀行が参加銀行との間で人民元を売買できる取引範囲が、従来の貨物貿易、サービス貿易、直接投資から、すべての経常収支項目と、資本取引のうち直接投資に加えて認可された証券投資に拡大された¹。

2019 年に入ると、まず 2019 年 6 月に上海—ロンドンストックコネクトが開始された。これは 2014 年 11 月に導入された上海—香港ストックコネクト、2016 年 12 月に導入された深圳—香港ストックコネクトに次ぐもので、上海取引所とロンドン取引所がリンクされ、上海の投資家が上海証券取引所を通してロンドン取引所上場株式を、ロンドンの投資家がロンドン証券取引所を通して上海取引所上場株式を購入することができるものである（後述）。なお、2017 年 7 月には香港から中国の銀行間債券市場上場債券に対する投資が可能となるボンドコネクトが開始されている。

これに続いて国家外貨管理局は 2019 年 9 月 10 日、適格海外投資家制度（QFII）や人民元適格海外投資家制度（RQFII）について、投資限度額を撤廃すると発表した。QFII は当局の認可を受けた海外機関投資家が、定められた限度額まで中国国内の株式や債券に投資できる制度で、海外から中国国内への送金は外貨で行われるものである。RQFII は同様の制度であるが、海外から中国国内への送金が人民元で行われる。今回、個別機関投資家に割り当てられた投資限度枠が撤廃されることになった。当局から認可された機関投資家のみが投資できるという制限は変わらない。また、RQFII については、各国・地域について RQFII の総枠を付与してきていたが、このような国・地域ごとに RQFII 枠を認めるという制限も撤廃される。その後、関係諸規定の改定や整備を行って、実際に投資枠の撤廃を行うこととなっており、2019 年 12 月末では QFII で 293 機関、RQFII で 223 機関が適格機関投資家の認定を受けているが、いまだに個別の限度枠が付与されたままとなっており、実際に限度枠が撤廃されるには至っていない。

¹ この時点までの人民元国際化の進展状況については露口（2018）、露口（2019）を参照。

2018 年 6 月の人民元売買可能な取引範囲の緩和は、海外から中国国内への人民元建て送金について、人民元の取得を容易にする効果がある。上海—ロンドンストックコネクトは双方向のものであるが、当初はロンドン証券取引所を通じた中国株の取引が行われている。また、QFII、RQFII の投資限度額撤廃は海外から中国に対する投資を容易にする。これらの措置は、中国と海外の間の取引が人民元建てで行われることを促進したり、人民元の為替売買高を増やしたりすることを通じて、人民元の国際化を進展させる意図を持つものである。

中国人民銀行の「2019 年人民元国際化報告」によると、2018 年の中国の人民元建てクロスボーダー受払総額は 15 兆 8500 億円で前年比 46.3%の増加となった。また人民元、外貨合計のクロスボーダー受払にしめる人民元の比率は 32.6%と前年の 22.3%から大きく上昇した。また、SWIFT のデータ²によると、国際支払いに占める人民元の比率は 2019 年 12 月に 1.94%であり、米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円、カナダドルに次ぐ 6 位となっている。2018 年 12 月には 2.07%で 5 位だったので 2019 年に入って人民元国際化の進展は足踏み状態といえる。

また、BIS のデータ³によると、全世界の為替売買高に占める人民元のシェアは 2016 年 4 月の 1 日平均売買高で 4.0%、第 8 位であったのが 2019 年 4 月には 4.3%とわずかに増加し、順位は第 8 位で変わっていない（表 1）。なお、シェアの計算においては、円—ドル売買であれば円とドル両サイドでダブルカウントするので合計 200%となる。

表 1 通貨別外国為替取引高（4 月の一日平均取引高シェア）

	2010 年 4 月		2013 年 4 月		2016 年 4 月		2019 年 4 月	
	シェア	順位	シェア	順位	シェア	順位	シェア	順位
米ドル	84.9%	1	87.0%	1	87.6%	1	88.3%	1
ユーロ	39.1	2	33.4	2	31.4	2	32.3	2
日本円	19.0	3	23.1	3	21.6	3	16.8	3
英ポンド	12.9	4	11.8	4	12.8	4	12.8	4
オーストラリアドル	7.6	5	8.6	5	6.9	5	6.8	5
カナダドル	5.3	7	4.6	7	5.1	6	5.0	6
スイスフラン	6.3	6	5.2	6	4.8	7	5.0	7
中国人民元	0.9	17	2.2	9	4.0	8	4.3	8
香港ドル	2.4	8	1.4	13	1.7	13	3.5	9
ニュージーランドドル	1.6	10	2.0	10	2.1	10	2.1	10
合計	200.0%		200.0%		200.0%		200.0%	
合計取引高(10 億ドル)	3,973		5,357		5,066		6,590	

（出所）BIS（2019）

² “RMB Tracker, Monthly reporting and statistics on renminbi(RMB)progress towards becoming an international currency”, SWIFT, January, 2020.

³ “Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Over-the-counter (OTC) Derivatives Markets in 2019”, BIS, December, 2019.

中国は、世界金融危機を経て、米ドルの流動性の枯渇や為替レートの急変動などによって過度に米ドルに依存することの危険性を認識し、それを回避するために、対外取引を人民元建てで行うことができるようにしようと、2009年7月に人民元の国際化を開始した。したがって、当面の優先事項は、中国自身が対外取引を行う際の利用通貨の人民元建て比率を引き上げ、過度の米ドル依存から脱却することにある。例えば日本とシンガポールの間の取引が人民元建てで行われるというような、人民元を世界的に使用される通貨とすることをすぐに実現しようとしているわけではない。中国自身の対外取引の人民元建て比率を上げていくという意味での人民元の国際化については、「一帯一路」沿線国家などとの取引の人民元建て比率を上げていくことなどを中心に、着実に進めていく方針であると言えよう。ちなみに日本の貿易統計をみると2011年下半期のアジア向け輸出の取引通貨として初めて人民元が0.3%を占める通貨として登場している。その後2019年下半期にはアジア向け輸出の3.3%、アジアからの輸入の2.3%を占めるまでに増加しており、輸出入とも米ドル、日本円に次ぐ第3位の決済通貨となっている⁴。国別の統計がないので、アジア向けといっても、日本が輸出入で使用している人民元は、ほぼすべてが香港を含めた中国との間の輸出入に使われているものと見られる。

第2節 日中金融協力の進展

以上のように、中国が人民元国際化を進展させる意図を示している中、2018年5月9日、安倍首相は訪日した中国の李克強総理と日中首脳会談を行った。この会談の中で、日中金融協力についても取り上げられ、2012年秋の尖閣諸島国有化問題以来停止状態にあった金融協力が再開されることとなった。

1. 日中金融協力の経緯

2011年12月に当時の野田総理が北京を訪問し温家宝総理と会談して「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化」について合意した。その内容は以下の5点である。

- (1) 両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進
- (2) 円・人民元間の直接交換市場の発展支援
- (3) 円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援
- (4) 海外市場での円建て・人民元建て金融商品・サービスの民間部門による発展促進
- (5) 上記分野における相互協力を促進するため、「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の設置

⁴ 財務省「貿易取引通貨別比率」<https://www.customs.go.jp/toukei/shinbun/trade-st/tuukahappyou.htm>

これらの合意の内容は、人民元の国際化と円の国際化に資すると同時に東京市場の活性化にも貢献するものである。

このうち、(1)、(2) を実現するため、2012 年 6 月 1 日に東京、上海両市場で同時に銀行間外国為替市場における円と人民元の直接交換取引が開始された。しかし 2012 年 9 月に行われた尖閣諸島国有化によって日中関係が悪化した。中国は、その後、アジアや欧米各国との間で金融協力協定を結び、その中で 2 国の通貨による直接交換取引の実施は協定の重要な要素となった。その他にも中国は各国との間でお互いの通貨の間の通貨スワップ協定の締結、相手国における人民元クリアリング銀行の設置、人民元建て適格外国機関投資家制度（RQFII）の投資枠の設定などを行ってきた。この間、日中間の金融協力については、2015 年 6 月に東京市場で三菱東京 UFJ 銀行とみずほ銀行が人民元建て債券を発行するという進展は見られたものの、事実上停止状態にあった。

2. 日中金融協力の再開

2018 年 5 月の李克強総理の訪日によって、日中間の金融協力は再び動き始めた。安倍総理との会談において、金融協力について以下の項目が決定された。

- (1) 中国は日本に対し 2000 億元の人民元建て適格外国機関投資家制度（RQFII）枠を付与。
- (2) 人民元クリアリング銀行を日本に設置。
- (3) 円—人民元通貨スワップ協定の締結に合意。
- (4) 中国は日系金融機関への債券業務ライセンスの付与、日本の証券会社等の中国市場参入に関する認可申請を効率的に審査することを約束。

これらの決定に、金融協力に関し従来懸案となっていた事項はほぼすべて含まれている。

(1) ～ (3) については中国がアジアや欧米各国と締結した金融協力協定のレベルに並ぶものであり、それに加えて、新たに (4) も合意されたことになる。

(1) 人民元建て適格外国機関投資家制度（RQFII）の付与

人民元建て適格外国機関投資家制度（RQFII）は、中国当局によって適格機関投資家に認定された海外の投資家が人民元を使って中国に送金して中国国内の人民元建て証券に投資することが許される制度である。2017 年 9 月末で 18 か国に合計 17400 億元の枠があたえられている。日本の 2000 億元の枠は香港の 5000 億元、アメリカの 2500 億元に次ぐ大きさである。日本において人民元を活用したビジネスが活発となり、人民元の国際化に貢献するとともに、日本の金融機関のビジネス拡大にもつながる。この RQFII 枠については、首脳会談によって即日付与された。

(2) 人民元クリアリング銀行の日本での設置

人民元クリアリング銀行は、従来はオフショア人民元の中国本土との送金経路と定められていた。2015 年 10 月に人民元のクロスボーダー銀行間決済システム（CIPS）が稼働したことによって、同システム経由で中国本土との間でオフショア人民元の受払を行うことが可能となったため、相対的に重要度は低下した。しかし、中国当局からクリアリング銀行に認定され、中国本土の店舗から容易に人民元の供給を受けることのできる銀行には、所在地の人民元の決済口座が集中しやすく、人民元の送金・決済をより安全・効率的に実施できる。日本における人民元クリアリング銀行としては、2018 年 10 月 26 日に中国銀行東京支店が認定され、2019 年 6 月 27 日には三菱 UFJ 銀行が、中国系銀行以外では 2 番目の銀行として、認定された。最初の例は 2018 年に指定された米国の JP モルガンチェースである。

(3) 円－人民元通貨スワップ協定の締結

通貨スワップ協定は、人民元サイドから見ると、協定の相手国で人民元が不足し、人民元決済が滞る恐れが生じた場合に、相手国の中央銀行が自国通貨を中国人民銀行に提供し、代わりに人民元を受け取って、自国銀行に貸付けるなどして人民元を供給することを可能とする協定である。中国人民銀行は、2017 年 6 月末で 33 か国・地域と総計 3 兆 660 億元相当の協定を締結している。これらのスワップ協定は「貿易投資を促進すること」を目的として締結されている。日本は、ASEAN と日中韓 3 か国の間でアジア通貨危機への対応として合意されたチャンマイイニシアティブの下で、2002 年 3 月に中国との間で 30 億ドル相当の円・人民元の通貨スワップ協定を締結した。同協定は中国にとって人民元を使用した最初の通貨スワップ協定であった。しかし同協定の目的は国際収支危機など混乱が生じた場合に金融為替市場を安定させるために短期の流動性供与を図ることが目的であり、上記のように現在中国が各国との間で締結している通貨スワップ協定とは性格が異なるものであった。さらに日中間の同協定は 2013 年に満期を迎えた際に継続されずに失効した。今回の首脳会談の合意に従って、2018 年 10 月 26 日、日本銀行と中国人民銀行との間で新たな形で日本円と人民元の通貨スワップ協定が締結された。日本銀行の公表文では「本邦金融機関の人民元の資金決済に不測の支障が生じ、わが国金融システムの安定確保のために必要と判断する場合には、本スワップ取極を活用して、人民元の流動性供給を行う方針である。」と述べられている⁵。これは、新しい協定が、中国が現在各国との間で締結している通貨スワップ協定と同様の性格の協定であることを示すものである。本協定による利用限度額は人民元で 2000 億元、日本円で 3.4 兆円となっている。

(4) 日系金融機関への債券業務ライセンスの付与、日本の証券会社等の中国市場参入

日系金融機関に対する、中国における債券業務ライセンスの付与については、2019 年 9

⁵ 日本銀行「中国人民銀行との為替スワップ取極締結について」、2018 年 10 月 26 日、http://www.boj.or.jp/announcements/release_2018/rel181026b.pdf

月 30 日、三菱 UFJ 銀行⁶とみずほ銀行⁷が中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）から、中国銀行間債券市場における一般事業債引受資格を取得した。

日本の証券会社等の中国市場参入については、2019 年 11 月 22 日、野村ホールディングス株式会社が 51%を保有する合弁会社である野村東方国際証券有限公司が、中国证券监督管理委员会から証券業務のライセンスを所得した⁸。また、大和証券グループも 2019 年 9 月 24 日に、合弁証券会社の設立を申請している⁹。

第 3 節 新たな金融協力の進展

1. 新しい金融協力合意

2018 年 10 月 25 日から 27 日の間、安倍総理が訪中し、李克強総理と日中首脳会談において金融分野で、①人民元クリアリング銀行の指定、②通貨スワップ協定の締結・発効に加えて、③日中証券市場協力の強化について合意した。日中証券市場協力の具体的内容は以下のとおりである¹⁰。

- 1) 政府および市場関係者による多層的な協力強化（MOU を締結）
- 2) 「日中証券市場フォーラム」を相互開催
- 3) 日系証券会社等の中国市場参入の早期実現
- 4) 上場投資信託（ETF）の相互上場の早期実現
- 5) 市場監視分野における連携・交流の強化
- 6) その他（人材育成、ESG 投資、法制度に関する情報交換等）

このうち、2) の日中証券市場フォーラムは、第 1 回が 2019 年 4 月 22 日に上海において開催された¹¹。このフォーラムの中で 4) の日中 ETF 相互上場の早期実現に向けた日本取引所グループと上海証券取引所の調印式が行われた。これを受けて 2019 年 6 月 25 日に、東京証券取引所と、上海証券取引所で ETF の相互上場（日中 ETF コネクティビティ）が開始された。

⁶ 三菱 UFJ 銀行「MUFG バンク（中国）の中国銀行間債券市場における一般事業債引受資格の取得について」、2019 年 10 月 1 日、<https://www.bk.mufg.jp/news/news2019/pdf/news1001.pdf>

⁷ みずほ銀行「中国 NAFMII 債引き受けライセンスの取得について」、2019 年 9 月 30 日、https://www.mizuhobank.co.jp/release/pdf/20190930release_jp.pdf

⁸ 野村ホールディングス株式会社「中国で設立した証券会社における証券ビジネスのライセンス取得について」、2019 年 11 月 22 日、<https://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20191122/20191122.pdf>

⁹ 株式会社大和証券グループ本社「中国での合弁証券会社設立に関する申請について」、2019 年 9 月 25 日、http://www.daiwa-grp.jp/data/attach/2932_106_20190925a.pdf

¹⁰ 金融庁「事務局説明資料」2019 年 1 月 24 日、<https://www.fsa.go.jp/singi/chuukinken/siryou/0124fsa.pdf>

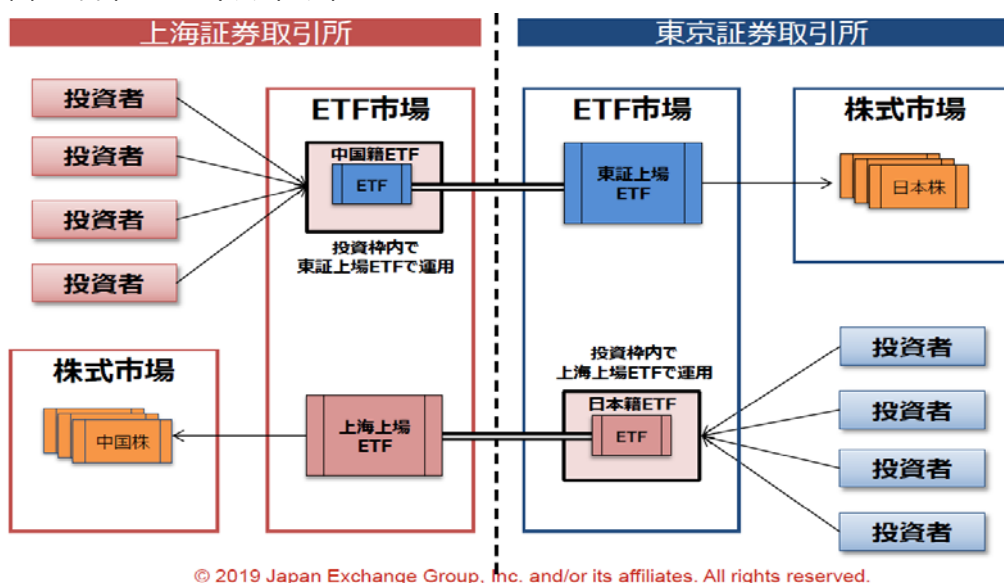
¹¹ 金融庁「事務局説明資料」2019 年 6 月 18 日、<https://www.fsa.go.jp/singi/chuukinken/siryou/0618fsa.pdf>

また、5) の市場監視分野における連携・交流の強化の具体例としては、2018 年 6 月に日本の証券監視委員会が中国の証券監督委員会との初の連携事案として、相場操縦を行った中国在住投資家に対して課徴金納付命令勧告を発出したことが挙げられる。

2. 日中 ETF コネクティビティ

2019 年 6 月 25 日、日本取引所と上海証券取引所の間で調印された「日中 ETF コネクティビリティ合意」に基づく ETF（上場投資信託）が東京証券取引所と上海証券取引所に相互上場され、記念セレモニーが開催された。この制度では東京証券取引所では上海証券取引所に上場されている株価指数 ETF で運用する新たな ETF を組成し上場する。逆に上海証券取引所では東京証券取引所に上場されている株価指数 ETF で運用する ETF を新たに組成し上場する（図 1）。

図 1 日中 ETF コネクティビティ



出所：日本取引所グループ¹²

開始にあたって、東京証券取引所では中国の株価指数である SSE180 や CSI500 に連動する ETF が上場され、上海証券取引所では東証株価指数や日経平均株価に連動する ETF が上場された（表 2）。これらは性格的にはそれぞれ上場された市場の国内 ETF であり、東京証券市場に上場されている中国の株価指数連動 ETF は円建てで、上海証券取引所に上場されている日本の株価指数連動 ETF は人民元建てで取引され、決済される。

¹² 日本取引所グループ「日中 ETF コネクティビリティの概要」2019 年 6 月 25 日、
<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/etf-connectivity/nlsgeu000003yn0q-att/00.pdf>

表 2 日中 ETF コネクティビティ開始時の対象銘柄

(上海で上場される日本株 ETF)

対象指標	名称	管理会社
日経 225	華安三菱日聯日経 225 交易型開放式指数基金	華安基金
TOPIX	南方頂峰 TOPIX 交易型開放式指数基金	南方基金
日経 225	華夏野村日経 225 交易型開放式指数基金	華夏基金
日経 225	易方達日興資管日経 225 交易型開放式指数基金	易方達基金

(東京で上場される中国株 ETF)

対象指標	名称	管理会社
SSE 180 インデックス	MAXIS HuaAn 中国株式 (上海 180A 株) 上場投資	三菱 UFJ 国際投信
SCI スモールキャップ 500 指数	One ETF 南方 中国 A 株 CSI500	アセットマネジメント One
上海 50 指数	NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式。上証 50 連動型上場投信	野村アセットマネジメント
CSI300	上場インデックスファンド中国 A 株 (パンダ) E Fund CSI1300	日興アセットマネジメント

(出所) 日本取引所グループ (2019) ¹³

中国では、海外との間の資本取引のための資金の移動が制限されているが、今回の制度では適格海外機関投資家 (QFII) 制度や人民元建て適格海外機関投資家 (RQFII) 制度、あるいは適格国内機関投資家 (QDII) 制度と呼ばれる投資枠を日中の機関投資家に新たに割り当てて相互の投資を可能にしている。これによって、日本の投資家にとっては収益性が期待しうる中国株の ETF への投資機会が拡大し、中国の投資家にとっては安全性の高い安定した日本株の ETF への投資が可能になる。相互補完的で、双方に利益のある制度といえる。

3. 上海・香港ストックコネクト

上海・香港ストックコネクトは 2014 年 11 月に導入された。上海証券取引所を通して香港証券取引所上場株式の売買ができ、逆に香港証券取引所を通して上海証券取引所上場株式の売買ができる制度である。双方向で個別株の売買が可能であり、香港においても人民元建てで決済される。

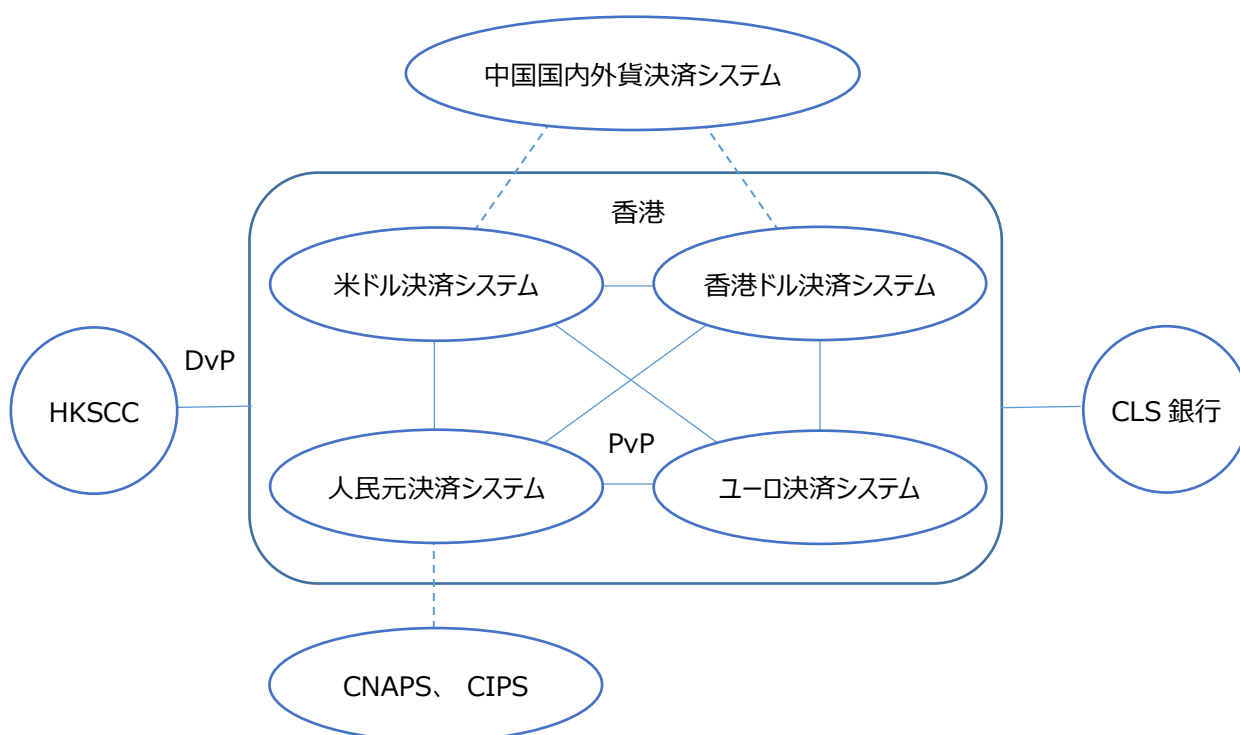
その仕組みをみると、上海と香港それぞれの地域において株式などの証券の振替決済口座を管理し、証券振替決済を実行する機関である中国証券登記決済有限責任公司 (China Clear) と香港中央決済有限公司 (HKSCC) が、お互いに相手機関に口座を開設する。例え

¹³ 日本取引所グループ「日中 ETF コネクティビティの状況」2019 年 6 月、
<https://www.fsa.go.jp/singi/chuukinken/siryou/0618jpx.pdf>

ば香港の投資家が香港証券取引所を通じて購入した上海証券取引所上場株式は HKSCC が China Clear に保有する口座に振り替えられ、香港の投資家が HKSCC に保有する口座に記帳されて決済される。香港の投資家が上海証券取引所上場株式を売却する場合も同様である。香港では、このような証券売買の証券サイドの決済は資金サイドの決済と同時決済で行うことができる。これは決済リスクを削減する仕組みであり、資金証券同時決済（Delivery versus Payment : DVP）と呼ばれる。

香港では、米ドル、ユーロ、人民元という香港ドル以外の外貨についても資金サイドの決済機関が存在する、米ドルについては HSBC、ユーロについてはスタンダードチャータード銀行、人民元については中国銀行香港現法がそれぞれ資金決済機関となっている。これらの機関が前出の HKSCC とシステムをリンクし、それぞれの通貨建ての証券の振替決済とそれぞれの通貨の資金の振替決済を同時に実施する DVP サービスを提供している（図 2）。

図 2 香港の外貨決済システム



CNAPS : China National Advanced Payment System（中国の人民元決済システム）

CIPS : Cross-Border Inter-Bank Payment System（中国の人民元対外決済システム）

CLS : Continuous Linked Settlement（クロスボーダーの多通貨同時決済システム）

HKSCC : HK Securities Clearing Co Ltd（香港の株の振替決済システム）

PvP : Payment versus Payment（外国為替取引における同時決済）

DvP : Delivery versus Payment（証券と資金の同時決済）

出所：HKMA“Annual Report 2018”を参考に筆者作成。

上海・香港ストックコネクトによる香港における上海証券取引所上場株式の売買は人民元建てで行われることとされており、人民元建ての DVP が利用可能である。

日中 ETF コネクティビティと上海・香港ストックコネクトを比較すると、取引の対象が ETF（上場投資信託）と個別株式という違いだけでなく、多くの違いが存在するが、資金決済面で見ると、前者は日本において円建てで取引・決済されるのに対して、後者は香港においてローカル通貨である香港ドルではなく人民元で取引・決済されるという違いが存在する。

2016 年 12 月には、同様に深圳証券取引所と香港証券取引所をリンクする深圳・香港ストックコネクトが、2017 年 7 月には、香港から中国の銀行間債券市場の上場債券の投資できるボンドコネクトが開始された。さらに 2019 年 6 月 17 日、ロンドン証券取引所と上海証券取引所との間で上海・ロンドンストックコネクトが開始された。ロンドンにおいては米ドル、英ポンド、人民元で取引・決済することが可能である。開始時には中国の華泰証券のグローバル預託証券（GDR）がロンドン証券取引所に上場された。2020 年 1 月 2 日付の報道¹⁴では、その後、代替エネルギーの SDIC パワーが 12 月に第 2 号となる予定だったが、香港デモをめぐる英国の姿勢を問題視した中国が、上海・ロンドンストックコネクトを一時停止したとされており、第 2 号以降の上場は実現していない。

上海・香港ストックコネクト、深圳・香港ストックコネクトの上海株の売買額上限は 1 日あたりそれぞれ 520 億元、香港株の売買額はそれぞれ 420 億元である。これらの上限は 2018 年 5 月 1 日に、従来の 130 億元、105 億元からそれぞれ 4 倍に拡大されたものである。また、上海・ロンドンストックコネクトの上海株投資上限は 2500 億元、ロンドン株投資上限は 3000 億元とされている。

4. 外貨建て DVP（資金証券同時決済）の実現と東京市場の活性化

日本としては、中国とのさらなる金融協力の進展によって円の国際化や東京市場の活性化を図ることが重要である。東京市場において人民元取引が活発化し、円・人民元直接交換が拡大すれば、円の国際化にも貢献する。そのために実現すべき課題の一つとして人民元など外貨の資金と証券の決済システムの整備が挙げられる。現在、東京市場では外貨建て証券を売買した場合に証券の受け渡しと、資金の決済を同時決済すること（Delivery versus Payment：DVP）ができる決済インフラが整備されていない。

DVP は証券取引における国際標準であり、これが実現できないと、外貨建て証券を安全かつ効率的に取引することが困難である。2015 年 6 月にみずほ銀行が東京で人民元建て債券を発行した際、東京証券取引所の東京プロボンド市場に上場したが、東京で証券保管振替

¹⁴ Reuters, “Exclusive: China halts British stock link over political tensions-sources”, January 2, 2020.
<https://uk.reuters.com/article/us-china-britain-ipos-exclusive/exclusive-china-halts-british-stock-link-over-political-tensions-sources-idUKKBN1Z108L>

機構に証券を預託すると人民元建ての DVP ができないので、ベルギー所在の証券決済システムであるユーロクリアに証券を預託し、DVP が可能となるようにした。これでは、時差のあるヨーロッパでの決済を待つことになり、迅速で効率的な取引が行えない。

東京所在の人民元クリアリング銀行に日本の広範な企業や投資家が人民元の決済口座を保有することとなれば、クリアリング銀行が東京における人民元の決済銀行となる。人民元の十分な調達能力を持ち、広範な投資家の口座を集中できる銀行であれば、クリアリング銀行でなくとも東京市場における人民元決済銀行になることは可能である。

この人民元の決済銀行と証券保管機関のシステムをリンクすることによって、東京市場において人民元建て証券と人民元資金の DVP を行うことが可能となる。また、東京市場活性化のためには、人民元だけでなく他の外貨についても同様のシステムを整備し、東京市場における外貨建て証券の取引をより便利で効率的なものにすべきであろう。

人民元などアジア通貨を中心に東京に外貨資金決済システムを構築し、証券保管機関との間で DVP を行うことが可能とすることによって、東京において様々な通貨建ての取引が拡大し東京市場の活性化が進むことが期待できる。

5. 東京・上海ストックコネクト実現に向けて

日中 ETF コネクティビティによって、日中間での ETF の相互上場が実現したが、一歩進んで中国の個別株について、東京証券取引所で売買することを可能とする上海・東京ストックコネクトの将来の可能性について考えてみたい。上海・香港ストックコネクトなどの例に従うと、東京証券取引所を通じて人民元建てで取引を行い、DVP によって証券と人民元資金の同時決済が行うことのできる制度を整えておく必要がある。上海東京ストックコネクトが実現すれば、従来の QFII や RQFII を通じた個別機関投資家による投資に比べて、より効率的で安全な人民元証券の取引が東京において可能になる。この結果、中国にとっては人民元の国際化の進展と日本での資金調達の拡大が可能となるし、日本にとっては、人民元ビジネスの拡大による東京市場の活性化がもたらされる。

前述の通り、現状、東京においては人民元だけでなくあらゆる外貨について DVP を可能とするシステムは存在しない。まずは人民元建ての資金と証券の DVP を可能とするシステムの構築が望まれる。人民元建て DVP システムは、次のステップとしての上海・東京ストックコネクト導入の前提となる決済インフラである。

第 4 節 人民元国際化と日中金融協力

中国は、中国と海外との取引における人民元建て比率を上昇させるという意味での人民元の国際化を、着実に進めている。人民元国際化の目的は、過度の米ドル依存からの脱却で

ある。そうした中、2018 年 5 月に日中金融協力が再開された。これによって実現した日本に対する RQFII 枠の付与、人民元クリアリング銀行の日本での設置、円－人民元通貨スワップ協定の締結などは、人民元国際化を進め、円の国際化にも貢献し、東京市場における人民元取引を活発化させるものであり、日中双方に利益をもたらす。

さらに、日本において、人民元建て DVP（資金証券同時決済）システムを整備することによって人民元と円の国際化、東京市場活性化の一層の進展が見込まれる。

2019 年 6 月に開始された日中 ETF コネクティビティによって、日本において円建てで上海証券取引所上場の ETF を取引することができ、中国においては人民元建てで東京証券取引所上場の ETF を取引できるようになった。さらに進んで、将来、相手国の個別株の取引を容易とする東京・上海ストックコネクトを実現することができれば、人民元と円の国際化、東京市場活性化に、より一層貢献することとなろう。人民元建て DVP システムの整備はその前提条件となる。今後の進展を期待したい。

【参考文献】

露口洋介：「『一带一路』と人民元の国際化」『中国グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響——一带一路構想と不整備の視点からの分析——』国際貿易投資研究所、2018 年 2 月

露口洋介：「人民元国際化の最近の動向と政策方針」『中国の新時代の新矛盾に対処する国内外における経済・社会統治のあり方』国際貿易投資研究所、2019 年 2 月

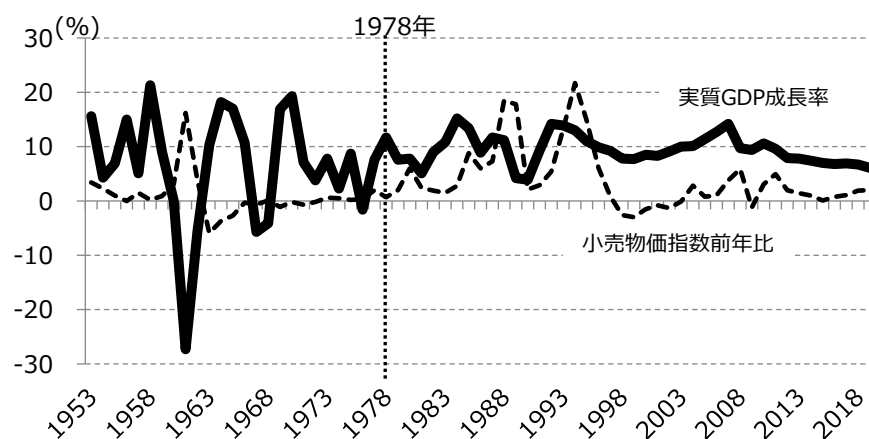
第4章 実体経済への貢献を求められる金融セクター

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所
研究主幹 岡寄 久実子

はじめに

中国は2019年に建国70周年を迎えた。この間の経済面の画期的な出来事としては、1978年末の改革・開放政策実施の決定と、2001年末の国際貿易機構（WTO）加盟がある。同国の実質 GDP 成長率は、1954～1978年の25年間は年平均5.8%であったのに対し、1979～2003年の25年間は前半に振れを伴いつつも同9.6%、そして、2002～2011年の10年間は同10.7%と、2桁台の高い伸びを示した（図1）。こうした勢いを受けて、同国の名目 GDP は2010年には世界第2位の規模（米ドル換算）に達し、その後もトップの米国との差を縮めている（図2）。

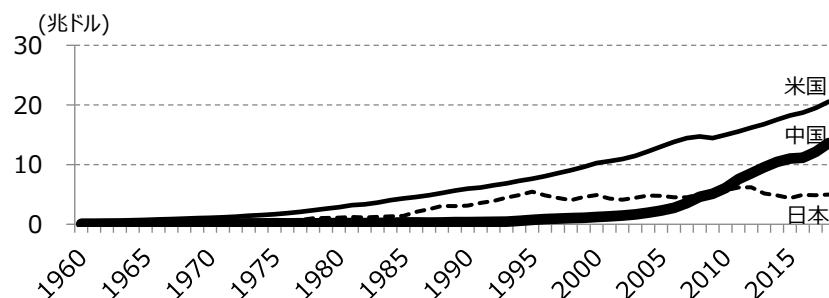
図1 中国の実質 GDP 成長率と小売物価指数の推移



注：直近値は2019年（実質 GDP 成長率：6.1、小売物価指数前年比：2.0%）

資料出所：CEIC China Premium Database

図2 米国、中国、日本の名目 GDP の推移



注：直近値は2018年（米国：20.54、中国：13.61、日本：4.97兆ドル）

資料出所：World Bank national accounts data

ただし、2013 年以降、同国の経済成長速度が緩やかな低下傾向を辿る中、富の配分、環境、保健衛生、教育などの面で、残された問題の深刻さが鮮明になっている。また、同国は 2025 年には 65 歳以上の人口が全体の 14%を超える「高齢社会」に突入することが予想され、雇用や社会保障の面でも、時代に適した新たな制度整備が急がれている。

他方、世界的に第 4 次産業革命の波が高まる中で、中国でも、モノのインターネット (IoT)、ビッグデータ、人工知能 (AI)、ロボット技術などの開発・普及に取り組む動きが急速に広がり、成果を上げ始めている。その状況は、「IT 企業に代表されるニューエコノミー分野では、すでに中国は先進国入りしていると言ってもおおげさではない」(沈、2018) と評価されるほどである。こうした新たな産業分野を支え、更に発展させるためには、金融業にも従来の枠組みを超えたサービスを展開させることが期待されている。

中国政府は近年、金融部門に実体経済に貢献することを強く求めているが、同時にリスク管理体制の整備も重要な課題であるとして、監督を強化している。安定かつ持続可能な経済成長を促し、支えると同時に、新たな成長の芽を育てるために、金融サービスはどうあるべきか、改革のゴールを展望した青写真を描くのが容易ではない状況となっている。

第 1 節 中国の金融制度改革の成果

1. 金融制度改革の流れ

1960 年代後半の中国では、中国人民銀行 1 行だけが存在する、いわゆるモノバンク制度が敷かれていた。対外的には、外国為替業務等を扱う中国銀行が活動していたが、同行は人民銀行の下部組織と位置づけられていた(尚、2000)。しかも、文化大革命期(1966～1976 年)には、「金融市場は資本主義のものであり、社会主義は金融市場をもつべきではない。証券取引所は投機筋が活動する場であり、社会主義制度とは根本的に相容れない」といった見方が支配的で(趙、1993)、金融は殆ど機能していなかった。

中国の他の経済分野における改革と同じように、金融制度改革も農村経済や対外経済活動を支援する活動からスタートし、その後 1984 年に改革の重点が都市部の価格改革や企業制度改革などに移行すると、金融部門への市場メカニズムの導入が徐々に進んだ。

これまでの中国金融制度改革の流れは、概ね以下の 4 段階に整理できる。

- ① 複数の銀行の復活や新たな金融機関の試験的設立などによるモノバンク制度からの脱却と証券取引所の開設(1978～92 年)、
- ② 商業的業務・政策的業務の分離と市場インフラや法律の整備(1993～01 年)、
- ③ WTO 加盟を受けた銀行業の全面的対外開放に備えるための銀行の立て直しと国有企業改革を促すための証券市場の改革(2001～13 年)、
- ④ 「新たな全面的改革の深化」という目標の下での更なる市場メカニズムの導入、対外開放の拡大、金融リスク管理の強化(2013 年以降)。

こうした改革の流れの中で様々な金融機関が生まれ、現在は 5 千以上の同国内外の金融機関が業務を展開している(図 3)。

```

graph TD
    A[中央政府（国務院）] --> B[中央銀行]
    A --> C[監督当局]
    A --> D[政府投資機関]
    A --> E[預金取扱い金融機関]
    A --> F[其他銀行業金融機関]
    A --> G[証券業金融機関]
    A --> H[保険業金融機関]
    A --> I[市場インフラ、フィンテック企業、その他]

    B --> B1[中国人民銀行]
    B --> B2[中国銀行保險監督管理委員会]
    B --> B3[中国証券監督管理委員会]
    B1 -.-> B4[国家外貨管理局]

    C --> C1[中国銀行保險監督管理委員会]
    C --> C2[中国証券監督管理委員会]

    D --> D1[中国投資有限責任公司]
    D1 --> D2[中投国際有限責任公司]
    D1 --> D3[中投海外直接投資有限責任公司]
    D1 --> D4[中央匯金投資有限責任公司]

    E --> E1[政策性銀行・開発性銀行(3)]
    E --> E2[大型商業銀行(6)、株式制商業銀行(12)]
    E --> E3[都市商業銀行(134)、住宅貯蓄銀行(1)]
    E --> E4[農村商業銀行(1,423)]
    E --> E5[農村合作銀行(30)、農村信用社(782)、村鎮銀行 (1,622)、農村資金互助社(45)]
    E --> E6[民営銀行(17)]
    E --> E7[外資銀行(現地法人 41)]
    E --> E8[企業グループ財務公司(254)]

    F --> F1[信託会社 (68)、金融リース会社(70)、自動車金融会社 (25)、消費者金融会社(24)、貸出会社(13)、マネーブローカー (5)、金融資産管理会社(全国展開 4)、その他(資産管理会社等、15)]

    G --> G1[証券会社 (133)]
    G --> G2[公募証券投資ファンド管理会社(128)、資産管理子会社(79)]
    G --> G3[証券先物ブローカー(149)]
    G --> G4[証券投資コンサルタント(84)]

    H --> H1[保険持ち株会社(12)]
    H --> H2[生命保険会社(75)、養老年金会社(8)、健康保険会社(7)]
    H --> H3[損害保険会社(87)]
    H --> H4[再保険会社(11)]
    H --> H5[保険資産管理会社(26)]
    H --> H6[輸出信用保険会社(1)]

    I --> I1[中国外貨取引センター・インターバンク取引センター、インターバンク市場クリアリングハウス、上海証券取引所、深セン証券取引所、国債登録決済有限責任公司、上海金取引所、第三者決済サービス会社、P2Pプラットフォーム等]
  
```

中央政府（国務院）

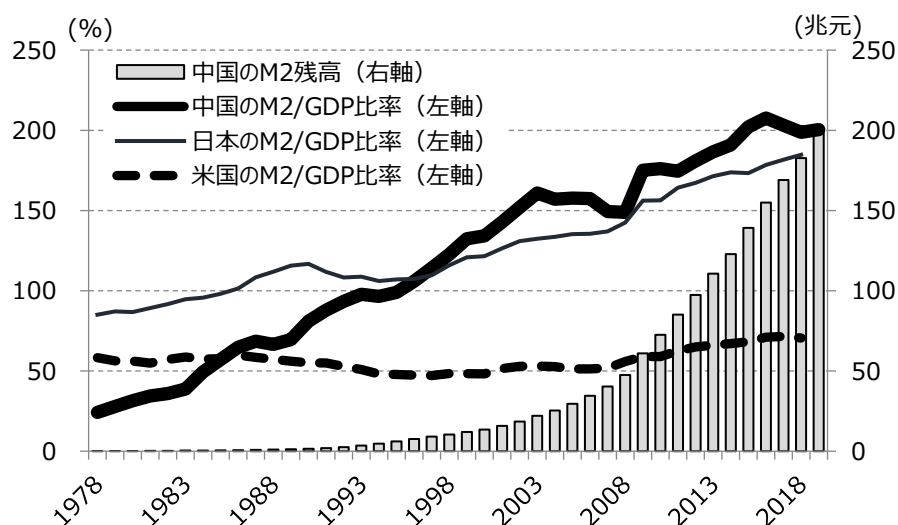
- 中央銀行
 - 中国人民銀行
 - 中国銀行保險監督管理委員会
 - 中国証券監督管理委員会
 - 国家外貨管理局
- 監督当局
 - 中国銀行保險監督管理委員会
 - 中国証券監督管理委員会
- 政府投資機関
 - 中国投資有限責任公司
 - 中投国際有限責任公司
 - 中投海外直接投資有限責任公司
 - 中央匯金投資有限責任公司
- 預金取扱い金融機関
 - 政策性銀行・開発性銀行(3)
 - 大型商業銀行(6)、株式制商業銀行(12)
 - 都市商業銀行(134)、住宅貯蓄銀行(1)
 - 農村商業銀行(1,423)
 - 農村合作銀行(30)、農村信用社(782)、村鎮銀行 (1,622)、農村資金互助社(45)
 - 民営銀行(17)
 - 外資銀行(現地法人 41)
 - 企業グループ財務公司(254)
- 其他銀行業金融機関
 - 信託会社 (68)、金融リース会社(70)、自動車金融会社 (25)、消費者金融会社(24)、貸出会社(13)、マネーブローカー (5)、金融資産管理会社(全国展開 4)、その他(資産管理会社等、15)
- 証券業金融機関
 - 証券会社 (133)
 - 公募証券投資ファンド管理会社(128)、資産管理子会社(79)
 - 証券先物ブローカー(149)
 - 証券投資コンサルタント(84)
- 保険業金融機関
 - 保険持ち株会社(12)
 - 生命保険会社(75)、養老年金会社(8)、健康保険会社(7)
 - 損害保険会社(87)
 - 再保険会社(11)
 - 保険資産管理会社(26)
 - 輸出信用保険会社(1)
- 市場インフラ、フィンテック企業、その他
 - 中国外貨取引センター・インターバンク取引センター、インターバンク市場クリアリングハウス、上海証券取引所、深セン証券取引所、国債登録決済有限責任公司、上海金取引所、第三者決済サービス会社、P2Pプラットフォーム等

資料出所：中国銀行保険監督管理委員会及び中国証券監督管理委員会の認可機関リスト

2. 潤沢な資金供給

中国全土をカバーする金融制度の整備が進む中で、マネーサプライは急増し、M2 残高の名目 GDP に対する比率 (M2/GDP 比率) は、総じて急な傾きで上昇してきた。その結果、1978 年末には 1 千億元程度だった M2 残高は、2019 年末には 200 兆元近い規模に達している (図 4)。時期によっては、マネーの供給が過大だと問題視されることもあった。

図 4 中国、日本、米国のマネーサプライ (M2) の推移



注：直近値は、中国は 2019 年末(198.6 兆元、200.5%)、日本と米国は 2018 年末(184.8%、70.6%)。

資料出所：中国人民銀行、中国国家統計局、日本銀行、日本国内閣府、米・連邦準備局、商務省

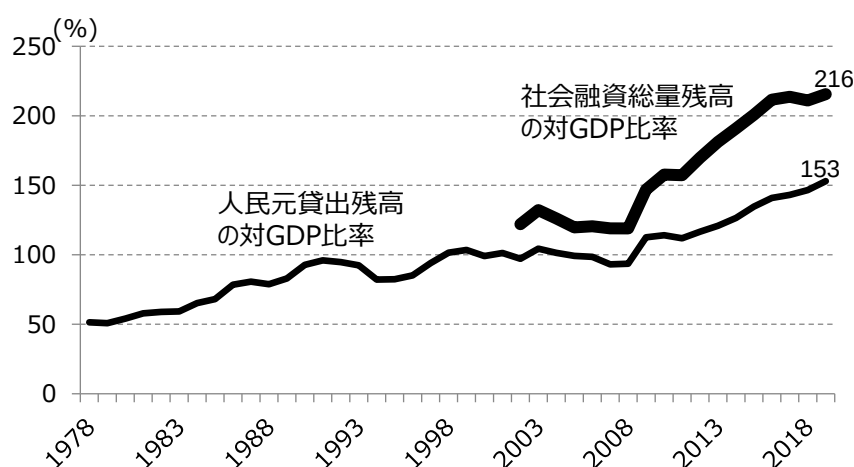
ただし、現在人民銀行の行長を務めている易 (2003) は、1990 年代までの M2/GDP 比率が急伸した点について、①経済制度改革につれて、企業及び個人の貨幣に対する需要が強まった点 (企業間取引における現金決済の増加、報酬・手当の現物支給から現金支給への変更などを受けた動き) を考慮すべきであり、また、②当時の GDP が過少推計されていた (とくに消費の推計が不適切だった) 可能性もあり、単純に数値だけをみてマネーサプライ量の適否を判断すべきではない、と主張している。

一方、最近では同国内の一部で、M2 残高の伸びの低さを批判的に捉える声も聞かれる。この点について人民銀行 (2018) は、金融市場や金融商品の構造に大きな変化が生じているため、M2 と名目 GDP の関係は従来とは異なっている可能性がある」と説明し、政策目標のイメージを具体的な数値で語ることを避けている。後述する債務問題や中小企業の資金繰り難などとの関係もあって、マクロ政策としてのマネーの供給とミクロ政策としての個別信用リスクの管理のバランスを維持するために、微妙な匙加減が求められているのだろう。

マネーサプライは、銀行の負債サイド (現金、預金残高) に注目した統計であるが、金融機関の資産サイドの動きをみても、過去 40 年間の資金供給の大きさを確認することができ

る。中国の金融機関の人民元貸出残高は、1978 年末には 1,890 億元に過ぎなかったが、2019 年末には約 152 兆元と、800 倍の規模へと増加した。この間、同残高の名目 GDP に対する比率も、51%から 153%へと大きく上昇している。また、中国では 1990 年代の後半から信託貸出や資本市場での資金調達も増え始め、人民銀行は 2011 年から、そうした資金調達の動きもカバーする統計（社会融資総量）を公表するようになった（データは 2002 年まで遡及可能）。2002 年末の社会融資総量残高の名目 GDP に対する比率は 122%であったが、2008 年以降増勢を強め、2019 年末の同比率は 216%となっている（図 5）。

図 5 中国の人民元貸出残高及び社会融資総量残高の推移



注 1：政府債券発行残高を除くベース（民間部門の資金調達のみを反映）。

注 2：直近値は 2019 年末。

資料出所：CEIC China Premium Database、中国統計摘要 2015 年版

近年、中国では債券市場の整備が進み、社債発行が増えている。また、2014 年の予算法改正を受けて、中国の地方政府もインフラ投資向け資金等を債券発行によって調達できるようになり、2016 年以降の社会融資総量統計には、政府債券発行残高（中央政府・地方政府発行残高を合算した金額）も加えられるようになった。まだ完全ではないが、現在の社会融資総量統計は、非金融部門の資金調達動向をかなりの程度カバーする統計となりつつある。なお、2019 年末の社会融資総量の残高構成は表 1 のとおりとなっている。

表 1 社会融資総量残高の構成（2019 年末）

（単位：兆元、%）

	合計	人民元 貸出	外貨 貸出	委託 貸出	信託 貸出	銀行引 受手形	社債 発行	株式 発行	政府 債券	その他
残高	251.3	151.6	2.1	11.4	7.4	3.3	23.5	7.4	37.7	6.9
構成比	100.0	60.3	0.8	4.6	3.0	1.3	9.3	2.9	15.0	2.8

資料出所：CEIC China Premium Database

3. 中国の金融機関及び人民元の存在感

2001 年末の WTO 加盟時に、中国は 5 年以内に銀行市場を完全に对外开放すると約束した。そうすると 2006 年末以降、外国銀行との競争が激化することが予想され、その競争で生き残るためには中国の銀行システムをしっかりと立て直さなければならないという危機感が同国内で広く共有された。この危機感に押されて、主要銀行（全国規模で業務を展開する大型国有銀行と株式制商業銀行）の抜本的改革（大型国有銀行を株式制に転換したうえで、上場。株式制商業銀行にも上場を促す）が急ピッチで進められた。また、1990 年代後半から都市と農村の小規模信用社（組合組織金融機関）を、都市商業銀行と農村商業銀行等に再編する改革が行われていたが、この時期にその動きにも拍車がかかった。

一連の銀行制度改革がある程度進んでいたおかげで、中国は 2008 年のグローバル金融危機の影響に速やかに対処することができた。すなわち、中国政府は 2008 年の第 4 四半期に、いわゆる「4 兆元の景気刺激策」を打ち上げたが、全国各地でそれに呼応する動きが即座に始まったのは、改革を通じて銀行業金融機関の経営基盤が改善しており、多額の融資を実行できる体制が整っていたからである。後にそうした銀行融資が過剰債務の累積という別の問題につながってしまった負の側面も有していたものの、仮に 2008 年当時の中国の銀行の体質が 2000 年前後のようにぜい弱なものであったなら、同国の経済政策運営は極めて厳しいものになっていただろう。

グローバル金融危機の影響を受けて、欧米の銀行の経営基盤が毀損される一方で、中国の主要銀行は国内外での株式上場を経て自己資本を増強するとともに、政府の景気刺激策に呼応して貸出を積極的に伸ばした。そのような動きを受けて、2010 年代に入ると、銀行の国際ランキングの上位クラスに中国の銀行が入るようになり、2013 年（2012 年末基準）には自己資本規模で工商銀行がトップに立ち、2018 年（2017 年末基準）には上位 4 行を中国の 4 大銀行が独占するなど、国際的な存在感を示し始めた。

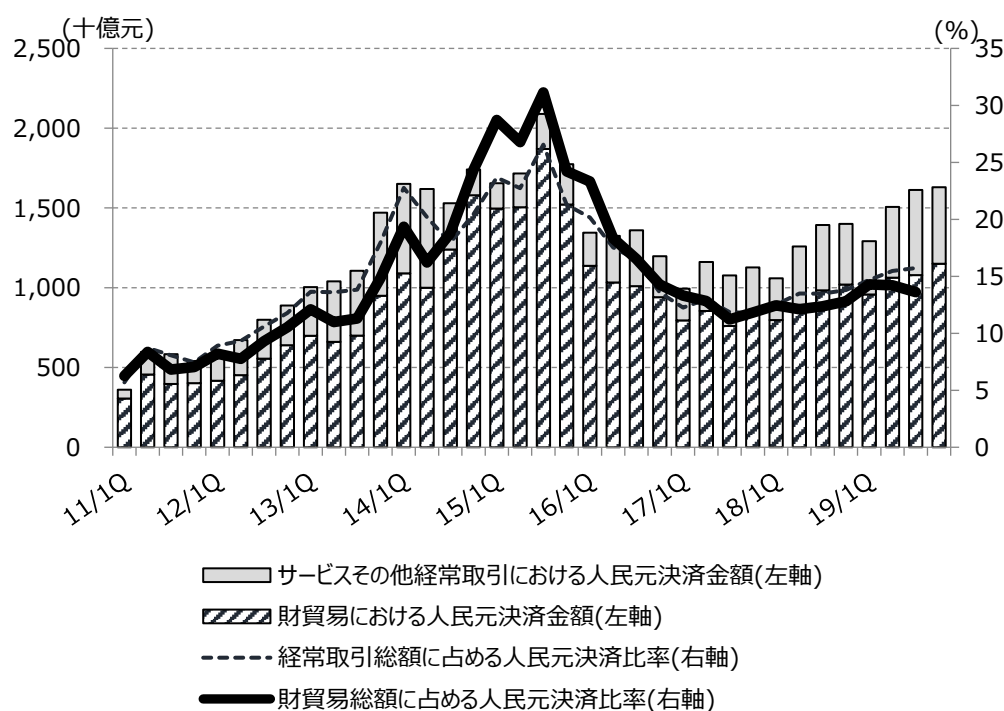
また、WTO 加盟後の中国では、直接投資の流入や貿易黒字の拡大を受け、外貨流入が急増した一方で、クロスボーダーの資本取引規制は比較的厳格に維持されたため、同国の外貨準備残高は 2001 年末の約 2,200 億ドルから 2014 年末の約 3 兆 8,700 億ドル（年次統計上のピーク）まで爆発的な増加を示した。中国政府はそうした外貨準備を中国企業の対外進出サポート、海外資源の確保、友好関係にある途上国の支援などに積極的に振り分けた模様であり、後の「一帯一路イニシアティブ」の提唱やアジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立主導などの動きもあって、2010 年代半ばには国際経済・金融分野における中国の存在感が一段と目立つようになった。

中国政府はグローバル金融危機の際に、同国輸出企業などが輸出信用をはじめとする海外からのドル建て短期融資を突然回収されたり、期待していたロールオーバーを拒否されたりしたために、事業運営に困難を来した事例をみて、經常取引や直接投資について人民元での決済が広まるよう、2009 年頃から「人民元の国際化（当初は“国際化”という言葉は使

わず)」を提唱し、地域限定的ながらオフショア人民元市場の拡大を促す措置なども取り始めた。

2015 年半ば頃までは、市場に人民元先高期待が強かったこともあり、経常取引での人民元利用は着実に増加し、その動向は、人民元が国際通貨基金の SDR（特別引出権）構成通貨入りが検討された際にも大きく貢献した（人民元の SDR 構成通貨入りは、2015 年 11 月決定、2016 年 10 月実施）。ただし、2015 年下期に人民元先安期待が強まると、決済金額・比率ともに 2017 年にかけて急減し、その後は緩やかな増加にとどまっている（図 6）。

図 6 経常取引における人民元決済の動向



注：直近値は、決済金額は2019年末(サービスその他経常取引4,800、財貿易11,500億元)、決済比率は2019年第3四半期末(対経常取引総額15.7、対財貿易総額13.6%)

資料出所：CEIC China Premium Database

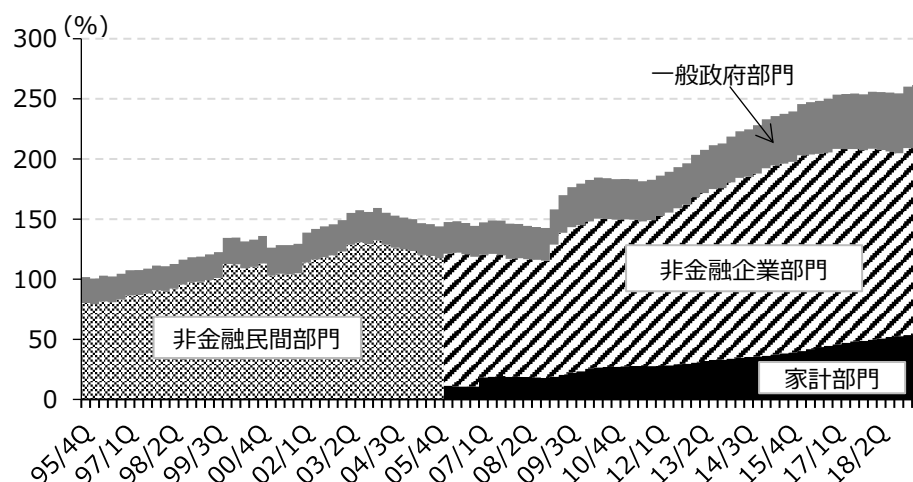
第2節 金融リスク顕現化の兆し

1. 地方政府・企業の過剰債務と金融機関の不良債権

中国の非金融部門の債務状況についてみると、債務残高の同国名目 GDP に対する比率（以下、債務率）は、2009 年から 2010 年にかけて急上昇し、その後も 2016 年頃までかなり速いペースでの上昇が続いた（図 7）。債務率については明確な適正水準というものがある

るわけではないが、一般に、急激な上昇は金融バブルの膨張につながる可能性が高いと考えられている。2016 年頃には、国際通貨基金（IMF）や国際決済銀行（BIS）なども、中国の債務膨張に警鐘を鳴らしていた。

図 7 中国の制度部門別債務率（債務残高/名目 GDP）



注：直近値は 2019 年第 2 四半期末(一般政府 52.4、非金融企業 154.5、家計 54.6%)

資料出所：BIS total credit statistics (2019 年 12 月公表データ)

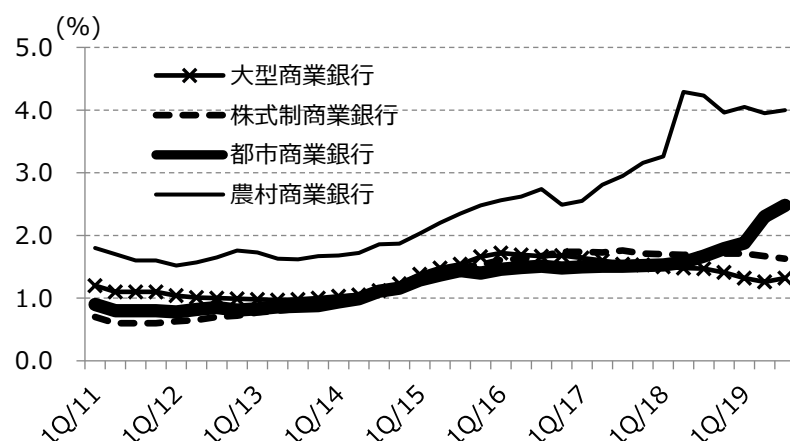
2009 年の債務率急上昇は、「4 兆元の景気刺激策」に呼応したものであった。中国共産党中央委員会と中央政府は、当該刺激策の資金負担について、中央政府 1.18 兆元、地方政府 1.25 兆元、その他（国有銀行、民営企業など）1.57 兆元と想定し（日本貿易振興機構・海外調査部、2009）、銀行が積極的に協力することを期待した。

図 7 をみる限り、中国の債務問題の重点は企業部門にあると考えられるが、中国では、地方政府債務の相当部分が企業債務としてカウントされていると指摘されており、その点も考慮にいれなければならない。2014 年以前は、地方政府は独自に資金調達を行うことを禁止されていた（正当な財源不足は、中央政府によって補填される仕組みとなっていた）ため、地元の建設プロジェクト等を中央政府に頼らずに柔軟に進めたいと考える地方政府は、自らの会計から独立した組織（「地方政府融資平台」と総称される）を設立し、その組織に資金調達・運用・建設プロジェクトの実行等を任せることが多かった。そうした組織の多くは、国有企業に分類されている。また、地方政府の債務については、偶発債務の問題も無視できない。2013 年の審計署（会計検査院に相当）検査では、金融機関と地元国有企業等との間の金銭貸借契約をサポートするために、地方政府が様々な形で保証等を提供しており（本来は地方政府による保証の提供は違法行為）、偶発債務は 7 兆元に上ることが判明した。その後、審計署や全国人民代表大会などによる特別調査が数回にわたって実施され、地方政府債務問題の深刻さが明らかになった。

共産党中央と中央政府は 2016 年と 2017 年の経済政策運営上の最優先課題を、「三去（過剰生産能力・過剰在庫・過剰債務の削減）、一降（企業コストの引下げ）、一補（弱点分野の補強）」とし、債務削減に金融機関が協力するよう促した。ただし、問題の解決を急ぎ過ぎると、信用収縮が生じて景気後退をもたらす可能性が高く、また、債権・債務のリストラによって企業倒産が集中すると、失業問題が深刻化することが懸念されるため、党及び中央政府指導部は、債務問題には時間をかけて取り組む意向であるように窺われる。

この間、地方ベースの中小金融機関の不良債権比率が、上昇傾向を示し始めている（図 8）。今のところ、大半の銀行は財務余力があり、不良債権を当期利益等で償却できている銀行が多く、市場では、不良債権問題がシステミックリスクを引き起こす可能性は小さいとみられている。ただし、一部報道によれば、経済情勢が芳しくない地方では、不良債権の増加が経営圧迫につながっている銀行や信用社が現れ始めており、中央銀行と監督当局はそうした金融機関に対するモニタリングを強化している。

図 8 中国の商業銀行の不良債権比率の推移



注：直近値は 2019 年第 3 四半期末(大型商銀 1.32、株式制商銀 1.63、都市商銀 2.48、農村商銀 4.00%)
資料出所：CEIC China Premium Database

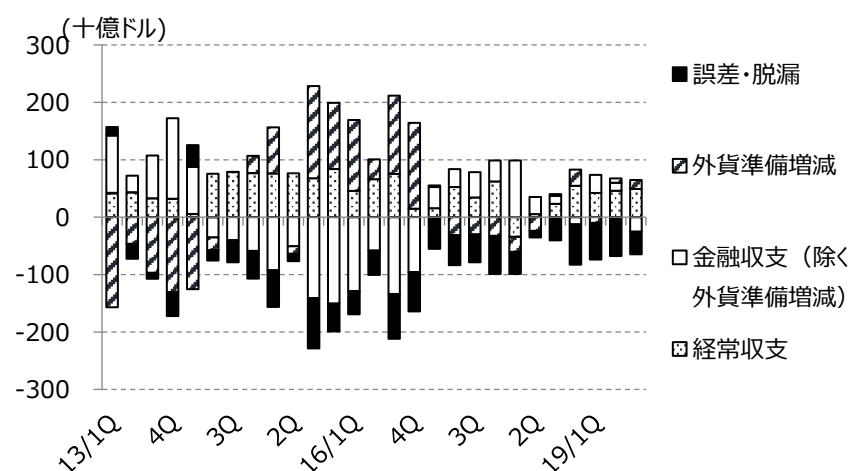
2. 資本流出圧力

国際収支統計を見ると、中国はクロスボーダーの資本移動を相当程度制限しているにも関わらず、2015 年から 2016 年にかけて金融勘定の資金流出が増え、それを相殺する形で外貨準備が減少した（国際収支統計では外貨準備の減少は資金流入としてカウントされる）。これは人民元相場の予測に大きな変化が生じたことが原因とみられている。

2015 年以前の数年間は、市場に人民元の先高期待が強く、中国所在の企業を中心にドル建て負債を増やす動きが広がっていた（将来、人民元が高くなれば、返済に必要な人民元が少なくて済む）。ところが、2015 年 8 月、市場の見方が人民元先安に反転したため、ドル建

て債務の返済を急いだり、外貨建て輸入決済を早めたりする動きが増加した。このため、多額の資金流出が生じたとみられている。その後、資金流出はいったん収まったものの、依然としてかなりの額の資金流出方向の「誤差脱漏」が計上されており、資金流出圧力が根強いことが窺われる（図 9）。国家外貨管理局は銀行や企業に対し、外貨取引に関する法律・ルール of 厳守と正確な報告の提出を求めているが、経済のグローバル化が進む中、膨大な外貨関連取引を行政的にコントロールする難しさが増しているように感じられる。

図 9 中国の国際収支統計の概況



注：直近値は2019年第3四半期(経常収支 492、資本移転等収支 2、金融収支 -250、外貨準備 154、誤差・脱漏 -394 億ドル)

資料出所：CEIC China Premium Database

第3節 新たな経済成長のための金融の貢献

1. 2つの百年目標

中国は現在、「2つの百年目標」として、

- ① 建党 100 年の 2021 年までに、「小康社会（ある程度ゆとりのある社会）」を全面的に建設すること、
- ② 建国 100 年の 2049 年までに、富強・民主・文明・調和をかなえた社会主義現代国家の建設を達成し、中等先進国の水準に達すること、

を目指している。

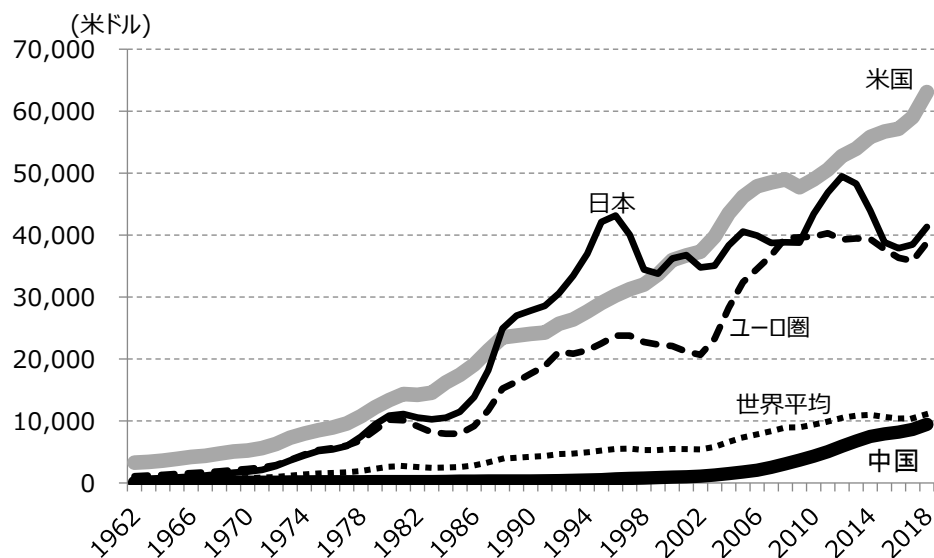
第 1 の目標の達成期限は 1 年後に迫っており、目安として定めた数値目標については、既に概ね達成の目途が立っている模様である。しかし、少し厳しい目線で考えてみると、「真の意味で“小康社会”を全面的に建設できたか」という問いに Yes と答えるには、社会の基盤

を底上げする努力がもう少し必要なのではないかと思われる。

第 2 の目標の達成期限までにはなお時間があるが、重要なのは高齢化の負荷が重くなる前に痛みを伴う構造改革を推進することと考えられている。第 2 の目標に取り組む過程では、供給サイドの構造改革の深化、イノベーション型国家の建設加速、農村振興戦略の実施、地域協調発展戦略の実施、社会主義市場経済化制度の改善・加速が重要であると考えられており、金融部門には市場メカニズムの浸透を図りながら実体経済に貢献することが求められている。

世界銀行の一人当たり GNI に基づく分類によれば、中国は 1998 年に低所得国から低位中所得国に移行し、10 年後の 2008 年に高位中所得国に移行した。2018 年の中国の一人当たり GNI は 9,460 ドルで、同年の高所得国との境界線 12,375 ドルの 76% の水準に達している（図 10）。同国が 14 億人の人口を抱えていることを考えると、これはかなりのハイペースと評価できる。ただし、ここからいわゆる「中所得の罠」に陥らずに、高所得国に移行するためには、公平公正な所得の再分配の実現が重要であり、構造改革に対する真摯な取り組みが不可欠と考えられている。

図 10 主要国・地域等の一人当たり GNI（アトラスベース）の推移



注：直近値は 2018 年末(米国 63,080、日本 41,310、ユーロ圏 38,774、世界平均 11,124、中国 9,460 ドル)
資料出所：World Bank national accounts data

2. 産業の育成

中国は 2015 年、「中国製造 2025」と題する国家戦略方針を公表した。工業情報化大臣の説明によれば、「中国製造 2025」は、「製造大国から製造強国への転換」を目標に、1 段階 10 年の取り組みを 3 段階積み重ねる長期国家戦略の第 1 段階のアクションプラン、と位置

づけられている。その5大プロジェクトとして、①製造業イノベーションセンター建設、②スマート製造、③工業基礎強化、④グリーン製造、⑤ハイエンド設備イノベーション、が掲げられ、また、産業の発展を推進する10大重点分野として、次世代情報技術産業、ハイエンド工作機械・ロボット、航空・宇宙用設備、海洋工程設備・ハイテク船舶、先進的軌道交通設備、省エネルギー・新エネルギー自動車、電力設備、農業用機器、新素材、バイオ・医薬・高性能医療機器が掲げられている。中国の専門家は、10大重点分野を制定した背景について、「国際競争力が強い分野と弱い分野にそれぞれフォーカスし、今後の方針を示したもの」と説明している（真家、2018）。

第4次産業革命の流れに乗り、さらにはリードしていくためには第3次産業の育成も重要である。国家統計局が公表した「新中国成立70周年経済社会発展成果報告書」は、中国のサービス業がかつての補助・従属的な地位から中国の最大の産業に飛躍し、中国経済の安定成長の重要な基礎になっていると説明している。そして、プラットフォーム経済、シェアリング経済、デジタル経済などのさらなる発展が期待されている。また、社会の安定や機会の公平を実現するためには、教育、医療・保健などの基盤整備も重要であり、そうした分野により配慮した政策運営が求められている。

3. 産業育成のための金融サービス

中国が産業の高度化と社会基盤の整備を一段と進めていくためには、金融サービスのあり方も変わっていかなければならない。2010年頃までの中国の金融制度改革の重点は、核となる大銀行・中堅銀行の体力の増強、農村部への金融サービスの普及、資本市場の拡充（とくに発行体の多様化）などに置かれ、それらは一定の成果を挙げたと評価できる。しかし、金融機関及び政府のリスク管理意識や体制整備が、資金需要の拡大ペースに追いついていないという問題が残っている。共産党指導部や中央政府が社会の安定をより重視してきたために、投資のリスクに対する責任の所在が曖昧になっている部分があり、モラルハザードの問題も生じている。

2018年以降、金融当局はリスク管理の強化に重点を置いた政策運営を進めているが、グローバルな経済環境に不透明感が強まる中、中国自身が成長モデルの変化という大きな課題に直面しているため、金融リスクの実態把握は難しく、金融機関が新たなビジネスを積極的かつスピード感をもって展開していくような動きはあまりみられていない。

銀行貸出についてリスク管理意識が強まる一方、資本市場の活用についても監督当局や証券取引所の慎重なスタンスが強い中、新産業を育成する手段として「政府誘導基金」と称される官民合同ファンドに対する関心が高まっている。中央・地方政府が親ファンドを開設し、そこに金融機関さらに一般投資家を呼び込む設計となっていて、2018年末までに2,112件が開設され、募集目標総額は12.3兆元に達している。政府誘導基金の内訳としては、産業基金、ベンチャー基金、PPP（Public Private Partnership）などがある（表2）。

表 2 政府誘導基金の種類

基金の種類	開設数	募集目標額	主な資金使途、投資の狙い等
産業基金	989	6.4 兆円	重点産業(IC 等戦略的育成産業、業界をリードする企業等)への投資。 産業構造の高度化を推進し、更なる発展を目指す。
創業基金	438	1.0 兆円	中小企業の起業を支援。 資本増強、技術と市場の融合を通じ、中小企業の順調な成長を促す。
PPP 基金	142	2.5 兆円	公共サービス分野への官民投資を促す。
その他	543	2.4 兆円	——

資料出所：天堂硅谷（2019）

政府誘導基金については、政府が育成したいと考える重点産業分野に、民間投資を呼び込むことで、合理的なリスク分担が行われることが期待されている。ただし、実際には投資対象事業が偏っているとの批判があるほか、政府のプランに現実性が欠けているために、民間の投資が集まりにくい等の問題が指摘されている。

4. フィンテックの活用

中国では、融資を受けられる主体が国有企業や地方政府系組織に偏り、民営中小企業や一般個人はフォーマルな金融になかなかアクセスできないという問題が依然として残っている。金融当局は商業銀行や農村金融機関に対し、小規模・零細企業への融資に力を入れるよう指導を続けているが、その成果は必ずしも捗々しくない模様。

この状況に穴をあけたのがフィンテック企業の台頭であった。中国では 2010 年以降、物品・サービスのインターネット取引に関連する資金決済手段としてスタートした電子決済システムが、消費者と小売業者の間に急速に広まり、当該サービスの運営企業を成長させ、成長した企業がさらに新しい金融サービスを生み出すという好循環が生まれた。EY グレーターチャイナ等（2020）は、中国でフィンテックが発展した要因を、①ニーズに対して不足していた金融インフラ、②充実したインターネット環境、③e コマースの発展、④IT 巨大企業によるイノベーション、⑤フィンテックを積極的に利用する消費者の存在、と整理している。

フィンテック企業の市場参入は、既存の商業銀行等にも刺激を与えた。ここ数年、新たな電子サービスの開発に力を入れる銀行が現れているほか、「国有大銀行も中小銀行もフィンテック企業と積極的に連携を図り、顧客の利便性向上や業務効率化を猛スピードで進めている」（柴田、2019）といった現象が広がっている。

まとめにかえて

中国の高度経済成長を支えたのは、銀行を中心とする金融部門からの潤沢な資金供給であった。同国中央政府は、経済停滞の兆候が表れると、雇用問題を深刻化させないために、金融当局による指導を梃子に、銀行等から実体経済への資金供給を促してきた。しかし、経済の高度経済成長が終焉し、中ないし低速度での成長に適応しなければならなくなった現在、金融部門に求められるサービスも変わってきているのではないか。

中国では 2000 年代に銀行制度の改革が進展し、経営状況を定期的に公開し、市場による監督を受ける上場銀行は 49 行に達している（2019 年 9 月末）。しかし、全国で 4 千を超える銀行業金融機関の中には、財務基盤が脆弱な先がなお多い模様であり、弱小金融機関の破たんがシステミックリスクを引き起こすことのないよう、金融当局はモニタリングの強化に力を入れている。中国の経済成長速度が鈍化する一方で、地方政府関連機関・企業・家計等が依然として大きな債務を抱える状況にあっては、金融の市場化よりも金融リスクのコントロールに政策の重点が置かれるのは、やむを得ないことと理解できる。

ただし、経済のグローバル化や金融技術の高度化が進展する中で、金融の市場調節が従来の殻を破っていかなければならない段階に来ていることも間違いない。金利の市場化、資本取引規制の緩和、為替レート決定メカニズムの市場化は、相互の関連性に配慮しつつ、適切な手順を踏んで進められなければならない難しい課題であるが、金融当局には、変化に対して慎重になるあまり改革のタイミングを逃さないよう、冷静かつ果敢な判断が求められている。中国では先進的なフィンテックによる金融サービスが大変な勢いで生まれ、育ちつつある。その芽をつぶし、ひいては民営企業の活力を奪うことにならないよう、既存制度の改革を着実に進めていくべきであろう。

【参考文献】

- ・ EY グレーターチャイナ/EY 新日本有限責任監査法人編『21 世紀における中国経済・金融資本市場の羅針盤』清文社、2020 年
- ・ 易綱『中国的貨幣化進程』商務印書館、2003 年（中国語）
- ・ 柴田聡『中国金融の実力と日本の戦略』PHP 新書、2019 年
- ・ 尚明主編『新中国金融 50 年』中国財政経済出版社、2000 年（中国語）
- ・ 沈才彬『中国新興企業の正体』角川新書、2018 年
- ・ 趙海寛主編『中国社会主義金融市場研究』中国金融出版社、1993 年（中国語）
- ・ 中国人民銀行「中国人民銀行行長周小川等就“金融改革与発展”答記者問」2018 年 3 月 9 日、人民銀行ウェブサイト（中国語）
- ・ 天堂硅谷「原創研究：10 万億級別政府引導基金，私募 GP 如何共舞？」2019 年 1 月 23 日（http://www.ttgg.com.cn/news_view.aspx?TypeId=28&Id=2128&Fid=t2:28:2）（中国語）
- ・ 日本貿易振興機構・海外調査部「緊急調査レポート“中国政府による景気刺激策と効果、日本企業のビジネスチャンスとリスク”報告書」2009 年
- ・ 真家陽一「産業高度化に向けた政策の潮流」服部健治・湯浅健司・日本経済研究センター編著『中国創造大国への道ービジネス最前線に迫るー』文眞堂、2018 年

第5章 中国の産業支援策の実態 ～ハイテク振興重視で強国化を推進～

株式会社 日本総合研究所 調査部
主任研究員 佐野 淳也

はじめに

2018年以降、米中関係が悪化している。トランプ大統領は就任前から、対中貿易赤字を問題視し、赤字削減策の実施を中国に求めた。しかし、中国政府が米国産農産物の輸入拡大等を表明し、第1段階の合意に達しても、関係正常化の目途は立っていない。両国の間には、貿易以外にも深刻な問題が横たわっているためである。とりわけ、中国の産業支援策を巡る交渉は難航が予想される。トランプ政権は、米国（企業）の優位性を損ねる不当な手段とみなし、その是正を求める方針である。

一方、習近平政権は、輸入の拡大や国内市場の開放、知的財産権の保護強化といった分野では米国に歩み寄る姿勢を示した。しかしながら、産業支援策の見直し要求に応じる考えはなく、むしろ、支援策を推進して主要産業の早期発展を目指しているように見受けられる。

本稿は、このような問題意識に基づき、中国の産業支援策に焦点を当てる。まず、産業支援策の実態を明らかにする。次に、習政権が注力しているハイテク産業をとりあげ、どのような進展がみられるのか確認するとともに、なぜハイテク産業を重視するのかについても考察する。そして、中国の産業支援策の先行きと米中関係にもたらす影響について展望する。

第1節 産業支援策の制度的枠組みと実態

中国政府による資金面からの産業支援策は、①補助金、②税制上の優遇、③資金供給、の三つに大別できる。以下では、それぞれの制度的な枠組みと支援規模について整理する。

1. 補助金

補助金とは、予算から支出される企業への給付金などを指し、産業振興と企業救済がその主要目的となっている。そのうち、産業振興補助金は、政府が選定した重点業種向けに加え、地方の科学技術プロジェクトなどにも給付されている。代表例としては、「工業転型昇級資金」が挙げられる。

「工業転型昇級資金」は、中国政府が2015年に策定した産業発展プラン「中国製造2025」（以下、中国製造2025）に掲げられた次世代情報技術や航空・宇宙といった重点10業種の発展を後押しするためのものである^{注1}（表1）。この補助金に関する通達によると、財政部と工業情報化部の2省庁が補助金交付（給付）の対象を選定した後、地方政府の一般会計に資金が移される^{注2}（図1）。そして、資金を受け取った地方政府が企業に補助金を給付する流れとなっている。中央政府が企業に補助金を直接給付することもある。具体的な規定はないものの、ここには「中央企業」（中央政府の監督管理下にある国有企業）が含まれるとみられる。

一方、企業救済補助金の代表例としては、国有企業改革や鉄鋼・石炭産業の過剰設備といった問題に対処するためのものが挙げられる。地方政府が独自に実施しているものもある。地方政府による企業救済に関わる補助金は、上場企業の有価証券報告書（年報）にその一端が示されている。年報に総額しか記載しない上場企業が多いなか、一部の上場企業は、どこの地方政府から、どのような補助金をいくら受け取ったかを開示している。開示内容をまとめたWind資訊のデータベースで確認したところ、その大半が産業発展や企業の研究開発促進、上場支援を目的とするものであった。半面、「県の経済発展に貢献」や「納税での貢献」などを理由とするものもいくつかあった。これらはあくまで名目上のものであり、実際には経営難に陥った企業を救済するための補助金である可能性が高い。

2. 税制上の優遇

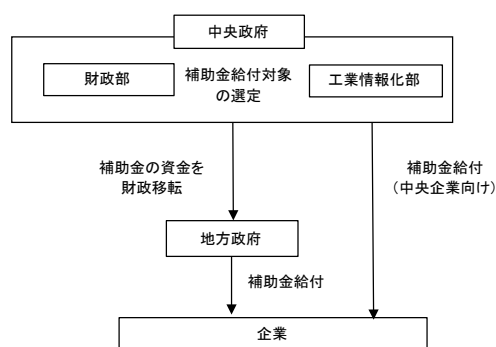
税制上の優遇は、産業振興を後押しする目的で実施されている（表2）。例えば、ハイテク産業では、国が重点的に支援するハイテク分野に該当し、従業員に占める科学技術者の割合や研究開発費用の対売上高比などの条件を満たした企業をハイテク企業と認定し、優遇税制の対象とする^{注3}。中国の企業所得税の税率は25%であるのに対し、ハイテク企業には

表1 中国製造2025の重点10分野

重点分野	主な品目・プロジェクト
次世代情報技術	半導体、5G
高度なデジタル制御の工作機械・ロボット	先端レベルの工作機械、ロボット
航空・宇宙	航空機、有人宇宙飛行
海洋エンジニアリング・ハイテク船舶	同左
先端的鉄道設備	車両、基幹部品・設備、制御システム
省エネ・新エネルギー自動車	省エネ・新エネ車、基幹部品、自動運転
電力設備	大型水力発電・原子力発電、送配電設備
農業用機材	高性能トラクター、農業用機械センサー
新素材	超電導材料、先端半導体材料
バイオ医薬・医療機器	重大疾病向け医薬、高性能医療機器

出所：国務院『中国製造2025』、各種報道を基に日本総合研究所作成

図1 中国製造2025関連の補助金（工業転型昇級資金）制度



出所：財政部・工業情報化部の通達を基に日本総合研究所作成

15%の軽減税率が適用される。さらに、集積回路（IC）産業に関しては、ハイテク企業としての税制優遇措置に加え、企業所得税が一定期間減免される。減免措置は2017年で終了する予定であったが、政府は2018年以降も続ける方針転換を行った^{注4}。2019年1月にはIC製造設備の輸入関税を免除し、IC産業に対する税制面からの支援を一段と強化している^{注5}。

また、政府は研究開発費を課税所得から控除する際、実際にかかった費用よりも多く上乘せすることを認める（企業所得税実施条例第95条）など、研究開発を奨励するための税制上の優遇措置も講じている。政府は、加算率の引き上げや範囲の拡大により優遇措置を拡大し、企業の研究開発意欲を刺激している^{注6}。

表2 税制上の優遇による産業支援

対象	減税内容
ハイテク企業	企業所得税率を15%に（通常は25%）
集積回路産業	黒字計上後の一定期間、企業所得税を減免
	IC製造設備の輸入関税を免除
研究開発	課税所得での研究開発費の加算控除（企業所得税）

注：研究開発の税制優遇措置は、一部適用されない業種あり。

出所：国家税務総局の通達、各種報道を基に日本総合研究所作成

3. 資金供給

資金供給とは、産業振興を目的に、予算以外の経路で企業に資金を融通する手段である。主な手法としては、政府系ファンドの出資と国家開発銀行の金融支援の二つが挙げられる。

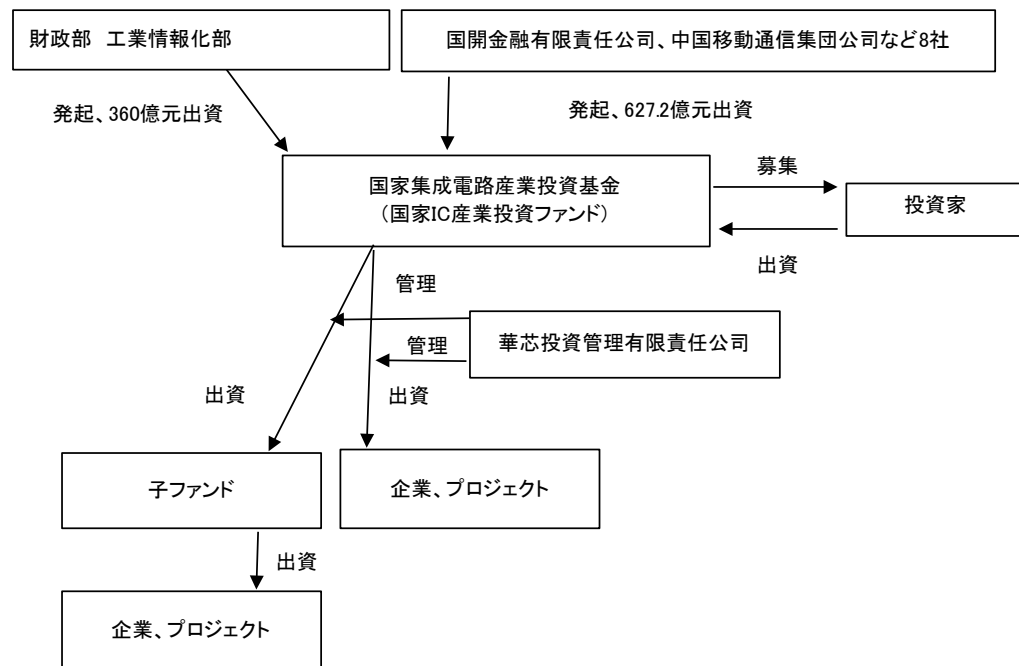
政府系ファンドは、政府から拠出された資金に加え、政府以外からも資金を集めて組成されており、集めた資金は企業やプロジェクトに出資される。中央・地方合わせて1,000を超える政府系ファンドが存在するが、最も注目を集めているのは、国家IC産業投資ファンドである。

国家IC産業投資ファンドは、2014年発表の「国家集積回路産業発展推進要綱」において、半導体産業を資金面から支援するファンドを設置するという方針が示されたことを踏まえ、同年9月に設立された^{注7}。設立に際しては、中央政府が360億元、国開金融有限責任公司（国家開発銀行100%出資の投資会社）や国有企業、地方政府系の投資会社なども627.2億元を出資した^{注8}（図2）。

国家IC産業投資ファンドは、華芯投資管理有限責任公司の運用管理の下、IC（集積回路）関連企業への資金供給に特化し、市場で調達した1,387億元を企業やプロジェクトに出資した（主なものについては、第2節で後述）。そして、2019年からは、登録資本金や調達目標を大幅に増やす第2期が始動している。

金融面からの産業振興においては、国家開発銀行の取り組みがカギとなる。同行は近年、中国企業の海外進出支援に注力しているが、政策銀行としての主たる業務はインフラプロジェクトおよび産業への金融支援である。こうした経緯から、同行はもともと、ハイテク企業への融資などを行っていたものの、2010年代に入ると、重点分野に対する融資として年間の新規貸出額を公表するなど、戦略的新興産業（ハイテク製造業や省エネ・環境保護など）の発展にどれだけ貢献したかをアピールしている。

図2 国家IC産業投資ファンドの仕組み



注1：出資した企業および出資額は、第1期設立時点。

注2：国開金融有限責任公司是、国家開發銀行（政策銀行）100%出資の投資会社。

注3：華芯投資管理有限責任公司是、国開金融有限責任公司の子会社。

出所：国開金融有限責任公司ウェブサイト、各種報道を基に日本総合研究所作成

さらには、2017年には国家發展改革委員会との間で覚書を結び、2016～2020年までの5年間で計1兆5,000億元以上の融資を行うと表明した^{注9}。これは、国家開發銀行の総融資残高（2018年末時点で12兆元弱）対比でも大きな規模といえ、戦略的新興産業向けの金融支援で中心的役割を果たしたい同行の思惑がうかがえる。

4. 支援の規模と変化

中国の中央・地方政府が企業にどの程度の資金的支援を行っているのか。全容の解明は進んでいない。背景として、政府系ファンドの出資等に関する情報開示が進んでいないことがある。地方政府による補助金の捕捉が困難なことも一因に挙げられる。ただし、支援される企業サイドの情報などから、支援策の規模感や趨勢の変化を探ることは可能である。そこで、有価証券報告書や政府系ファンドに関するレポートを用いて、産業支援策の実態を明らかにする。

まず、補助金に関しては、Wind 資力がデータベース化した上場企業の有価証券報告書（年報）を用いて分析した。これによると、上場企業3,671社（2019年11月末時点）への政府からの補助金は、2010年以降増加の一途をたどっている。2018年の総額は過去最高の約1,570億元に達し、データベースで遡及可能な2007年の9.2倍の規模となった。

業種別にみると、補助金給付の重点が企業救済からハイテク産業振興へとシフトしつつあることが指摘できる。2018 年の中国製造 2025 に関連する業種向けの補助金総額は 646 億元と、補助金全体を上回るペース（2007 年の実績対比で、18.5 倍の規模）で増加している（図 3）。これに伴い、中国製造 2025 関連が補助金に占める割合も上昇し、2018 年に初めて 40 % を突破（41.2%）した。

補助金給付の主対象は、自動車メーカーである。補助金給付上位 10

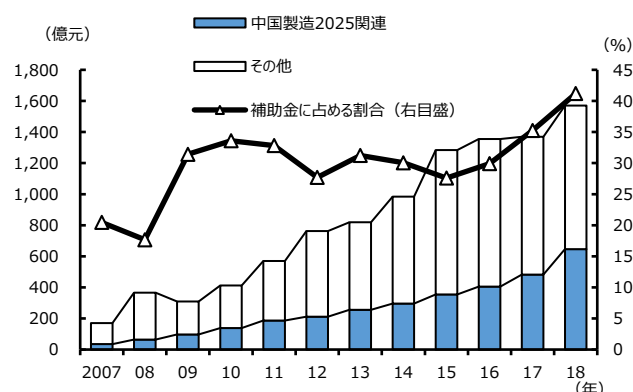
社に複数社が入るなど、自動車メーカー向けの補助金は多く、全体の 9% 弱を占める。米中対立で注目を集めている半導体製造企業向けは、同 3% 未満の水準にとどまるものの、2014 年以降、増加が続いている。同年発表の「国家集積回路産業発展推進要綱」を機に、政府が半導体産業向けの振興策を強化しているためである。

半面、鉄鋼および石炭企業向け補助金をみると、鉄鋼は 2015 年（64.9 億元）をピークに減少し、2018 年はその 3 分の 1 程度の規模に縮小した。石炭は、補助金給付額は増加しているものの、全体に占める割合は、2015 年の 1.7% をピークに頭打ちとなっている。

税制上の優遇に関しても、補助金と同様に、Wind 資訊がデータベース化した上場企業の有価証券報告書（年報）を用いて分析した。図 4 は、上場企業への税還付・減免の規模を示したものである。2018 年は 9 億元と、補助金の 1% に満たない水準にとどまっている。

政府系ファンドに関しては、投中研究院のレポート（2019 年中国政府誘導ファンド報告）を用いて実態を示す^{注 10}。投中研究院は、投中情報というプライベートエクイティ投資会社の調査部門として、業界分析等のレポートを数多く出している。

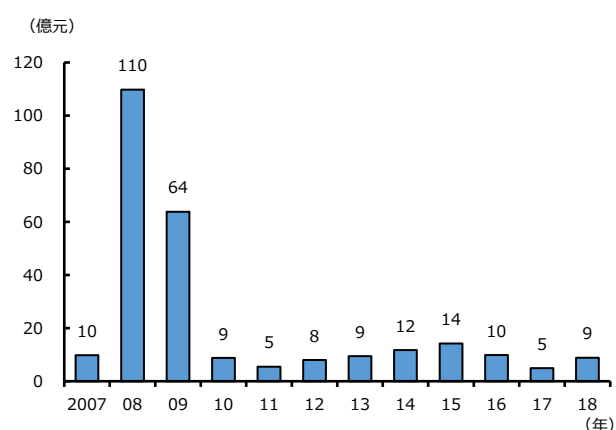
図3 補助金のハイテク産業シフト



注：中国企業2025関連とは、主力事業・製品が中国製造2025の振興対象となり得る上場企業を指し、そうした企業への補助金の合計額が上場企業向け補助金全体に占める割合を算出。

出所：Windデータベースを基に日本総合研究所作成

図4 上場企業への税還付・減免



資料：Windデータベースを基に日本総合研究所作成

注：2019年11月末時点で上海あるいは深センの株式市場に上場している企業から重複分を除いた3,761社の有価証券報告書（年報）記載ベース。

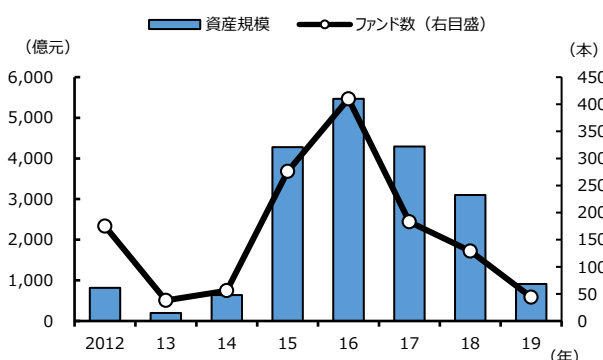
同レポートによると、2015年に政府系ファンドの新規設立数およびその総資産規模が急増し、翌2016年にピークを迎えた（図5）。主要な政府系ファンドの設立時期も、この2年に集中している。2017年以降、ファンドの設立数の鈍化とそれに伴う総資産規模の縮小が続いているものの、ファンドが実際に投資を始めるには設立から数年を要するため、投資が本格化するのはいずれからであろう。政府系ファンドは、2019年6月末時点で募集目標総額の40%程度の資金を確保したとされる^{注11}。投資対象は、製造業から教育、金融まで広範囲に及ぶが、人工知能やロボット、素材といった習政権が育成したい産業が重点とされている。

国家開発銀行も、ハイテク産業を重視するようになっていく。遡及可能な2013年から2016年にかけて、同行の戦略的新興産業向け新規融資額は2,000億元台にとどまっていたが、バイオやIC生産関連といったハイテク企業への融資が相次ぎ、2017年と2018年には2年連続で同融資額が3,000億元を超えた（図6）。これに伴い、融資残高に占める戦略的新興産業の割合も上昇し、2018年には10.1%と、過去最高を記録した。

第2節 産業支援策の注力業種とその背景

中国が進める産業支援策は、産業・企業の発展を後押ししているのか。以下では、①半導体、②情報通信、③産業用ロボット、の3業種に焦点を当て、産業支援策によりどのような成果が得られているのかを整理する。さらに、習政権がハイテク産業を重視する背景についても考察したい。

図5 政府系ファンド（新規設立）



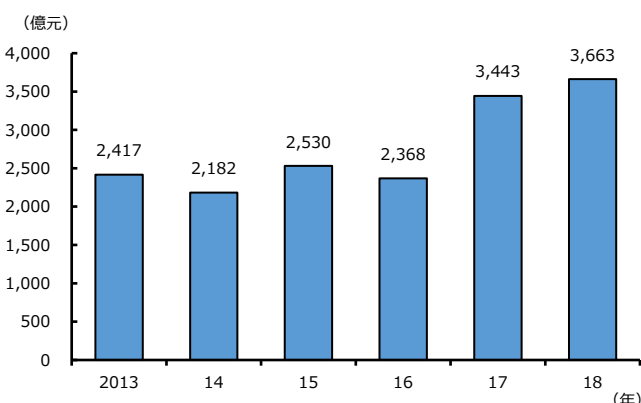
注1：2012年は、同年までの累計。

注2：2019年は、6月末時点。

注3：資産規模は、子ファンドを含まない本体ベース。

出所：投中研究院「2019年中国政府引導基金專題報告」

図6 国家開発銀行による戦略的新興産業向け新規融資



注：2018年は、同行HPに掲載された頭取の報告が根拠。

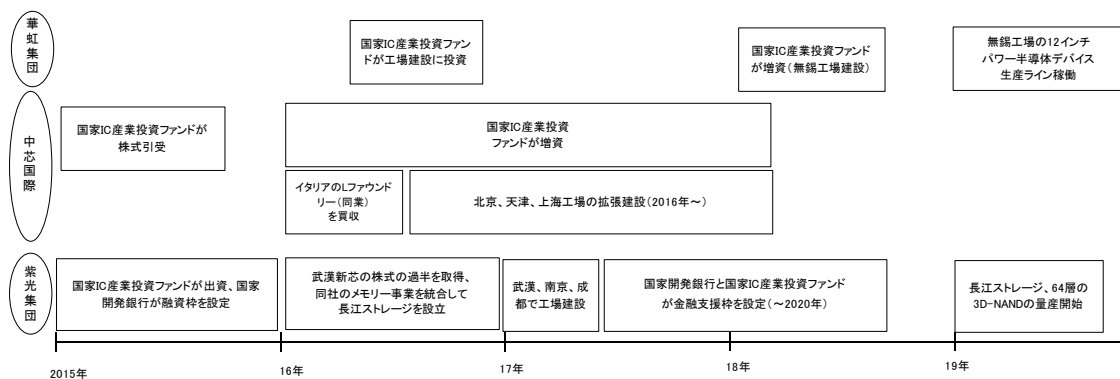
出所：国家開発銀行年次報告書、各種報道などを基に日本総合研究所作成

1. 半導体

半導体産業向けの支援策では、製造を中心に、設計やパッケージング・テストなど、生産高度化に不可欠な分野の主要企業に対して多額の資金が供給されている。とくに手厚い支援を受けたのが紫光集团有限公司（以下、紫光集団）である。

紫光集団は、2015 年に国家 IC 産業投資ファンドから 100 億元の出資を、そして国家開発銀行から 200 億元を限度とする融資枠の設定を受けた^{注12}。2017 年には、国家 IC 産業投資ファンドおよび国家開発銀行と金融支援に関する覚書を結び、2020 年までに両者から最大 1,500 億元の資金を調達することが可能になった。

図7 半導体向けの産業支援策



注1：紫光集団は、紫光集团有限公司の公式略称。中芯国際が中芯国際集成电路制造有限公司の公式略称。華虹集団が上海華虹（集団）有限公司の公式略称。

注2：武漢新芯の正式社名は、武漢新芯集成电路制造有限公司。長江ストレージの正式社名は、長江存儲科技有限責任公司。

出所：経済産業省『通商白書2019』p.203、各種報道を基に日本総合研究所作成

同社は、こうした資金で内外の同業他社の買収を積極的に進めるとともに、中国各地に工場を建設した。一連の取り組みは、武漢新芯集成电路制造有限公司のメモリー事業を統合して設立した長江存儲科技有限責任公司による 64 層の 3D-NAND の量産開始など、一定の成果をあげている（図 7）。2013 年に半導体事業へ参入した際、設計会社の一つに過ぎなかった紫光集団が中国最大級の半導体総合企業グループへと短期間で成長できたのは、政府の強力な支援があったからといえる。

他にも、中芯国際集成电路制造有限公司は 2015 年以降、主に国家 IC 産業投資ファンドから資金面での支援を受け、イタリアの同業他社 L ファウンドリーの買収や大規模な設備投資を進めた。政府系ファンドによる支援が同社を「中国で最大規模かつ最先端技術を誇る」半導体受託生産企業へと押し上げたのである^{注13}。また、2019 年に稼働した上海華虹（集団）有限公司の無錫工場には、中国地場初の 12 インチパワー半導体デバイスの生産ラインが設置された^{注14}。国家 IC 産業投資ファンドは、華虹集団向けに加え、このプロジェクトにも直接投資しており、同ファンドの支援が中国半導体産業の高度化に寄与したといえる。

2. 情報通信

中国企業は、5G 関連の通信機器において高い技術力を有している。ドイツの特許データベース会社によれば、5G 関連の申請件数では、華為技術有限公司（以下、ファーウェイ）が第 1 位、中興通訊株式有限公司（以下、ZTE）が第 5 位に入るなど、中国の大手企業が上位に入っている。認可件数は、ノキアや韓国のサムスン電子、LG 電子をより少ないものの、申請から認可までのタイムラグを勘案すると、中国企業が認可ベースでもこれらの企業を上回る可能性はある（上原 [2019]）。価格面では、中国企業がもともと優位とされるため、中国企業の通信設備・サービスを採用する国は多い。

その一方、ファーウェイおよび ZTE は、政府からの支援を受け業績を拡大してきた。支援は、海外プロジェクトを対象にした国家開発銀行からの金融支援である。ZTE は国有企業であるため当然といえるが、ファーウェイについても支援が行われ、2000 年代にその規模が拡大された^{注 15}。

ただし、政府がリスクの高い海外プロジェクトを担う企業を支援することは、先進国でも行われており、ファーウェイや ZTE が政府から特に優遇されている訳ではない。税制上の優遇においても、ファーウェイあるいは ZTE が特別扱いされているとはいえない。

3. 産業用ロボット

政府は、産業用ロボットメーカー向けに多額の補助金を給付するなど、ロボット産業の育成に注力している。その恩恵を最も受けた企業として、瀋陽新松機器人自動化株式有限公司（以下、新松）が挙げられる。

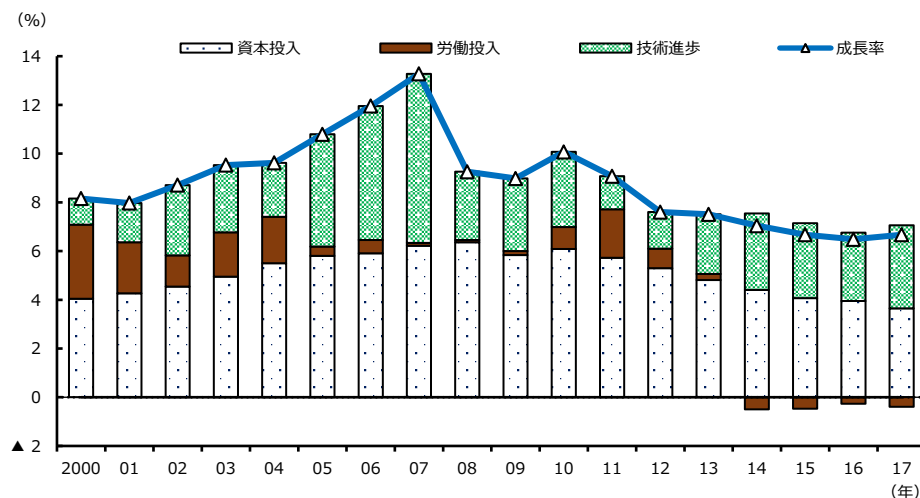
新松が 2007 年以降に得た補助金をみると、2014 年までは年間数百万元～数千万元の規模にとどまっていたが、2015 年に急増し、その後 4 年連続で 1 億元を超えた。その補助金を国内工場の建設や技術開発、韓国企業の買収に充てた結果、新松は中国の産業用ロボット業界をリードする地場の専門メーカーへと成長した。技術面では、シンガポール向けに全自動作業ロボットを納品するなど、「日欧メーカーに匹敵するスペック」という高い評価を得ている^{注 16}。

4. 中国がハイテク振興を重視する背景

習政権がハイテク産業の振興に特に力を入れる背景には、以下の二つの要因がある。

第 1 の要因は、成長持続のための新しいエンジンが求められていることである。中国経済のこれまでの高成長は、資本投入（投資）が主導的な役割を果たしてきた（図 8）。また、2010 年代前半までに限れば、人口増を背景とする労働投入も成長に寄与した。

図8 中国の経済成長率と技術進歩

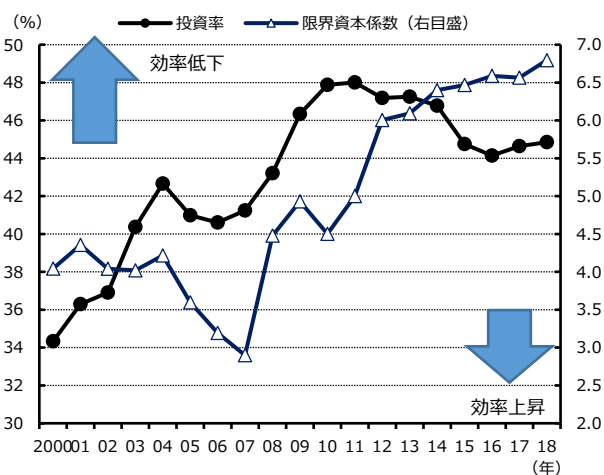


資料：アジア生産性機構（APO）"APO Productivity Database 2019"

しかし、こうした資本投入依存型の成長は、今後期待できそうにない。その理由として、①投資効率の悪化、②債務の拡大、の2点が挙げられる。中国の限界資本係数をみると、リーマン・ショック後の大規模な景気対策を境に、投資効率の悪化が続いている（図9）。こうした状況下では、投資を大幅に増やしても成長率の押し上げにはほとんど寄与しないであろう。さらに、非効率な投資は往々にして、企業の過剰債務や政府債務の拡大といった副作用を引き起こす。

人口に関しては、減少局面に入りつつあることが理由に挙げられる。2018年末時点の就業者数は、57年ぶりに前年を下回った。今後も、労働力の減少は避けられそうにない。国連の最新人口推計をみても、生産年齢人口（15～64歳）は、2010年代の半ば以降減少が続いており、総人口も2030年代に入ると減少に転じる見込みである（図10）。

図9 投資率と限界資本係数

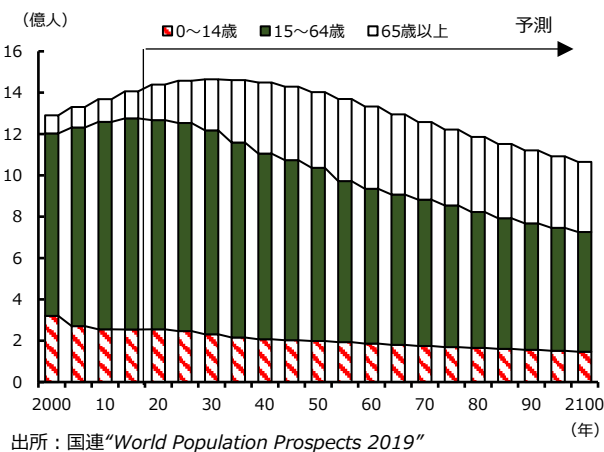


注1：投資率＝需要項目別GDPに占める総資本形成の割合。

注2：限界資本係数＝投資率/実質GDP成長率。

出所：国家統計局『中国統計年鑑2019』

図10 中国の人口動態



出所：国連"World Population Prospects 2019"

一方、技術進歩の成長に対する寄与率は、資本投入や労働投入と比べれば、底堅く推移している。政府の産業支援策による押し上げ効果が最も期待できる場所である。これらを踏まえ、習政権は技術進歩を新しい成長エンジンと位置付け、企業の研究開発に加え、ハイテク分野向けの産業振興策を強化しようとしているのである。

第2の要因は、ハイテクそのものの重要性が増していることである。例えば、次世代通信規格（5G）は、①超高速・大容量、②超低遅延、③多数同時接続、の三つの面で、いままでの通信規格と決定的に異なる。5Gの普及に伴い、IoT化が進み、従来にないペースで新しいビジネスや雇用が生まれると期待される。

半面、ハイテクは安全保障面にも大きな影響を与える。米国の覇権はソ連の崩壊以降、軍事力で対抗できる国がなくなったことから、長期にわたって続くと考えられてきた。ところが、技術の発展に伴い、ネットや宇宙が戦場となる可能性が現実味を増している。こうした空間での戦争では、ハイテクそのものの優劣が勝敗を左右するとみられる^{注17}。したがって、中国が独自の先端技術の向上に取り組み、それを軍事的に活用できるようになれば、米国の軍事的優位性は揺らぎ、世界のパワーバランスを変えかねない。

習政権は2050年までの長期国家戦略を打ち出した^{注18}。同戦略では、①2020～2035年、②2035～2050年、の二つの時期に分け、第1期では経済・科学技術力で世界上位、第2期では経済や科学技術、軍事力を含む総合力および国際的な影響力で中国を世界一の強国に押し上げることを目指している。この目標を達成するには、世界最高レベルのハイテクが不可欠なのである。

第3節 今後想定される展開

2020年1月、米中両政府は「第1段階の合意」文書に署名した。ただし、この合意は、米国製品の輸入拡大のように、習政権からすれば歩み寄りやすい分野が大半を占め、産業補助金など、譲歩しにくい問題は先送りされている。

こうした状況を踏まえ、トランプ政権が中国の産業支援策のどの部分を批判しているのか、習政権が米国の批判に対してどのような対応をとるのか、そして、中国の産業支援策が米中関係にどのような影響をもたらすのか、の3点について以下で検討する。

1. 米国が許容しない三つの理由

トランプ政権の発足以降、米国は中国の産業支援策を批判し、制裁措置による圧力をかけつつ、通商協議の場で中国側に是正を迫っている（表3）。批判は、次の三つの点から構成される。

第 1 は、過剰生産品の輸出を助長していることである。例えば、2018 年 3 月、米国が海外の鉄鋼・アルミニウム製品に制裁関税を課したのに対し、中国は翌月に米国産の豚肉やワインなどに報復関税を課した。その際、米国政府は、中国政府による補助金が、鉄鋼産業における過剰生産をもたらす根源という認識を示した^{注 19}。在庫処理が輸出の拡大を推進する原動力にもなっていることを念頭に、米国政府は、補助金を米国および世界市場を歪める不公正な貿易慣行とみなし、その撤廃を中国政府に求めたのである。

第 2 は、中国が不公正な手段で競争力を高めていることである。制裁関税の根拠となった 2018 年 3 月の米国通商代表部（USTR）のレポートによると、中国企業は、違法行為も含むさまざまな手法を使って、半導体など、産業振興に不可欠な先端技術を海外から入手しようとしており、企業のそうした取り組みを中国政府が政策面で支援していることを問題視した^{注 20}。とりわけ、①国家 IC 産業投資ファンドや先進製造業投資ファンドといった政府系ファンドによる企業への資金供給、②国家開発銀行による中国製造 2025 関連プロジェクトへの金融支援、が中国企業の対米投資の強力な後ろ盾になったと指摘している。

第 3 は、安全保障上の問題に直結するとみていることである。USTR のレポートによると、中国製造 2025 は軍民融合を掲げており、民間部門が入手した先端技術は軍事的な目的に転用される可能性がある。そのうえで、同レポートは中国政府が軍民融合に特化した政府系ファンドを設立したことを挙げ、中国の産業支援策はハイテクの軍事利用を見据えたものと評価した。国防総省が 2018 年 9 月に出したレポートでは、中国企業が補助金や海外からの技術窃取等により世界の市場を席卷し、米国の製造業および国防産業の基盤を損なおうとしていると、USTR よりも強い警戒感を示した^{注 21}。

2. 中国は産業支援策を継続

米国の批判に対し、中国はどのような姿勢で臨んでいるのか。2018 年以降の中央、地方の動きから、習政権は米国の批判に動じることなく、産業支援策を推進しているといえそうである。

表 3 米国の対中制裁措置

時期	内容
2018 年 3 月	鉄鋼とアルミニウムへの制裁関税発動の際、中国も対象国に
2018 年 4 月	ZTE に対して、米国企業との取引を 7 年間禁止
2018 年 7 月	産業機械などに制裁関税を発動（第 1 弾）
2018 年 8 月	プラスチック製品・集積回路などに制裁関税を発動（第 2 弾）
2018 年 9 月	食料品・家具などに制裁関税を発動（第 3 弾）
2019 年 5 月	ファーウェイを事実上の禁輸リスト（EL）に追加
2019 年 6 月	スーパーコンピュータ開発関連 5 社を EL に追加
2019 年 8 月	ファーウェイや ZTE など、中国ハイテク企業 5 社からの政府調達を禁止
2019 年 9 月	家電・衣料品などに制裁関税を発動（第 4 弾）
2019 年 10 月	監視カメラ大手の杭州海康威視数字技術株式会社（ハイグビジョン）や浙江大華技術株式会社（ダーファ）など、中国の民間企業 8 社を EL に追加
2019 年 11 月	公的な補助金を受ける国内通信事業者に対し、ファーウェイ、ZTE からの調達を一部制限
2019 年 12 月	スマートフォンやゲーム機などへの制裁関税発動（第 4 弾残り分）を先送り
2020 年 2 月	米中の第 1 段階の合意に基づき、第 4 弾の制裁関税率を引き下げ

注：2018 年 4 月の ZTE に対する制裁は、罰金の支払いや経営陣の刷新を条件に、同年 7 月解除。

出所：各種報道を基に日本総合研究所作成

その理由として、中央政府が 2019 年より国家 IC 産業投資ファンドおよび先進製造業投資ファンドの第 2 期募集を開始したことが挙げられる。前述の通り、前者は半導体産業、後者は中国製造 2025 関連業種への資金供給を目的とした政府系ファンドであり、いずれも米国政府から名指しで批判されている。しかし、第 2 期募集で登録資本金や資金調達目標が第 1 期より引き上げられたように、習政権がそうした批判に配慮した形跡はない。地方政府レベルでも、ハイテク製造業向けを中心に、新たな補助金が設けられており、産業支援が弱まる気配はない^{注 22}。

2019 年以降、公の場で中国製造 2025 というワードが使われなくなった。これは米国の批判を意識したものといえるが、「転型昇級（モデルチェンジ・アップグレード）」や「製造強国」といった中国製造 2025 の主要スローガンは引き続き用いられている。この動きは米国を過度に刺激せず、ハイテク製造業の振興を着実に進めるための戦術転換であり、譲歩に向けた布石と考えるのは早計である。

中国が産業支援策を継続する背景には、次の二つの要因がある。

第 1 に、産業支援を世界一の強国実現に不可欠な取り組みと位置付けていることである。発展途上国の経済・産業発展に政府の一定の関与が必要という考え方は、ノーベル経済学賞を受賞したスティグリッツ・コロンビア大学教授からも示されており（Stiglitz and Yusuf [2001]）、中国は自らの産業支援策を米国が主張するほど、「異質」なものとはみていない。習政権が設定した国家目標は、科学技術、経済、軍事を含む総合国力で中国を世界一の強国に押し上げる、つまり、米国を追い抜くという難易度の高いものであるため、政府による大規模かつ積極的な取り組みが必要と考えたととしても、不思議ではない。

第 2 に、産業支援策を見直した場合の影響が大きいことである。見直しによって企業を救済できなくなれば、失業者が増加する可能性がある。補助金や政府系ファンドからの資金供給を得ている国有企業は、経営が悪化するかもしれない。さらに、政府系ファンドに出資している大手国有企業や金融機関は、新興産業の育成が進まなければ、損失を被ることにもなりかねない。中国では、ベンチャーキャピタルブームが終わりを迎えているという見方が出ているが、このブームを終わらせないために産業支援策が必要なのである^{注 23}。

政治的な影響も大きい。2019 年 5 月、中国政府は米国との通商協議で一旦合意した内容を白紙に戻した。この背後には、補助金問題で地方や国有企業に大きなダメージをもたらしかねない譲歩を行ったとする批判が政権中枢から起きたことがあるとされる^{注 24}。産業支援策で譲歩すれば、「一強」とされる習政権に対する風当たりが強くなり、内部対立が深刻化する危険性がある。

3. 産業支援策の成果と副作用

今後、中国の産業支援策はどのように展開されるのであろうか。見通しを左右する要素として、習政権による産業支援策の成果と副作用を整理する。

産業支援策の成果として挙げられるのは、設備投資や研究開発に必要な資金が確保できたことである。先端設備の導入や新製品の研究開発には莫大な費用がかかり、企業がその資金を調達することは次第に難しくなっている。こうした状況において、中国の半導体産業や一部のハイテクメーカーは、政府の資金的な支援を得て大規模な設備投資や研究開発を実施し、それにより目覚ましい成長を遂げた。

一方、米国の警戒心を高めたことは、産業支援策の副作用といえる。他社を買収して技術を獲得すること自体は、企業の正常な営みの一つである。しかし、政権トップが世界の強国になると宣言する一方で、企業が対外投資を急速に拡大し、産業競争力や安全保障に関わる重要な技術を保有する企業の買収にも触手を伸ばしたため、海外の中国に対する警戒感が高まった。この結果、中国は、先進国とは相容れない「国家資本主義」として、その異質さが強調されることになった。

支援を受けた企業による過剰生産も、副作用の一つに挙げられる。過剰生産問題は、鉄鋼や石炭といった業種に限られると考えがちだが、ハイテク製造業でも同じことが起こる可能性がある。企業救済策によって淘汰が進まない場合、中国のハイテク産業が世界一になるとは限らない。実際、新エネルギー自動車では、補助金による過剰生産の懸念が出始めている。政府は2019年に補助金給付基準を引き上げ、生産を抑えようとした^{注25}。

さらに、産業支援策の副作用として、品質の向上を伴っておらず、資金投入の効果が低いことが挙げられる。例えば、産業用ロボットにおいては、中核部品の国産化率が徐々に高まっているとされるものの、「中国製の中核部品は、耐用年数、信頼性、騒音といった点で国際レベルとの開きは大きく」、業界全体でみれば、産業支援策は地場ブランドの品質向上にあまり寄与していないとされる^{注26}。新エネルギー自動車では、補助金目当てで安全性に問題のある車が大量に作られた^{注27}。

これまでの考察を踏まえると、米中の今後の対応は、次のようなものになる可能性が高い。

中国問題をめぐる議会の反応から、米国における対中強硬論は、超党派のコンセンサスとなっており、2020年の大統領選挙の結果に左右されるとは考えにくい。冷戦期のソ連は軍事力、1980年代の日本は経済力で米国に迫ったが、いまの中国は「経済と軍事の両面で米国に迫りつつある」存在という認識も、党派を超えて共有されている^{注28}。こうした見方が主流である限り、米国は中国の台頭につながる産業支援策を変えさせようと試みるであろう。

米国政府は、産業支援策の是正を中国政府に要求すると同時に、中国企業への締め付けを強化するとみられる。前述表3で示したように、米中貿易摩擦の激化に伴い、ハイテク分野を中心に、米国企業との取引を制限される中国企業が増えている。そして今後、個別企業に対する制裁は、中国のハイテク産業の台頭を抑える目的の下で、広がる可能性がある。

一方、中国は、世界一の強国という目標の実現に向け、産業支援を進め、米国の見直し要求には応じないとみられる。結果、米中の通商協議で補助金や政府系ファンドからの資金供給などが議題になったとしても、双方の主張は平行線をたどり、急転直下の妥結は期待できないようにない。

おわりに

本稿では、資金面からの産業支援策を①補助金、②税制上の優遇、③資金供給、の三つの手段に大別し、その制度的な枠組みを最初に概観した。続いて、Wind 資訊のデータベース、中国で出された政府系ファンドに関するレポートなどを使って、産業支援策の規模感を示すとともに、ハイテク重視にシフトしつつある実態を浮き彫りにした。

そのうえで、習政権がハイテク産業の振興に力を入れる背景として、同産業を成長持続のための新たなエンジン、国力強化に不可欠とみていることを指摘した。後半部分では、半導体などのハイテク産業において、習政権がどのような産業支援策を講じているのか、その成果と併せて整理した。そして、産業支援策には成果と副作用の両方があることを示した。

習政権は、ハイテク中心の産業支援策を推進し、中国を世界一の強国に押し上げる方針である。この方針をとる限り、米国の要求を受け入れるとは考えにくい。ただし、国内要因により、産業支援策の部分的な見直しを行う可能性はある。新エネルギー自動車のように、過剰生産や技術開発の遅れが目立つ業種では、補助金給付基準の引き上げ、政府系ファンドや国家開発銀行からの支援縮小などの動きが起こるかもしれない。

2020 年は、第 13 次 5 カ年計画等に掲げられた経済・産業目標の達成期限であるとともに、第 14 次 5 カ年計画の原案発表が予定される。これまでに明らかとなった問題点を是正し、世界一の強国になるための新しいプランを打ち出すには適切なタイミングと考えられる。果たして、習政権は産業支援策をどの程度見直すのか、その前提として対米強硬と対米協調、いずれに軸足を置くのか、難しい判断を迫られる。

【参考文献】

（日本語）

- ・上原正詩「中国、ネット世界で独自の生態系構築一脱模倣へ、5G や AI など社会実装で先行」『JCER 中国・アジアウォッチ』2019 年 8 月 16 日（日本経済研究センターHP）
- ・大橋英夫「トランプ政権の対中政策（2018～2019 年）―貿易不均衡の是正から「技術覇権」をめぐる競争へ」21 世紀中国総研編『中国情報ハンドブック 2019 年版』蒼蒼社、2019 年
- ・川島富士雄「中国による補助金給与の特徴と実務的課題―米中間紛争を素材に」RIETI Discussion Paper Series No.11-J-67、2011 年 6 月（経済産業研究所）
- ・木内登英「中国政府の産業補助金の問題はどこにあるか」2019 年 5 月 16 日（野村総合研究所 HP 内コラム）
- ・木内登英「拡大する中国政府の産業補助金」2019 年 5 月 29 日（野村総合研究所 HP 内コラム）
- ・経済産業省「貿易制限的措置発動の背景」『通商白書 2019』第Ⅱ部第 2 章第 2 節、2019 年
- ・後藤康浩「新時代の日中産業協力のあり方」『日中経協ジャーナル』No.300、2019 年 1 月号（日中経済協会）
- ・佐野淳也「再生に向かう中国・東北地域―日本企業の事業展開先として」『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.19 No.74、2019 年 8 月（日本総合研究所）

- ・佐野淳也「異例の展開となった中国の四中全会」『リサーチ・フォーカス』No.2019-030、2019年11月12日（日本総合研究所 HP 内レポート）
- ・関辰一「増加する中国の産業補助金」『アジア・マンスリー』No.223、2019年10月号（日本総合研究所）
- ・日経ビジネス編『世界を戦慄させるチャイノベーション』日経 BP、2019年
- ・丸川知雄「アメリカの中国ハイテク産業叩きが無益な理由」『東亜』No.630、2019年12月号（霞山会）
- ・南川明『IoT 最強国家ニッポンー日本企業が4つの主要技術を支配する時代』講談社+α 新書、2019年
- ・森聡「米国の対中政策における競争と交渉（前編）」『東亜』No.631、2020年1月号（霞山会）
- ・渡邊真理子「米国が怒る産業補助金問題の「本質」ー収まる気配を見せない米中貿易摩擦」ウェッジ『WEDGE Infinity』2019年10月3日

（英語）

- ・Joseph E. Stiglitz and Shahid Yusef Editors: *Rethinking the East Asia Miracle*, Oxford University Press, 2001

（中国語）

- ・投資界網站『創投之巔』北京、人民郵電出版社、2019年
- ・尹麗波主編『集成電路産業発展報告（2018～2019）』北京、社会科学文献出版社、2019年

-
- 注1 中国政府 HP「中国製造 2025」(http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm)。
- 注2 財政部 HP「財政部 工業和信息化部 關於印發《工業轉型昇級（中国製造 2025）資金管理弁法》的通知」（財建[2016]844 号、http://www.mof.gov.cn/gkml/caizhengwengao/2017wg/wg201702/201706/t20170602_2614103.htm）。
- 注3 具体的な条件は、国家税務総局 HP「企業所得税实施条例」（<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812176/n812748/c1193046/content.html>）第 93 条などに掲載。
- 注4 「IC 設計とソフト産業、所得税の減免継続」（『NNA』2019年5月10日付）。
- 注5 「集積回路製造設備などの品目の輸入関税・増値税を免除」（ジェトロ『ビジネス短信』2018年12月5日付）。
- 注6 国家税務総局 HP「關於提高研究開發費用実税前加計扣除比例的通知」（財税[2018]99 号、<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3754895/content.html>）。
- 注7 中国政府 HP「国家集成電路産業発展推進綱要」（「国家集積回路産業発展推進要綱」、http://www.gov.cn/xinwen/2014-06/24/content_2707360.htm）。
- 注8 金融界 HP「国家集成電路産業投資基金入股上海精測半導體 已完成股權變更」（<https://finance.jrj.com.cn/2019/12/24140628578815.shtml>）。
- 注9 中国政府 HP「国家發展改革委与国家開發銀行簽署支持戰略性新興産業發展的戰略合作協議」（http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/20/content_5203898.htm）。

-
- 注 10 投中網 HP「2019 中国政府引導基金專題報告」
(<https://www.chinaventure.com.cn/report/1005-20191021-1573.html>)。
- 注 11 新華網 HP「我国政府引導基金目標規模超 10 万億元 已到位資金超 4 万億元」
(http://www.xinhuanet.com/finance/2019-10/25/c_1210326949.htm)。
- 注 12 人民網 HP「国家集成電路基金聯手国開行三百億簽約紫光」
(<http://scitech.people.com.cn/n/2015/0215/c1057-26567877.html>)。
- 注 13 經濟產業省 [2019] p.202。
- 注 14 「IC の華虹集団、無錫に 12 インチ対応工場」(『NNA』2019 年 9 月 19 日付)、
電子発焼友網 HP「華虹半導体与無錫市政府及大基金簽訂投資協議 建設 12 英寸晶圓廠」
(<http://www.elecfans.com/d/941822.html>)。
- 注 15 新浪網 HP「詳訊：中興与国開行達成 200 億美元融資協議」
(<http://tech.sina.com.cn/t/2012-12-04/18017856324.shtml>)、
中国政府 HP「国家開發銀行与華為簽署 300 億美元戰略合作協議」
(http://www.gov.cn/jrzq/2009-09/23/content_1423891.htm)。
- 注 16 「新松機器人のロボット、シンガポール港納入」(『NNA』2019 年 6 月 18 日付)、「中国、産業ロボ国
産化に力」(『日本經濟新聞』2019 年 7 月 24 日付)。
- 注 17 經濟產業省 [2019] p.205 および各種報道。
- 注 18 中国共産党新聞網 HP「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主义偉大勝利」
(<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>)。
- 注 19 “White House criticizes China for trade practices, tariff increases”, April 3, 2018. *REUTERS*.
- 注 20 USTR HP “Finding of the investigation into China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation Under Section 301 of the Trade Act of 1974”
(<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/march/section-301-report-chinas-acts>) , pp.10-18, pp.31-32, pp.91-97, p.151 など。
- 注 21 Department of Defense HP “Assessing and Strengthening the Manufacturing and Defense Industrial Base and Supply Chain Resiliency of the United States”
(<https://www.businessdefense.gov/News/News-Display/Article/1676687/executive-order-13806-report-released/>) ,pp36-37,p47,p95 など。
- 注 22 新華網 HP「央地政策齊出打造製造業創新高地」
(http://www.xinhuanet.com/fortune/2019-09/23/c_1125025955.htm)。
- 注 23 “No More Easy Profits as China’s Venture-Capital Boom Fizzles” Nov 14, 2019. *Wall Street Journal*.
- 注 24 「米中、突き当たった岩盤」(『日本經濟新聞』2019 年 5 月 12 日付)。
- 注 25 財政部 HP「關於進一步完善新能源汽車推廣應用財政補貼政策的通知」(財建[2019]138 号、
http://jjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefaui/201903/t20190326_3204190.html)。
- 注 26 新華網 HP「国産核心零部件發展 推動自主品牌工業機器人市占率提昇」
(http://www.xinhuanet.com/fortune/2019-09/21/c_1125022985.htm)。
- 注 27 財政部 HP「關於進一步調整完善新能源汽車補貼政策的解讀」
(http://jjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/tongzhigonggao/201903/t20190326_3204238.html)。
- 注 28 日經ビジネス [2019] p.220。

第 6 章 中国の新エネルギー自動車産業の発展

ー イノベーションの成功例かバブルか

拓殖大学 政経学部
教授 朱 炎

この数年間、中国の新エネルギー自動車（以下、新エネ車と称する）産業は急速に成長し、生産と販売台数はいずれも世界の約半分を占めるようになった。

本章は中国で新エネ車産業が発展する背景、新エネ車の生産販売の現状、政府の政策支援、新エネ車の生産メーカーと電池メーカーの実態、燃料電池車の動向、直面する問題点と将来展望、などについて分析する。

第 1 節 中国の新エネルギー自動車産業の発展

中国の新エネルギー自動車産業の発展について、おもに電気自動車の生産販売の拡大の背景と現状から検討する。

1. 中国で新エネ車産業発展の背景

中国でなぜ新エネルギー自動車産業が大きく発展できたのか。以下の背景がある。

まず、新エネルギー自動車産業の発展は、環境対策の必要である。

地球温暖化が進んでいる現状では、化石燃料使用の削減、排気ガス排出の削減には、新エネ車を以って従来のガソリン（ディーゼル）エンジンの車を代替する必要がある。このため、新エネ車産業を発展させることは、環境保護、地球温暖化への対策として、極めて重要な役割を果たす。

第 2 に、自動車産業の実態から生じた期待である。

中国はすでに世界最大の自動車市場と生産者になっている。2017 年の新車販売台数は 2894 万台のピークに達し、3000 万台の万台に乗ることも不思議ではないが、その後、2018 年、19 年とも前年比減少した。また、伝統の内燃機エンジン自動車は外国メーカーが絶対優位にあり、国産メーカーは競争に勝てない。乗用車の場合は、外国ブランド（ほとんどは外資系メーカーが中国で生産したもの）は 6 割以上のシェアを維持し、国産ブランドのシェアは 4 割未満に止まっている。新エネ車の場合、国産メーカーは外国メーカーと同じスタートラインに立っているため、中国メーカーによる「弯道超车（カーブで追い越し）」が可能である。このため、新エネルギー自動車産業の発展を促進し、さまざまな優遇策を設けなければならないという認識が広がっている。

第3に、イノベーションの典型事例である。

中国は産業のイノベーションを推進し、経済成長の新たな原動力として期待している。将来性のある産業に集中投資し、研究開発に力を入れ、市場拡大によって大きく成長することは、いままでのイノベーションによって産業が発展するパターンである。新エネ車産業の発展には、新しい方法も用いている。すなわち、ベンチャー投資やIT産業の手法である。よいアイデア、コンセプトを活用して、出資を募り、得た資金を活用して研究開発、工場建設、販売チャンネルの構築に投入し、実績があればさらに出資を集め、生産販売体制が整えるまでこうした手法を繰り返して活用する。生産販売が開始する前に上場を果たすこともある。

中国で産業育成のイノベーションに成功した事例が多い。しかし一方、過去に失敗事例もあり、集中投資、政策支援により過剰投資、過剰生産能力を招き、バブルを弾けさせた経験がある。風力発電設備、太陽光発電パネル、液晶パネル、半導体、自転車シェアリング、などが挙げられる。第5節に詳細に述べたいが、新エネ車産業、特に電気自動車産業は確かに大きく発展したが、電気自動車自身が抱える技術問題と経済合理性の問題、燃料電池車への切り替え、などによって、生産販売の鈍化がすでに現れ、電気自動車ブームが終わって、バブルが弾けたかと懸念されている。

2. 新エネルギー自動車の概念

伝統的な自動車は内燃機エンジンを搭載し、ガソリンあるいはディーゼル燃料を使用する自動車である。技術的には成熟しているが、鉱物資源の制約、排気ガスが問題である。

一方、鉱物燃料ではなく、電気を動力に使い、排気ガスが少ない新エネルギー自動車は以下の種類がある。

第1に、ハイブリット車（Hybrid Vehicle, HV）であり、ガソリン・エンジンと電気モーターを両方搭載し、ガソリンがメイン動力源とし、電気が補助的な役割を果たす。伝統的な自動車と比べて、省エネと排出が少ないことが優位性である。

第2に、プラグイン・ハイブリット車（Plug-in Hybrid Vehicle, PHV、または Plug-in Hybrid Electric Vehicle, PHEV）である。充電できるハイブリット車であるが、電気がメインでガソリンが補助な動力源である。ハイブリット車と比べてさらに省エネ、排出削減となる。

第3に、電気自動車（Electric Vehicle, EV、または Battery Electric Vehicle, BEV）である。充電した電気だけで走行し、ガソリンを使わないため、排出がゼロである。

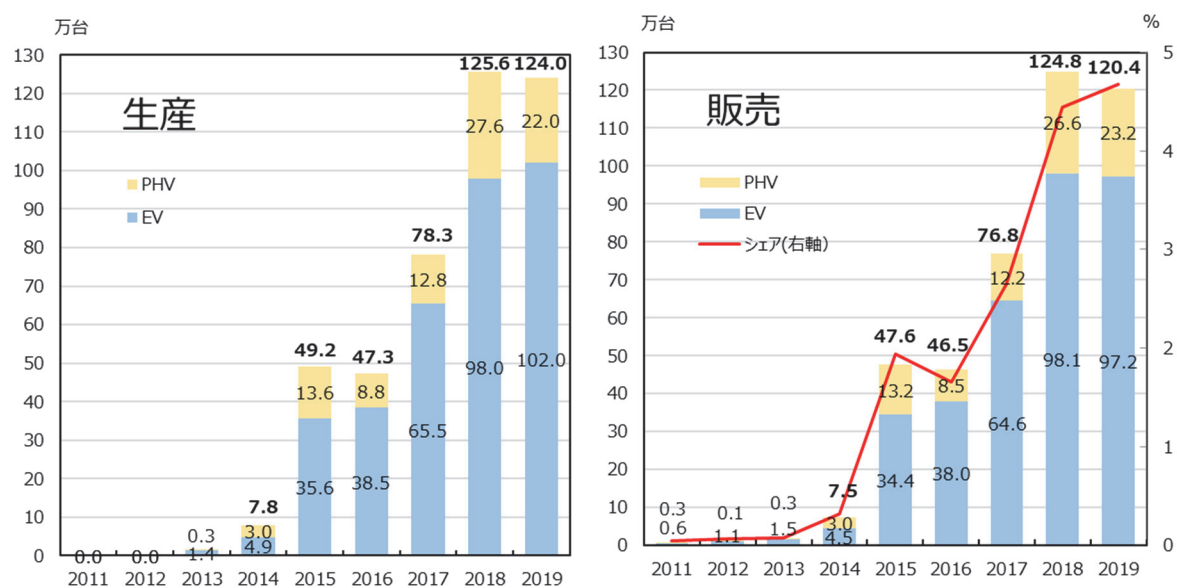
第4に、燃料電池車（Fuel Cell Vehicle, FCV）である。水素を燃料とし、搭載した燃料電池で水素を電気に転換し、モーターで走行する。排気ガスの排出がゼロである。

中国で新エネルギー車の範囲はPHV、EV、FCVまでであり、HVが含まれない。発展させる重点は電気自動車である。

3. 新エネ車の生産販売の現状

中国で新エネルギー車（ここでは PHV、EV の 2 種類に限定）の生産販売に関して、中国汽车工業協会の統計によると、販売は 2011 年から始まり、生産は 2013 年から始まったが、2015 年以降急拡大している。2018 年の生産は 125.6 万台、販売は 124.8 万台に達したが、2019 年は生産販売とも微減し、それぞれ 124 万台と 120.4 万台である。自動車新車販売全体に占める割合は約 5%である（図 1）。

図 1 新エネルギー車の生産販売台数の推移



注：右図の販売のシェアは、自動車新車販売全体に占める電気自動車の割合。

出所：中国汽车工業協会。

また、新エネ車の構成をみると、販売台数のうち、電気自動車（EV）は約 8 割、プラグイン・ハイブリット車（PHV）は約 2 割を占めている。乗用車の割合が 2015 年に 6 割であったが、19 年には 9 割へと拡大しているが、商用車の割合が縮小している。

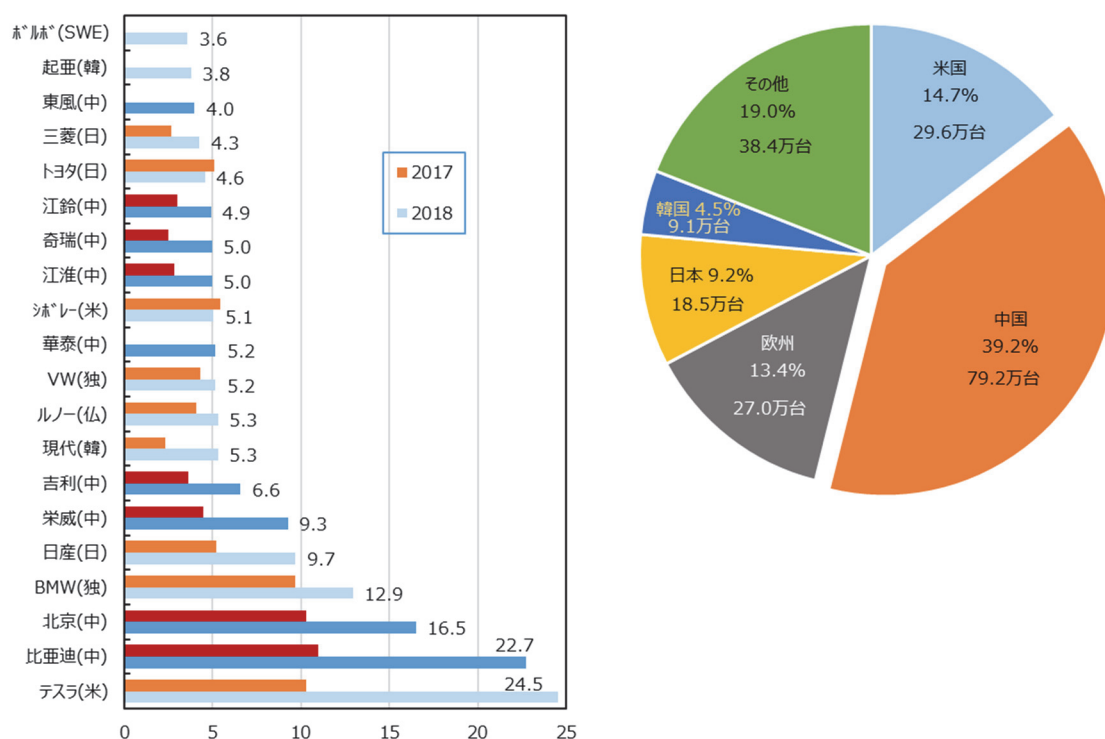
ちなみに、燃料電池車の生産販売については、第 5 節で詳述する。

4. 中国は新エネ車の「先進国」に

中国における新エネ車の発展は、世界的にリードしている。生産と販売は圧倒的なシェアを占めるようになっている。

2018 年世界の新エネ車（PHV、EV）の販売台数は 201.8 万台に上るが、中国が発表した 18 年の 124.8 万台の販売台数で計算すると、中国のシェアは 61.8%と高い。また、2018 年電気自動車販売の世界上位 20 社のうち、中国企業は 9 社もランクインされ、9 社の合計販売量は 79.2 万台、全体に占める割合は 39.2%であり、米国、欧州、日本、韓国などの企業と比べてはるかに多い（図 2）。ちなみに、20 位にランキングされているスウェーデンのボルボは中国企業に買収された企業であり、20 位に入っていないその他の部分にも、中国企業も多く占めていることを考慮すれば、実際、中国企業による販売が世界に占めるシェアは 50%を超えるであろう。

図 2 電気自動車販売の世界上位 20 社（2018 年）

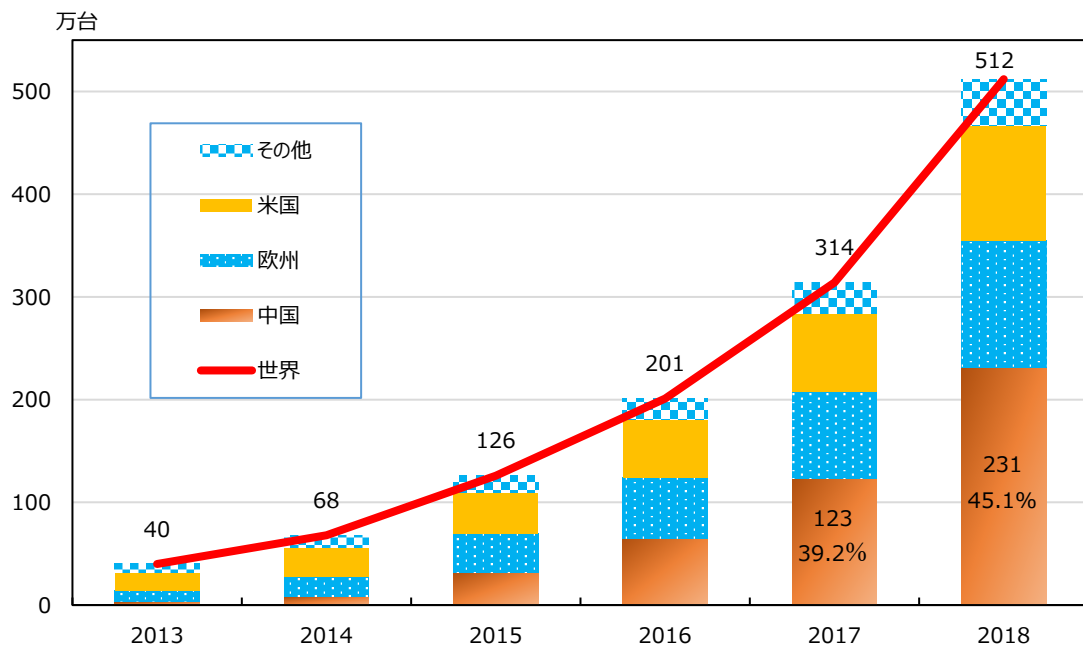


注：プラグインハイブリッドも含む。右図のシェアは世界合計販売台数 201.8 万台で計算、その他は上位 20 社を除いた部分。

出所： <https://www.hyogo-mitsubishi.com/news/data20190220090000.html>

また、新エネ車の保有台数に関しても、中国が世界で圧倒的なシェアを持っている。国際エネルギー機関（IEA）の統計によると、2018 年に中国の電気自動車（PHV、EV）の保有台数は 231 万台、世界の 45.1%を占めている（図 3）。この意味では、新エネ車の普及についても、中国は世界で最も進んでいるといえる。

図 3 世界の電気自動車の保有量



注：プラグインハイブリッドも含む。

出所：IEA, Global EV Outlook 2019。

第 2 節 政府の発展目標と優遇策

中国の新エネ車の発展には、政府が策定した発展企画、生産販売に対する補助金、企業とユーザーに与えた優遇策などは大きな役割を果たした。

1. 政府の発展目標と促進政策

新エネルギー自動車産業の発展を促進するため、中国政府は産業の発展計画、段階的に達成する目標と政策措置を策定、公表し、実施している。

まず、国務院が 2015 年に公表した中国の製造業発展の長期計画である「中国製造 2025」においては、十大重点分野の 6 番目に「省エネ・新エネ自動車」を明記した。以下のように、省エネ・新エネ車と関連分野の発展目標を詳細に示した。「電気自動車、燃料電池車の発展を引き続き支持する。自動車の低炭素化、情報化、智能化の核心技術を掌握する。動力電池、駆動電機、高効率内燃機、先進な変速機、軽量化素材、スマート制御などの核心技術の実用化と産業化能力を引き上げる。重要部品から完成車までの整った産業体制とイノベーション体制を形成させる。自主ブランドの省エネ・新エネ車が国際先進レベルに到達することを推進する。」

次に、政府の諮問機関である省エネ・新エネ車技術ロードマップ戦略諮問委員会が 2016 年に発表した「省エネ・新エネ車技術ロードマップ」は、時期別の新エネ車の販売、保有、充電施設建設の目標を公表した（表 1）。ちなみに、このロードマップは、電気自動車は過渡的なもので、将来、水素自動車に期待する認識も示した。

表 1 新エネ車の発展目標

		2020 年	2025 年	2030 年
新車販売の割合		7-10%	15-20%	40-50%
充電設備	充電ステーション	1.2 万以上	3.6 万以上	4.8 万以上
	充電スタンド	500 万以上	2000 万以上	8000 万以上
保有台数		500 万台以上	2000 万台以上	8000 万台以上

出所：「省エネ・新エネ車技術ロードマップ」、2016 年。

第 3 に、2017 年 9 月、工業と情報化部、財政部、商務部、税関総署、品質監督総局が連名で、「乗用車企業の平均燃費と新エネ車の点数評価に関する並行管理の方法」を公表した。この規定によると、乗用車の年間生産・販売量が 3 万台を超えたメーカーに対して、新エネ車のシェアは 2019 年に 10%、2020 年に 12%というラインを達成できなければならない。達成できない場合はペナルティを課す。この規定は、自動車メーカーに新エネ車の開発と生産販売を促す重要なプレッシャーとなった。

さらに、中国工業と情報化部が 2019 年 12 月に公表した「新エネルギー自動車産業発展計画（2021～2035 年）」（意見徴収版）によると、2025 年に新車販売に占める新エネ車の割合は 25%前後という目標を新たに設けた。

2. 新エネ車に対する優遇策

中国政府は新エネ車産業の発展を促進するため、様々な優遇策を設け、生産者、消費者（購入と使用）、インフラなど、多岐にわたる。

(1) 消費者に与える優遇

消費者が、新エネ車（PHV、EV）を購入する際、新車購入税が免除される。自動車の新規増加を制限する一部の大都市では、新エネ車であれば、新車登録が優先する。北京ではナンバープレートの新規獲得が抽選で、上海では入札で行われるが、新エネ車の場合は、抽選と入札が免除される。

また、自動車ローンも新エネ車を優遇する措置がある。新車を購入する際の自動車ローンの上限は自家用乗用車の場合、一般車（伝統エンジン車）は 80%と設定されているが、新エネ車なら 85%に引き上げ、商用車は同 70%から 75%に引き上げる。

さらに、走行優遇もある。認定された新エネ車には薄グリーン色の専用ナンバープレートが付けられ、大都市の市内での走行が制限されない。例えば、排気ガスを削減するため、北京市ではナンバープレートの端数によって、決めた曜日に走行できない日が設けられているが、薄グリーン色のナンバープレートが装着する新エネ車なら、どの曜日でも走行できる。

(2) 補助金

中国政府は 2017 年から新エネ車を購入することに対して、補助金を支払い始めた。財政部などの規定によると、補助の対象は、「新エネ車推薦車種目録」に収録された電気自動車 (EV) とプラグイン・ハイブリット車 (PHV) であり、条件は搭載する電池の技術的基準 (密度)、続行距離であり、累計走行距離も補助金支給の条件である。

技術的基準として、2017 年の規定では、エネルギー密度は最低で 90Wh/kg から、5 段階の基準を設け、レベルが高い車には補助金も高い。2018 年に最低基準を 105Wh/kg に引き上げた。続行距離は最低 100km から 6 段階の基準を設け、続行距離が長ければ、与える補助金も多い。2018 年に走行距離の最低基準を 150km に引き上げた。また、補助金は購入時にメーカー側が立て替わるが、累計走行距離が 3 万 km を超えた場合、初めて補助金を受領する条件に満たし、政府からメーカーに支払う。その後、累計走行距離の条件は 2 万 km に引き下げた。ちなみに、こうした条件に満たした外資系メーカーが生産した電気自動車と輸入車も補助の対象となる。

補助金額は、中央財政からの補助は新エネ車 1 台につき最低で 1 万元、上限は 15 万元とする。地方財政から補助金は、中央財政の補助金の 50% を上限とする。企業からも一定の補助金を支給する。

こうした補助金は 2017 年から支給し始め、18 年、19 年とも基準と金額が調整した。基本的には技術条件としてのエネルギー密度と続行距離の最低基準が引き上げて、レベルが低い新エネ車への補助金を減額し、レベルの高い新エネ車への補助金を増額した。産業の発展を促進するための補助金支給は一時的なものに過ぎない。もともと、補助金は 2020 年に終了予定であるが、実際、2019 年 6 月から中央政府の補助金が半減し、地方政府の補助金も取消し、実際の削減幅は 70% にもなる。補助金半減は、6 月以降の販売急減をもたらした。後述する。

2019 年 10 月、工業と情報化省は、17 年の申請を対象に 20.7 万台の新エネ車に対して、220 億元の補助金を支給すると発表した¹。平均にして 1 台に 10.6 万元の補助金を支給する計算となる。商用車が多く含まれるため、1 台当たりの補助金額がやや多い。これでは、補助金支給の実態が分かる。

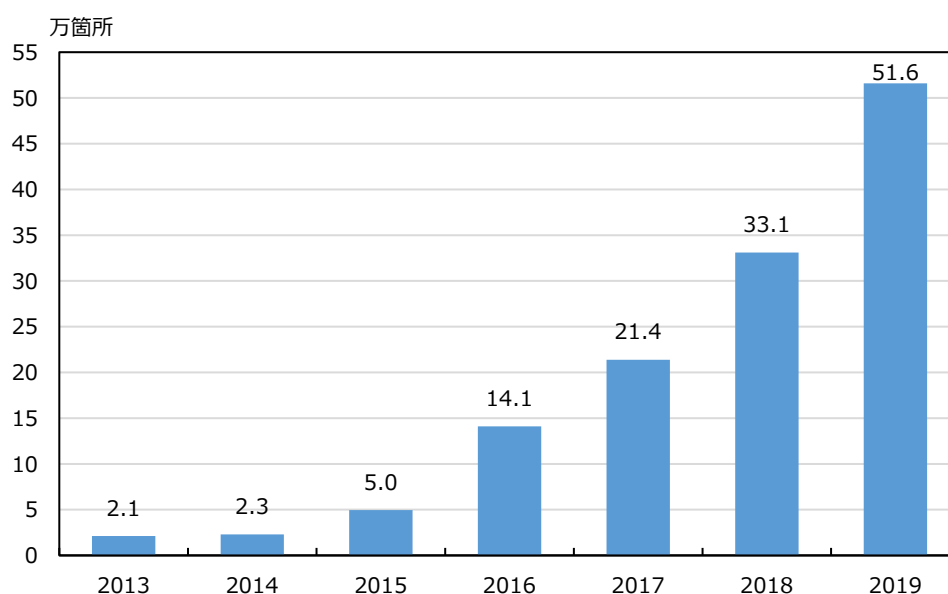
¹ <https://www.d1ev.com/kol/100747>。

3. 充電設備の建設

新エネ車の普及には、充電施設の建設が重要なインフラ整備である。中国政府は補助金も含めて、様々な措置を取り、全国規模に充電設備の建設を進めている。

統計によると、2019 年末現在、公共充電設備（公共駐車場、高速道路のサービスエリアなど）は 51.6 万箇所にのぼる（図 4）。公共設備の地域分布について、19 年 10 月末のデータでは、広東省（5.8 万箇所）、江蘇省（5.7 万）、北京市（5.5 万）、上海市（5.4 万）、山東省（3.1 万）は Top5 である。

図 4 公共充電設備保有量の推移



出所：中国電動汽車充電基礎設施促進聯盟。

ほかにも、専属設備（新エネ車ユーザーが使う充電設備、すなわちユーザー専用の充電スタンド）もある。19 年末の時点で、使用中の新エネ車 103.6 万台を調査し、専属充電設備（当該車専用）があるのは 70.3 万である。公共充電設備と専属設備が合わせて、19 年末現在、中国の充電設備は合計 121.9 万箇所になる。一方、2019 年末まで新エネ車の累計販売量は 420 万台であり、保有車両と充電設備の比率は 3.4 : 1 に達しているとの計算になる。

一方、参考として、日本全国の充電設備（充電スタンド）は 2019 年末に 2 万箇所未満に止まっている²。これでは、中国で充電設備などインフラの建設が進んでいることが分かる。

ちなみに、充電の面倒を省き、電気自動車の搭載する電池を交換するサービスを提供する電池交換ステーションは、19 年末現在に全国に 306 か所あり、おもに北京市と広東省に設けられている³。

² <https://ev.gogo.gs/news/detail/1579223795/>。

³ <http://m.bjx.com.cn/mnews/20200114/1036066.shtml>。

第3節 電気自動車の主要メーカー

1. 電気自動車メーカーの概況

新エネ車は新興産業であるが、電気自動車の生産販売に参入する企業が多く、新エネ車産業はすでに形成されている。電気自動車（PHV も含む）のブランドリストには、今まで販売実績があるブランドは74 も数える。小規模メーカーが多く、乱立し、入れ替わりも激しいことはその特徴の1つである。

新エネ車を開発、生産販売する主力が民族系企業であり、外資系も参入している。すでに述べたが、民族系メーカーは伝統的な自動車分野で外資系企業と競争できず、電気自動車の開発に力を入れ、生産販売を拡大している。実際、電気自動車を生産する民族系の企業は以下の3種類がある。第1に、一部の独立系の自動車メーカーが、従来のガソリン・エンジン自動車をベースに、電気自動車に事業分野を拡大する。電気自動車専門の子会社を新設する、もしくは分社化することもある。第2に、一部の外資系メーカーの合併相手としての中国の自動車メーカー、主に国有企業が、自主ブランドを創設することに力を入れている。その一環として、電気自動車が新事業となっている。第3に、電気自動車に新規参入する企業であり、異業種からの参入と企業の新設が多い。様々な手段で資金を調達し、電気自動車の研究開発からスタートし、生産基地を建設して、生産販売を図る。

一方、外資系企業も中国で電気自動車の生産販売を展開しているが、民族系メーカーの規模には及ばない。海外で開発した車種を中国市場に投入することもあるが、中国で新たに開発した技術で生産した車種を中国で販売することもある。

表2は中国市場で販売する実績がある主要メーカーの実態である。2019年の上位10ブランド（メーカー）のうち、1位の比亞迪、3位の吉利、6位の奇瑞などは既存の自動車メーカーであり、2位の北京（北汽）と5位の荣威（上汽）は外資系メーカーの合併相手の国有企業である、4位の宝駿は米国GMの合併会社である上汽三菱のブランドで、9位の传祺はホンダの合併企業のブランドである。10位の大衆（VW）は外資系メーカーとしての独・フォルクスワーゲンの中国法人である。

以下、上記の数種類の新エネ車メーカーの代表的な企業とブランドを紹介する。

表 2 電気自動車（乗用車）上位 10 ブランドの販売実績

単位：台

順位	2019 年 1-11 月		2018 年		2017 年		2016 年	
1	比亞迪	212,475	比亞迪	221,004	比亞迪	113,035	比亞迪	102,910
2	北京(北汽)	113,562	北京(北汽)	128,366	北汽	100,631	吉利	49,168
3	吉利	64,457	奇瑞	61,471	上汽	44,209	北汽	46,416
4	宝駿	51,698	荣威(上汽)	55,245	衆泰	35,755	衆泰	37,060
5	荣威(上汽)	49,269	吉利	47,786	知豆	35,202	奇瑞	20,963
6	奇瑞	40,741	江淮	44,179	奇瑞	33,591	上汽	20,073
7	欧拉(長城)	36,146	江鈴	40,666	吉利	32,241	江淮	18,193
8	江淮	33,419	華泰	39,541	江鈴	30,015	江鈴	14,232
9	伝祺	31,671	衆泰	25,874	江淮	28,055	長安	4,917
10	大衆(VW)	30,400	宝駿	24,910	長安	27,707	広汽	3,378
販売 実績	ブランド数	58		52		29		21
	合計台数	905,488		920,619		547,564		322,833

注：プラグインハイブリッド車（PHV）も含む。販売実績のブランド数はこの年に実際に販売した実績があるブランド数の合計、合計台数は販売実績があるブランドの販売台数の合計、図 1 のデータと異なる。

資料：全国乗用車市場情報联席会（第 1 電動網：<https://www.d1ev.com>）。

2. 既存の自動車メーカーの電気自動車の生産販売

(1) 比亞迪（BYD）

比亞迪（BYD）は中国最大の電気自動車メーカーである。

創業者の王伝福は、1966 年安徽省の農家に生まれ、87 年に中南大学を卒業し、90 年に北京有色金属研究総院で修士課程を卒業し、電池研究が専門である。93 年深圳に派遣され、有色金属研究総院傘下の電池生産会社の社長に就任した。

1995 年深圳で独立、創業し、比亞迪（BYD）を創設した。携帯電話用リチウム電池を生産販売し、2003 年に世界 2 位の規模まで成長した。2002 年、比亞迪が香港のメインボードで上場した。

電池で成功を取めた後、自動車生産に進出した。秦川汽車を買収することを通じて、自動車の生産販売の資格を得た。2003 年から自動車生産が開始し、中堅メーカーに成長した。2018 年の販売量は 50.5 万台であり、うち電気自動車（EV、PHV）は 22.1 万台である。

電池の研究開発と生産販売の優位性を生かして、比亞迪は電気自動車の分野への拡張を図った。2008 年、比亞迪は世界で初めて量産型のプラグインハイブリッド車（PHV）を発売した。2015～17 年、比亞迪は新エネ車販売世界首位を保ち、2018 年以降米テスラに抜かれて世界 2 位となった。電気バスも世界首位である。

2008 年、米投資家のバフェット氏が比亞迪に投資し、比亞迪は一躍有名となった。また、2010 年に独ダイムラーと、2019 年にトヨタと合弁企業を設立し、電気自動車の共同開発を行っている。

(2) 北汽新能源 (BEIN EV)

北汽新能源 (BEIN EV) は第 2 位の電気自動車メーカーである。北汽新能源は、国有企業北京汽車集団 (BAIC) の子会社、電気自動車の生産販売を主要事業として、2010 年に設立された。

親会社の北京汽車集団は北京市政府、大手国有企業が共同出資で設立した株式会社である。主要事業は韓国の現代自動車と合併で現代ブランドの乗用車、独・ダイムラーとの合併でベンツブランドの乗用車、独自の福田 (Foton) ブランドでトラック、独自ブランドの北京 (Beijing) で乗用車を生産販売することである。2018 年、グループ全体の販売量は 240.2 万台、19 年は 5.9% 減の 226 万台である。

2010 年、北汽新能源が設立された年から電気自動車を発売開始した。2013~14 年、販売量が中国首位になったこともあるが、現在 2 位をキープしている。北京、山東省、重慶市、河南省に生産基地を建設し、世界各地に研究開発センターを設立し、全国規模で生産体制、世界規模で研究開発体制を構築した。2018 年、同社は上海市場の A 株で上場した。

2018 年、同社の電気自動車の販売量は 16.5 万台であり、2019 年の販売目標は 22 万台であるが、1~11 月の販売実績は 11.4 万台に止まっている。

同社は北京市を地盤に、北京での販売に優位性があり、タクシー、ネット配車、カーシェアリングに強く、自動運転の技術開発にも力を入れている。

2020 年 1 月、親会社の北京汽車集団は、2020 年に北京で自主ブランドのガソリン・エンジンの乗用車の販売を停止し、2025 年に国内での生産販売を全面的に停止すると発表した⁴。このため、同社は電気自動車の開発と生産販売にもっと力を入れるであろう。

3. 新規参入のメーカー

電気自動車メーカーのなか、新規参入者が多い。こうした新規参入の企業には、やや共通した事情がある。

こうした企業はほとんど自動車を生産した経験がない。創業者は IT 関係者が多く、不動産、製造業などの出身者もある。資金は IT 企業からの投資 (出資) を受けることが多く、他の投資ファンド、ベンチャー投資などからも資金を調達する。しかも、企画、設計、工場建設、販売チャンネルの構築など、異なる段階に出資を複数回募る。これは、IT 産業の投資手法と同じである。また、生産販売が開始する前にも、上場を果たす。一部の企業は電気自動車の開発とブランド運営に専念し、自ら生産せず、他のメーカーに OEM 生産を委託する。ちなみに、こうした新規参入のメーカーは、開発され、発売を始めた最初の電気自動車の車種はほとんど SUV である。

以下の 3 社を代表事例として紹介する。

⁴ 「北汽将于 2020 年在北京全面停止自主品牌燃油乘用车的销售」、『未来汽車日報』2020 年 1 月 6 日 (<http://www.paoku.com.cn/gncy/2020/0106/36878.html>)。

(1) 蔚来汽車 (NIA)

蔚来汽車は 2014 年に設立された企業である。創業者李斌は元 IT 従事者であり、自動車販売のウェブサイトを立て上げ、上場させたなど、多くの事業を展開した成功経験がある。

蔚来が設立後、大手 IT 企業、有名投資ファンドから資金を集め、2015～19 年に計 9 回の資金集めを行った。自動車生産の経験がないが、電気自動車の研究開発を世界各地で行い、上級 SUV の電気自動車を開発した。2017 年から量産車を発売し始め、18 年 1.3 万台、19 年 1～11 月 1.8 万台を販売した。ただし、同社は自社生産を行わず、中堅メーカーの江淮汽車に OEM 生産を委託する。量産を始めたばかりの 2018 年に、蔚来汽車は米国で上場を果たした。

新聞報道によると、2019 年 9 月の時点で、蔚来の累積赤字が 400 億元にもものぼる。しかし、李社長は実際 220 億元と釈明した⁵。しかも、この 10 月にも、あらたに出資を受け入れた。いずれにせよ、量産を始めて、販売を拡大し、利益を上げることは蔚来汽車の大きな課題であろう。

(2) 小鹏汽車 (XPENG Motor)

2014 年、何小鹏、夏珩、何涛の三人が広州に小鹏汽車を設立した。会長を務める何小鹏は 20 代にインターネット企業を創設し、10 年後アリババに買収され、何小鹏もアリババの経営陣の一員になった。2014 年に何小鹏はアリババから独立し、小鹏汽車を創設した。社名も創業者の名前からとっている。

同社は世界の主要自動車メーカーから人材を集め、独自の電気自動車の技術開発に力を入れている。2017 年、100 億元を投資し、年産 10 万台の工場を広東省肇慶市に建設した。2017 年に量産車の開発を完成し、2018 年から発売を開始し、19 年 1～11 月に 1.5 万台を販売した。現段階に、小鹏ブランドの SUV 電気自動車は、戦略提携をした海馬汽車に OEM 生産を委託している。

2018 年まで、小鹏汽車は合計 84 億元の投資を集めたが、最大の出資者は IT 大手のアリババと小米である。

(3) 威馬汽車 (WM Motor)

威馬汽車は 2015 年に設立され、創業者の沈晖を含め、経営陣の大部分は民営の自動車大手吉利汽車からの独立組である。

威馬が設立後、最初の研究開発はドイツで行われ、その後四川省にも 2 か所の研究開発センターを設けた。生産基地は浙江省の温州市に建設した。2017 年に量産車を発売し始め、19 年 1～11 月に 1.4 万台を販売した。威馬ブランドの SUV 電気自動車は続行距離が長く、600km に達すると誇る。

威馬汽車も投資家から資金を集め、2019 年 3 月まで、合計 230 億元の出資金を集めた。投資者の中、大手 IT 企業の百度も含まれる。

また、威馬汽車は吉利から知財に関する訴訟に直面している。ある程度のマイナス影響も避けられないが、この訴訟で威馬汽車が知られるようになったというメリットもある。

⁵ http://www.sohu.com/a/343407313_467327。

4. 外資系自動車メーカーの動き

中国の電気自動車市場において、主力は民族系のメーカーであるが、外資系メーカーも参入している。自国で開発し、生産した電気自動車の車種を中国市場に投入する一方、中国で開発し、現地生産した車種を中国で現地販売することもある。

(1) 日系メーカーの動き

中国で電気自動車を生産販売している日系メーカーは日産、トヨタ、ホンダの3社である。日本国内では、ハイブリッド車（HV）が流行っているが、電気自動車（EV）とプラグインハイブリッド車（PHV）の生産販売がまだ小規模に止まっているが、中国で日系メーカーは電気自動車の開発と生産販売に積極的であり、しかも日本国内より大規模である。日系メーカーが中国で販売している電気自動車の大部分は中国で生産するが、販売は自社ブランドと別ブランド（おもに合弁相手のブランド）の2種類である。

自社ブランドでの販売は、おもに中国で開発し生産した日本国内と違う車種、新車種を投入することが多い。別ブランドによる販売は、おもに合弁企業のブランド、あるいは合弁相手のブランドを活用することである。

日産の場合、世界で最初の量産車種、日本製の LEAF（中国語名は聆風）を中国で販売しているが、中国での現地生産も計画している。また、LEAF の技術を活用し、中国での合弁企業である東風日産で生産した電気自動車を、東風日産の自主ブランド、「啓辰（VENUCIA）」で販売している。ホンダの場合は、合弁企業である広汽本田の自主ブランド、「理念（EVERUS）」というブランドで電気自動車を中国市場に投入している。トヨタの中国事業は2つの合弁企業、一汽豊田と広汽豊田を通じて運営しているが、電気自動車の販売は一汽の自主ブランド「一汽（FAW）」、広汽の自主ブランド「伝祺（Trumpchi）」を活用している。例えば、広汽豊田が伝祺ブランドで販売している電気自動車の乗用車車種 iA5（続行距離は 510km に達す）は、合弁相手の広州汽車が開発した技術を活用し、広州汽車の人気車種と同じシャーシーを使っている⁶。すなわち、トヨタが広州汽車から電気自動車の技術を導入している。

(2) ドイツ系メーカーの動き

ドイツのフォルクスワーゲン（VW）は輸入と現地生産の電気自動車を中国市場で販売している。19 年 1～11 月に 3 万台を販売した。同社が 2018 年発表した計画によると、10 年後の 2028 年に、グループ全体の電気自動車の半数（約 1100 万台）を中国で生産する予定である。

BMW は輸入と現地生産の電気自動車を中国で発売している。2018 年に 2.2 万台、19 年 1～11 月に 3 万台弱の販売実績がある。

ベンツも中国で電気自動車の上級車種を販売している。

⁶ 周开平「反向輸出技術背后：豊田重估広汽」、車家号 2019 年 12 月 18 日
(<https://chejiahao.autohome.com.cn/info/5300133>)。

(3) 米テスラの新規投資

米国企業の代表は2018年の電気自動車販売量が世界一のテスラである。テスラにとって、中国は米国に次いで第2の市場である。2017年、テスラは中国での現地生産を決定し、2019年1月に上海郊外に工場建設が着工し、12月に完成したことによって、売れ筋のModel 3の生産販売も始まった。テスラが中国で建設する生産工場は、第1期に15万台、完成後50万台の生産能力を持つと計画している。投資額は20～50億ドルに上る⁷。

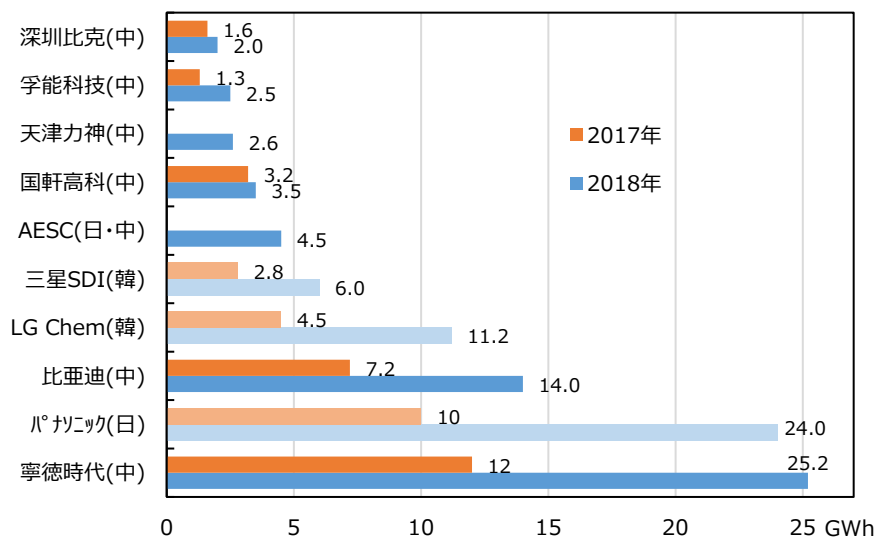
ちなみに、2019年末まで、中国で登録されたテスラブランドの電気自動車は4.3万台に達し、うち19年の登録数は2.6万台であり、12月から発売開始した中国工場で生産したModel 3も含まれている⁸。

5. 電池メーカーの動き

中国は世界最大の電気自動車の生産者と市場になった背景のもとで、車用電池の生産規模も世界最大となっている。

2018年、世界において電気自動車用電池出荷量の上位10社のうち、2、4、5位を除けばすべて中国企業である(図5)。ちなみに、第6位のAESCは日本企業であったが、19年に中国企業に買収された。こうした中国企業の合計出荷量は上位10社の58.8%を占めている。10位以下の企業も計算すると、中国企業のシェアは6割を超えていると推計できる。

図5 2018年世界電気自動車用電池出荷量の上位10社



出所：SNE Research。

⁷ <http://auto.sina.com.cn/news/hy/2019-11-05/detail-iicezzrr7469595.shtml>。

⁸ 中国汽車工業信息网のデータ (<https://www.dwnnews.com> 2020年1月17日)。

そのうち、最大手は寧徳時代（CATL）である。創業者の曾毓群は 1968 年生まれ、中国科学院物理研究所で博士号を取得し、電池の専門家である。2011 年、曾氏は福建省の寧徳市に寧徳時代新能源科技有限公司を設立した。世界最大の車載電池企業として、国内では、宇通、上海汽車、北京汽車、吉利、福建汽車、中車、東風、長安などの企業に電池を納入している。海外には、ダイムラー、フォルクスワーゲン、BMW、プジョー・シトロエンなどの大手メーカーに電池を供給している。

中国動力電池応用分会の統計によると、2019 年中国の自動車に装着した動力電池は合計 62.2GWh に達し、前年比 9.3% 増加した。そのうち、寧徳時代は 31.7GWh、全体の 51% を占め、市場シェアは 18 年と比べて 10 ポイントも向上した⁹。

第 4 節 燃料電池車の発展

以上では、新エネルギー車について、おもに電気自動車産業の発展と市場拡大の状況进行分析したが、実際、燃料電池車の発展も遅れていない。以下、燃料電池車の生産販売、政策支援、インフラ整備、存在する問題点などを検討する。

1. 電気自動車から燃料電池車へのシフト

すでに述べたが、2016 年に発表された「省エネ・新エネ車技術ロードマップ」には、電気自動車は過渡的なもので、将来、水素自動車に期待する認識も示した。すなわち、燃料電池車は新エネルギー車の本命だと期待されている。

近年、とくに 2018 年以降、燃料電池車が注目され、電気自動車を取って代わる勢いで投資を集め、中国の新エネ車産業の育成は、電気自動車から燃料電池車へと方向転換し始めた。燃料電池車のブームに火をつけたのは、李克強首相のトヨタ見学であり、MIRAI ショックともいえる。

2018 年 5 月、日中韓首脳会議に参加するため訪日した李克強首相はトヨタの北海道苫小牧工場を訪問し、豊田章男社長から同社の量産型燃料電池車、ミライ（MIRAI）の説明を受けた。MIRAI は 2014 年から発売し始め、世界最初の量産型燃料電池の乗用車である。3 分で水素を充填でき、走行距離は約 650km、発売価格は 720 万円である。

李首相のトヨタの工場見学、MIRAI に興味を示したことが大きく報道され、中国国内に大きな反響を呼び、業界と政府の多くの人々がトヨタの技術の高さに感銘し、燃料電池こそ新エネ車の本命だと確信し、燃料電池車への資源と政策の傾斜を促した。

もちろん、燃料電池車への方向転換の背景に、電気自動車産業はすでに世界最大に発展している一方、電気自動車自身も様々な問題を抱えている（次節で詳述する）ため、燃料電池車に政策の舵を切る時期が来たという考えが広まったことがある。

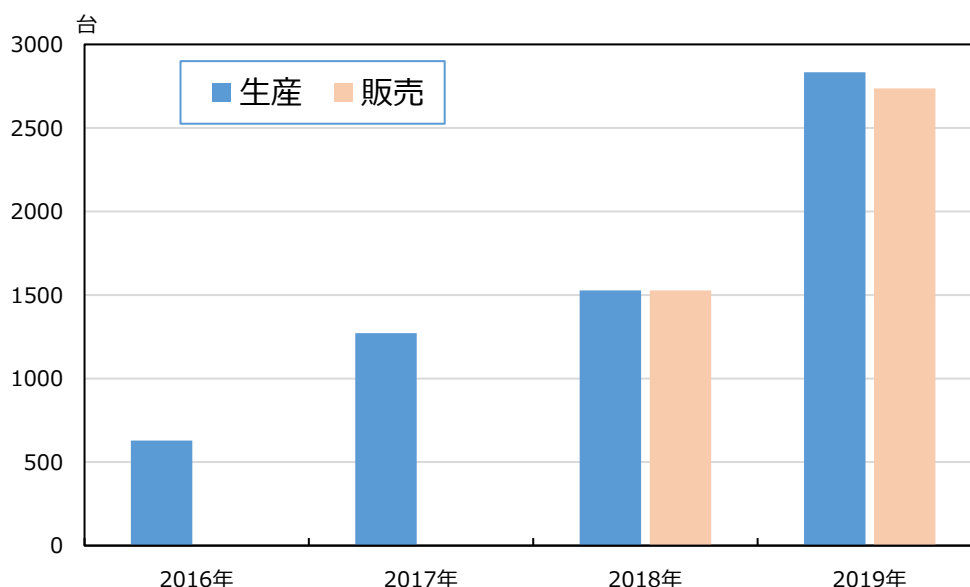
⁹ <https://www.dwnews.com>、2020 年 1 月 8 日。

2. 燃料電池車の生産販売

中国で生産販売している燃料電池車のほとんどはバスとトラックなどの商用車であり、燃料電池の乗用車は2019年から発売したばかり、格羅夫(GROVE)などのブランドがある。

中国汽车工業協会の統計によると、2018年の燃料電池車の生産と販売はそれぞれ1527台であるが、2019年に生産は2833台、販売は2737台に拡大した(図6)。

図6 中国の燃料電気車の生産販売



出所：2016-17年は調査会社の推計、18-19年は中国汽车工業協会発表。

ちなみに、日本では販売中の燃料電池車は2種類のセダンである。トヨタが2014年から発売者MIRAIは、年間販売量が最も多い16年に950台であり、2019年11月までの累計販売量は3320台である¹⁰。ホンダも2016年からクラリティ(CLARITY)を発売したが、小規模に止まっている。また、トヨタは燃料電気バスSORAも手掛け、東京五輪に200台を提供する計画もある。現段階に、中国の燃料電池車の生産販売規模がすでに日本を上回っている。

新聞報道によると、2019年5月現在、中国で合計41社の自動車完成車メーカーが燃料電池車の生産に参入し、56車種を販売している。また、燃料電池の関連メーカーは25社である。2018年に燃料電池車関連の投資額は850億元を超える。運営中の水素ステーションは25基、また45基が建設中にある¹¹。

¹⁰ <http://house-to-house.car.coocan.jp/fcv.html> (原典は日本自動車販売協会連合会)。

¹¹ <https://www.d1ev.com/news/shichang/91818>。

3. 燃料電池車関連の政策

すでに述べたが、中国の新エネ車の発展計画には、電気車は過渡的であり、将来は燃料電気車だという方向性を明確に示した。2016年に策定した「中国水素産業インフラ発展青書」では、燃料電気車と水素産業の長期目標を示した（表3）。また、20以上の省・市政府が産業育成の政策を策定し、実施している。

表3 燃料電気車と水素産業の長期目標

	現状(2016年)	2020年	2030年	2050年
産業規模	1800億元	3000億元	1兆元	4兆元
水素生産能力	700億m ³ /年	720億m ³ /年	1000億m ³ /年	
水素ステーション	4	100	1000	ネットワーク完成
燃料電池車		1万台	200万台	1000万台
その他		水素駆動列車 50列	水素パイプライン 3000km	

出所：「中国水素産業インフラ発展青書（2016）」。

また、政府が燃料電池車に対して支払う補助金は電気自動車を上回る。各地方政府は水素ステーションに大規模に投資し、新規建設ラッシュも現れている。統計によると、2018年末現在、全世界に既存の水素ステーションは369基もあり、日本は1位（96基）、ドイツは2位（60基）、米国は3位（42基）であり、中国は4位（23基）に止まっている¹²。水素ステーションの建設ラッシュが続くと、中国が世界一になることは時間の問題に過ぎないであろう。

4. 燃料電池車の問題点

中国の燃料電池車が今後急速に発展することが予想できる。しかし、燃料電池車にも限界あり、新エネ車の救世主になれるとは限らない。水素燃料の安全性、漏洩、爆発の危険もあり、世界的技術の難題であり、世界的に燃料電池車の普及はまだ始まっていない。中国では燃料電池車の技術が成熟したとはいえ、集中的に投資が拡大しても、電気自動車のように産業として、市場として成り立つのはまだ時間かかるであろう。

¹² <http://www.chyxx.com/industry/201908/776778.html>。

第5節 電気自動車のバブルが弾けたか

1. 投資ブームと過剰

中国の電気自動車産業と市場はすでに大きく発展した。近年のブームのなか、新エネ車は儲かるイメージが形成され、過剰資金が殺到し、地方政府も産業誘致のため、様々な優遇策を設けて、産業の発展を支援してきた。集中投資の結果、生産能力が市場の規模を大きく上回り、生産能力が過剰になっているとみられる。

報道によると、2015年から2017年上半期に、全国に新エネ車生産の投資案件は200以上、投資額は合計10262億元に上る¹³。また、2019年4月現在、登録された電気自動車の生産メーカーは250社を超えた¹⁴。

新規投資で設立した電気自動車メーカーの多くは、2019年前後に量産体制を整え、発売する。第3節で紹介した新規参入の三社もこの時期に販売を開始した。今後、多くのメーカーは生産と販売を開始し、新車を市場に大量投入することによって、過剰に拍車をかけ、競争の激化によって企業の優勝劣敗が加速するであろう。

一方、電気自動車自身も様々な問題を抱えている。技術面の問題として、もともと、電池の効率と安全性、走行距離、充電時間などの間に矛盾が存在している。走行距離を長くし、充電時間を短くするなら、効率が良い電池をより多く搭載しなければならず、コストが高くなる。安全性を高めるため、電池の隔離材を厚くし、電池のケースを頑丈にしなければならず、重量が重くなり、搭載する電池も少なくなる。一部のメーカーは重量を減らすため、安全装置をおろそかにする。その結果、火事、爆発などの事故が発生し、リコールする企業もある。こうした事件は、消費者の電気自動車への信頼性を損なったことを招いた。ちなみに、電気自動車は寒冷気候には弱いという問題も抱えている。

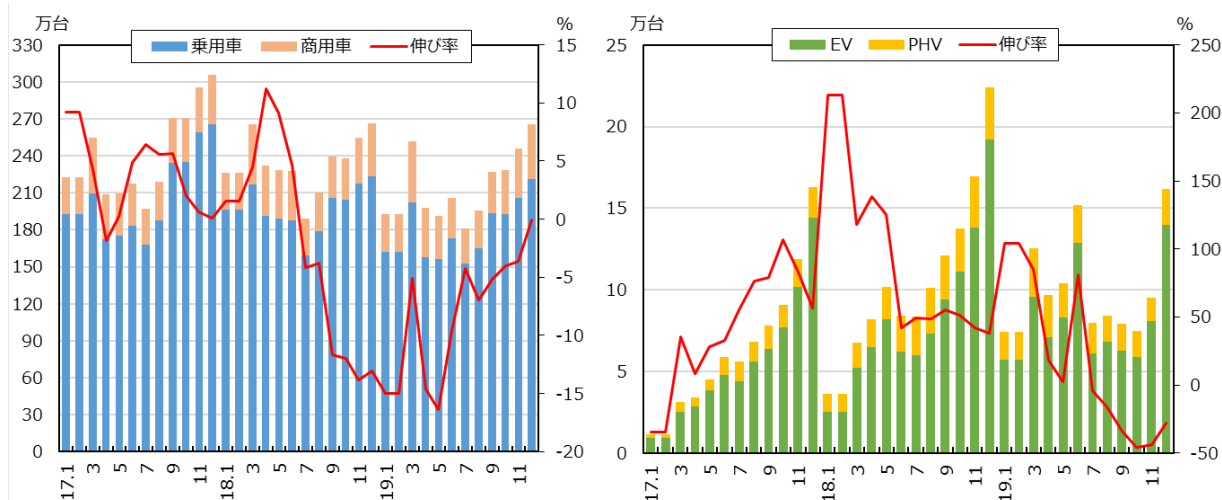
2. 市場の変化と企業の経営難

中国の自動車市場は約20年間成長してきたが、2018年に異変が起きて、低迷に陥っている。新車販売台数は2018年7月からマイナスに転落し、19年12月まで18か月連続して前年比減少した。電気自動車の販売は急成長が続いてきたが、2019年6月から補助金削減の影響を受けて、7月から販売台数が減少に転じ、12月まで6か月連続で減少した(図7)。そのうち、PHVの下げ幅はEVより大きい。すなわち、電気自動車の販売は急増から一転し、長期低迷に陰り始めたといえる。

¹³ http://blog.sina.com.cn/s/blog_56c35a5501031y5w.html。

¹⁴ <https://new.qq.com/omn/20190415/20190415A0J0Y5.html>。

図7 新車販売台数の月別推移



注：左の図は新車販売全体、右の図は電気自動車の推移。伸び率は前年同期比。

出所：中国汽车工业协会発表。

販売低迷により、多くの電気自動車メーカーは経営難に見舞われ始めた。電気自動車産業は将来性のある新興産業であり、儲かるイメージが強いが、実際、現段階に収益性が厳しい状況にある。一部の大手企業は伝統的な内燃エンジン車の生産販売や政府の補助金で電気自動車の採算を維持している。ほとんどの新規参入メーカーはまだ損益分岐点に到達しておらず、赤字状態が続いている。市場の低迷に加え、政府の補助金の削減と廃止は、電気自動車の生産企業の経営難を増幅し、赤字拡大ないし倒産も増える。実際、2019年後半以降、生産停止と倒産の企業がすでに現れている。

3. 新エネ車の将来展望

中国の新エネ車、とくに電気自動車産業の将来を展望すると、以下の視点が重要である。

まず、電気自動車の技術革新の課題である。

電気自動車の成功のポイントとして、電池は最重要である。電池に関わる走行距離、充電時間、電池の寿命、価格などの要因は、相互に影響し、トレードオフな関係にある。さらに効率が良い電池を開発することが重要である。電池の技術開発は革命的な進展が得られるまで、既存の電池技術を活用し、走行距離、充電時間、電池の寿命と価格をバランスよく調整し、市場で受け入れる電気自動車を発売できる。

充電時間が長いという問題を解決するため、電池交換のサービスを提供する電池交換ステーションは、19年末現在にすでに306カ所建設された。今後もさらに増えるであろう。

また、自動車の技術、消費者の評判をいかに向上させることも中国の電気自動車メーカーの課題である。中国で電気自動車を生産販売しているメーカーはほとんど民族系の中堅以

下の企業であり、電池とモーターが良くても、自動車の技術と制御システムが遅れているため、消費者と市場からの信頼性が高くない。電気自動車を市場によく受け入れるため、自動車の技術を向上させる努力が必要である。

次に、電気自動車に対する逆風が続く。

中国経済の景気減速が長期化し、自動車市場の低迷も続くであろう。このような背景のもとで、電気自動車の販売回復も時間かかるであろう。

補助金の減額と今後の廃止が電気自動車産業の発展に大きなマイナス影響を与える。中国の電気自動車産業がすでに大きく発展したが、依然として未熟産業である。補助金の廃止はすでに確定した政策のトレンドとなった状況の下で、一部の企業は補助金よりも「路権」、すなわち規制緩和に期待する。伝統の内燃エンジン車と比べ、電気自動車は新車登録、税金、走行規制などの面で優遇されている状況が続けば、消費者が引き続き電気自動車を選択するであろう。

最後に、電気自動車にも優位性がある。

中国の電気自動車産業には、巨大な生産能力と産業サプライチェーンがすでに形成している。中国メーカーは完成車と電池など、世界一の座を守る実力を有している。

また、一般消費者のほかに、タクシー、カーシェアリング、ネット配車など、電気自動車に対する需要が依然として堅調である。中国企業は自動運転の研究開発にも力を入れており、電気自動車への追い風になろう。

ちなみに、電気自動車の普及に伴って、新しい産業を派生し、電気自動車産業にフィードバックするであろう。例えば、車用電池の寿命は4～6年と言われ、電池の回収、リサイクルが新しい産業として成長するであろう。

総じていると、拡張し続けてきた中国の電気自動車産業は2019年後半以降、販売低迷、経営難に直面し、電気自動車バブルが弾ける様子を呈しているが、今後も引き続き発展する潜在力が依然として存在しているといえよう。

第 7 章 THE NEW DEVELOPMENT OF CHINESE ARBITRATION UNDER THE “BELT AND ROAD INITIATIVE”

Lanzhou University Law School (中国蘭州大学法学院) Associate Professor
Institute for International Trade and Investment (日本) Research Fellow

Chai Yuhong (柴 裕紅)

Lanzhou University Law School (中国蘭州大学法学院) Graduate Student

Jin Lang (金 朗)

The “Belt and Road Initiative” (hereinafter referred to as “BRI”) has received widespread attention and a positive response from the international community since its proposal. During six years of implementation, the new pattern of opening up by “bringing in” and “going out” has continuously put from vision into practice, and China has made remarkable achievements. As an internationally accepted dispute settlement method, arbitration plays an irreplaceable role in resolving international economic and trade disputes, which contributes to removing trade and investment barriers and creating a good business environment. What’s more, arbitration demonstrates its outstanding advantages in BRI dispute settlement based on its contractuality, confidentiality, efficiency and transnational enforceability. China’s arbitration is facing the best development opportunity in history.

1. Chinese legislative and judicial support for arbitration

1.1 Explicit legislative orientation

China’s arbitration system started in the 20th century. When the reform and opening-up was put forward in the late 1970s, it was the existence of the commercial arbitration system that to a certain extent dispelled the new foreign investors’ unfamiliarity and concerns about the Chinese business environment. With the continuous expansion and deepening of the reform and opening up process, China’s commercial arbitration system itself has become one of the biggest beneficiaries. Its application scenarios, application methods, and system design have been continuously and iteratively upgraded, achieving great development. With the further advancement of the BRI, the development of the China’s arbitration faces new challenges and opportunities. The BRI is committed to creating common prosperity for the global economy. As the world’s recognized main way to promote fair and just settlement of commercial disputes, arbitration will play an irreplaceable and important role in building the BRI.

For China's arbitration circles, 2014 is a year particularly worth recording. This year saw not only the 20th anniversary of the promulgation of "China's Arbitration Law", but also great encouragement for the China's arbitration. In the Fourth Plenary Session of the 18th CPC Central Committee in 2014, the request of "improving the arbitration system and enhancing the credibility of arbitration" was clearly proposed, which has run through almost all movements in China's arbitration circles since then. Especially at the end of 2018, the General Office of the CPC Central Committee and the General Office of the State Council further issued "Several Opinions on Improving the Arbitration System and Improving the Credibility of Arbitration" (hereinafter referred to as "Several Opinions"), which points out the direction for improving the arbitration system, enhancing the trustworthiness of arbitration, and promoting the sustainable and healthy development of China's arbitration. In a word, this regulation provides a fundamental basis for the reform and development of China's arbitration.

In order to fully implement the "Several Opinions" and the work arrangements for advancing China's arbitration reform and development, the Ministry of Justice held a National Arbitration Conference in March, 2019 to clarify the guiding ideology, basic principles and development goals of the arbitration reform and development in the new era. According to the conference purpose, it is necessary to seize the opportunity, ride the tide, and strive for the "China's Arbitration 2022 Plan" to create a new arbitration situation with Chinese characteristics, aiming at serving and guaranteeing the major national development strategies such as the BRI, the Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area Construction and the National Free Trade Pilot Zone Construction by taking advantage of arbitration. Under this framework, it is clearly proposed to further strengthen international exchanges and cooperation, cultivate and build several arbitration centers with global influence, and establish China's arbitration brand to comprehensively improve the arbitration's ability to propel national opening and development strategies.

Moreover, alternative dispute resolution mechanism was first as a policy proposed in the Fourth Plenary Session of the 18th CPC Central Committee, which calls for "improving the social dispute prevention and resolution mechanism with organic connection and coordination among mediation, arbitration, administrative adjudication, administrative reconsideration, and litigation." With its outstanding advantages, arbitration acts as an indispensable and important part in deepening the reform of alternative dispute resolution mechanism and building a scientific alternative dispute resolution system.

1.2 Friendly judicial supervision environment

The healthy development of China's arbitration benefits to a certain extent from the potent

support, collaboration and supervision of the judiciary. Chinese judiciary provides a “friendly judicial supervision environment” for the arbitration as well. In recent years, the Supreme People’s Court of the People’s Republic of China has attached great importance to the judicial review on arbitration. By issuing a number of judicial interpretations and normative documents, reviewing and enforcing arbitration awards, the Supreme People’s Court reinforces its guidance on arbitration-related judicial review in local courts and enhances its cooperation, communication and exchanges with domestic and foreign arbitration institutions, striving to create an arbitration-friendly judicial supervision environment. Obviously, the Supreme People’s Court plays an crucial role in jointly promoting the arbitration construction under the rule of law.

1.2.1 Improving the arbitration-related judicial review system

Since the “Interpretation of the Supreme People’s Court concerning Some Issues on Application of the Arbitration Law of the People’s Republic of China” was released in 2006, the development of China’s arbitration system achieved its new and the most influential benchmark in 2017. During this period, the Supreme People’s Court has successively issued the “Notice of the Supreme People’s Court on Centralized Handling of Arbitration Cases under Judicial Review” (hereinafter referred to as the “Notice of Centralized Handling”), “Relevant Provisions of the Supreme People’s Court on Issues concerning Applications for Verification of Arbitration Cases under Judicial Review” (hereinafter referred to as the “Applications for Verification Provisions”) and the “Provisions of the Supreme People’s Court on Several Issues concerning Trying Cases of Arbitration-Related Judicial Review” (hereinafter referred to as the “Trying Provisions”), which regulate and improve the judicial review on arbitration with regard to different aspects in China.

In terms of procedures, the arbitration cases under judicial review shall be handled by the special trial courts at all levels which are responsible for the foreign-related commercial cases according to the “Notice of Centralized Handling”. The “Applications for Verification Provisions” unify the verification reporting procedures for the common and foreign-related cases to a certain extent, thereby avoiding issues such as different rulings and wrong application of laws when trying cases, and increasing openness, transparency and standardization of judicial review cases.

Regarding the specific operation of judicial review cases, the “Trying Provisions” further clarify the jurisdiction over arbitration cases under judicial review (see Articles 2-4¹), the

¹ See Provisions of the Supreme People’s Court on Several Issues concerning Trying Cases of Arbitration-Related Judicial Review,

Article 2 *“For cases where an application is filed for recognition of the effect of an arbitration agreement, an intermediate people’s court, or a special people’s court, in the place where the arbitral institution as*

finality (see Article 20²) and the appealable circumstances (see Article 7, Article 10³) of

stipulated in the arbitration agreement is located, or where the arbitration agreement is entered into, or in the place of domicile of the applicant or the respondent, shall have jurisdiction.

For cases relating to the effect of a maritime dispute arbitration agreement, a maritime court in the place where the arbitral institution as stipulated in the arbitration agreement is located, or where the arbitration agreement is entered into, or in the place of domicile of the applicant or the respondent, shall have jurisdiction; or in the absence of a maritime court in the aforesaid place, a nearest maritime court shall have jurisdiction.”

Article 3 *“Where a foreign arbitral award is related to a case decided by a people's court, neither the place of the domicile of the respondent nor the place where the property of the respondent is located in Chinese mainland, and the applicant applies for recognition of the foreign arbitral award, the people's court accepting the related case shall have jurisdiction. If the people's court accepting the related case is a basic-level people's court, the people's court at the next higher level of the basic-level people's court shall have jurisdiction in the case of the application for recognition of the foreign arbitral award. If the people's court accepting the related case is a higher people's court or the Supreme People's Court, the court shall decide whether to conduct the review itself or appoint a higher people's court for the review.*

Where a foreign arbitral award is related to a case decided by a Chinese mainland-based arbitral institution, neither the place of the domicile of the respondent nor the place where the property of the respondent is located in Chinese mainland, and the applicant applies for recognition of the foreign arbitral award, the intermediate people's court in the place where the arbitral institution accepting the related case is located shall have jurisdiction.”

Article 4 *“Where an applicant applies to two or more people's courts of competent jurisdiction, the people's court which docketed the case first shall have jurisdiction.”*

² See Provisions of the Supreme People's Court on Several Issues concerning Trying Cases of Arbitration-Related Judicial Review,

Article 20 *“A ruling made by a people's court in an arbitration-related judicial review case, except for a ruling not granting acceptance, or denying application, or with regard to objection to jurisdiction, shall produce legal effect upon service. Where a party applies for reconsideration, files an appeal, or applies for re-trial, the people's court shall grant no acceptance unless otherwise provided by the law or any other judicial interpretation.”*

³ See Provisions of the Supreme People's Court on Several Issues concerning Trying Cases of Arbitration-Related Judicial Review,

Article 7 *“Where a document submitted by an applicant is contrary to Articles 5 or 6 and remains so upon the explanation of the people's court, the award shall not be accepted.*

When an applicant files an application with a people's court not having jurisdiction in the case, the people's court shall notify the applicant to do so with a people's court of competent jurisdiction and, if the applicant does not change the application, make a ruling of not granting acceptance.

The applicant may appeal the ruling of not granting acceptance.”

Article 10 *“Where a respondent objects to the jurisdiction of a people's court which has accepted an arbitration-related judicial review case, the respondent shall file the objection within 15 days after receiving the notice from the people's court. The people's court shall review the objection filed by the respondent and make a ruling. A party may appeal the ruling.*

arbitration-related judicial review awards, the applicable law of foreign-related arbitration agreements (see Articles 12-16⁴) and the basis of judicial review on arbitration (see Articles 17-18⁵), which to some extent unify the ruling standards for the arbitration cases under

A respondent who has no a domicile within the territory of the People's Republic of China, and objects to the jurisdiction of a people's court, shall file the objection within 30 days after receiving the notice from the people's court."

⁴ See Provisions of the Supreme People's Court on Several Issues concerning Trying Cases of Arbitration-Related Judicial Review,

Article 12 *"An arbitration agreement or an arbitral award, which falls under the circumstances as mentioned in Article 1 of the Interpretations of the Supreme People's Court on Several Issues Concerning Application of the Law of the People's Republic of China on Choice of Law for Foreign-Related Civil Relationships (I) , is foreign-related."*

Article 13 *"Parties shall make an express declaration of will when choosing by agreement the law applicable to the recognition of the effect of an arbitration agreement, and the law applicable solely to the contract as agreed upon may not be invoked as the law applicable to the recognition of the effect of the arbitration clause of the contract."*

Article 14 *"A people's court shall, when deciding the law applicable to the recognition of the effect of a foreign-related arbitration agreement under Article 18 of the Law of the People's Republic of China on Choice of Law for Foreign-Related Civil Relationships , invoke the law recognizing the effect of the arbitration agreement, where neither party chooses an applicable law, and the application of the law in the place of the arbitral institution will lead to a recognition conclusion regarding the effect of the arbitration agreement different from that of the law in the place of arbitration."*

Article 15 *"Where an agreement is silent on the arbitration institution or the place of arbitration, but it may be determined under the applicable arbitration rules as stipulated in the arbitration agreement, it shall be determined as the arbitration institution or the place of arbitration as specified in Article 18 of the Law of the People's Republic of China on Choice of Law for Foreign-related Civil Relationships."*

Article 16 *"When a people's court relies on the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards to review a case in which a party applies for the recognition and enforcement of a foreign arbitral award, if the respondent raises a defense that the arbitration agreement is invalid, the people's court shall, according to paragraph 1(a), Article 5 of this Convention, determine the law applicable to the recognition of the effect of the arbitration agreement."*

⁵ See Provisions of the Supreme People's Court on Several Issues concerning Trying Cases of Arbitration-Related Judicial Review,

Article 17 *"The provisions of Article 237 of the Civil Procedure Law of the People's Republic of China shall apply to the review by any people's court of a case of an application for enforcement of a non-foreign-related arbitral award made by a Chinese-mainland-based arbitral institution."*

The provisions of Article 274 of the Civil Procedure Law of the People's Republic of China shall apply to the review by any people's court of a case of an application for enforcement of a foreign-related arbitral award made by a Chinese-mainland-based arbitral institution."

Article 18 *"The arbitrator commits an act of seeking or taking a bribe, practicing favoritism or committing irregularities or perverted the law in making the arbitral award in rendering an arbitral award" as described in paragraph 1(6), Article 58 of the Arbitration Law of the People's Republic of China and paragraph*

judicial review.⁶ It is worth mentioning that, according to the Article 17 in “Trying Provisions”, the application for court enforcement of non-foreign arbitral awards and foreign-related arbitral awards (a foreign-related arbitral award means an award with the factor concerning foreign affairs made by Chinese arbitration institutions) shall be reviewed in different ways. The non-foreign arbitral awards shall be substantively reviewed, while the foreign-related arbitral awards shall only be subject to formal review, which is in line with the internationally accepted practice and further protects the cross-border execution capability of arbitral awards in consequence.

1.2.2 Standardizing the enforcement procedures for arbitral awards

On February 23, 2018, the Supreme People’s Court issued the “Provisions of the Supreme People’s Court on Several Issues concerning the Handling of Cases regarding Enforcement of Arbitral Awards by the People’s Courts” (hereinafter referred to as the “Provisions regarding Enforcement of Arbitral Awards”) which contains 24 articles mainly concerning five aspects, including the jurisdiction of arbitral award enforcement cases, the identification criteria and processing methods for the enforcement of arbitral awards with unspecific and unclear contents, the scope of subjects applying for non-enforcement of awards, the review standards for non-enforcement arbitral award cases, and the connection of judicial review procedures between revocation and non-enforcement of arbitral award. Among them, two parts are of most concern. Firstly, the specific criteria for determining non-enforcement are clarified, including the standards for determining no right to arbitration, violation of legal requirements, falsification and concealment of evidence, which help unify the criteria and standards of judicial review. Secondly, for the frequently occurred false arbitration cases in recent years which gained much attention and caused a heat to discuss, a system for outsiders to apply for non-enforcement of arbitral award was created in articles 9 and 18⁷ in the “Provisions

2(6), Article 237 of the Civil Procedure Law of the People's Republic of China means an act determined in an effective criminal legal instrument or a disciplinary action decision.”

⁶ Song Lianbin, “New Progress in Arbitration-Related Judicial Supervision System and Its Significance”, *People · Rule of Law*, Issue No. 5, 2018, Page 23.

⁷ See Provisions of the Supreme People’s Court on Several Issues concerning the Handling of Cases regarding Enforcement of Arbitral Awards by the People’s Courts,

Article 9 *“Where a party not involved files an application with the people's court for non-enforcement of an arbitral award or a written arbitral mediation, he or it shall submit a written application and evidentiary materials proving the tenability of his or its claim and any of the following conditions shall be met:*

- (1) there is evidence proving that a party to the arbitration case has maliciously filed an application for arbitration or filed a false arbitration, which impairs the lawful rights and interests of the party not involved;*
- (2) the enforcement of the enforcement subject matter involved in the lawful rights and interests claimed by the party not involved has not been terminated; or*

regarding Enforcement of Arbitral Awards” with reference to the system of revocation lawsuit by the third party in civil action, exerting an positive influence on combating false arbitration and protecting the rights and interests of interested parties.

In addition, regarding another hot point “advance arbitration” in recent years, the Supreme People’s Court issued the “Official Reply of the Supreme People’s Court on the Application of Law on Placing the ‘Advance Arbitral’ Awards or Mediations of Arbitration Institutions on File for Enforcement” (hereinafter referred to as the “Reply”) on May 28, 2018, aiming at resolving the problems referring to the application of laws under “advance arbitration”. Before the “Reply” was promulgated, different local courts showed different attitude towards the execution of the advance arbitral awards or mediations made by arbitration institutions. Some advance arbitral awards or mediations were enforced by the courts, while some others were ruled to deny execution under the following circumstances that the amount and calculation method of the claims applied for enforcement were not clear, or the arbitration procedure did not conform to statutory procedure, or the execution of the award would be against the public interest or the provisions of “The Civil Procedure Law of the People’s Republic of China”. According to the Article 2⁸ of “China’s Arbitration Law”, only disputes over contracts and disputes over property rights and interests that have occurred between the parties may be submitted to arbitration. With this provision as a basis, the “Reply” holds that a people’s court shall rule to deny execution of an arbitral award or mediation made by the arbitration institution before the dispute occurs; if it has been accepted, the application shall be rejected, resulting the invalidity of “Advance Arbitration” under law. Meanwhile, the “Advance Arbitration” is, according to the “Reply”, determined as the circumstance where “the composition of the arbitration tribunal or the arbitration procedure was not in conformity

(3) the written application and evidentiary materials are submitted within 30 days from the date when the party not involved knows or should have known that the people's court adopts enforcement measures against the subject matter.”

Article 18 *“Where a party not involved files an application for non-enforcement of an arbitral award or a written arbitral mediation in accordance with Article 9 of these Provisions and any of the following conditions is met, the people's court shall support such application:*

- (1) the party not involved is the subject of rights or interest;*
- (2) the rights or interests claimed by the party not involved are lawful and true;*
- (3) there are such circumstances as a made-up legal relationship between the parties to the arbitration case and fabrication of case facts; or*
- (4) the main body of the arbitral award or the results of handling of the parties' civil rights and obligations in the written arbitral mediation are partially or entirely erroneous, which impairs the lawful rights and interests of the party not involved.”*

⁸ See Arbitration Law of the People’s Republic of China,

Article 2 *“Disputes over contracts and disputes over property rights and interests between citizens, legal persons and other organizations as equal subjects of law may be submitted to arbitration.”*

with the rules of arbitration” as stipulated in Article 237, Paragraph 2 (3) of “The Civil Procedure Law of the People’s Republic of China”. Consequently, the legal effect of “Advance Arbitration” was double denied in different dimensions. Obviously, the implementation of the “Reply” contributes to guiding the normal operation and the healthy development of arbitration, unifying the standards of arbitration-related judicial review, and promoting the settlement of relevant enforcement cases.⁹

1.2.3 Establishing a “one-stop” alternative dispute resolution platform

On June 25, 2018, the Judicial Committee of the Supreme People’s Court of China considered and approved the “Provisions of the Supreme People’s Court on Several Issues concerning the Establishment of International Commercial Courts” (hereinafter referred to as the “Provisions”). From this point of view, this measurement focuses closely on the needs of international commercial exchanges and brings new ideas forth based on diverse experience of overseas international commercial tribunals.¹⁰ Thereinto, the build of a “one-stop” alternative dispute resolution platform reflects the innovation concerning arbitration.

According to the Article 11, Paragraph 1 of the “Provisions”, the Supreme People’s Court selected the qualified international commercial mediation agencies, international commercial arbitration institutions, and international commercial courts to jointly establish a dispute resolution platform with organic connection of mediation, arbitration, and litigation, so as to form a “one-stop” international commercial dispute resolution mechanism. The Article 14 further stipulates that, if the parties agree to choose an international commercial arbitration institution as provided for in Article 11, Paragraph 1 of the “Provisions”, they may apply to the International Commercial Court for evidence, property or act preservation before applying for arbitration or after the start of the arbitration proceedings. Within this mechanism, the International Commercial Court provides the procedural support such as property preservation and evidence preservation to international commercial arbitration institutions in conformity with legal provisions, and actively enforce the arbitral awards on the basis of convenient and expeditious judicial review.

After the promulgation of the “Provisions”, the First International Commercial Court and the Second International Commercial Court of the Supreme People's Court of China were inaugurated on June 29, 2018 respectively in Shenzhen and Xi'an. 15 international commercial court judges were elected and the first International Commercial Experts

⁹ Commentator of this newspaper, “Clarifying ‘Advance Arbitration’ and standardizing the judicial review on arbitration”, People’s Court, June 11, 2018, Version 001.

¹⁰ Zhang Yongjian, “Practice and Improvement of International Commercial Dispute Settlement Mechanism”, Supreme People’s Court, <http://cicc.court.gov.cn/html/1/218/62/164/1074.html>, Access Date: December 13, 2019.

Committee consisting of 32 experts from 14 various countries and regions was established to ensure and promote the successful trial work of the International Commercial Courts. Besides, five arbitration institutions and two mediation institutions were selected by the General Office of the Supreme People's Court as the first group of International Commercial Arbitration and Mediation Institutions included in the "one-stop" diversified mechanisms for resolving international commercial disputes on December 5, 2018, namely China International Economic and Trade Arbitration Commission, Beijing Arbitration Commission, Shanghai International Economic and Trade Arbitration Commission, Shenzhen Court of International Arbitration, China Maritime Arbitration Commission, China Council for the Promotion of International Trade Mediation Center and Shanghai Commercial Mediation Center. So far, both international commercial courts have handled 13 foreign-related cases involving Japan, Italy, Thailand, the British Virgin Islands and other countries or regions.

Facing the historical opportunities brought by the BRI, the "one-stop" international commercial dispute settlement mechanism not only gathers the resources with high quality in the fields of litigation, arbitration and mediation, but also pays more attention to the parties' interests and the re-establishing peace between them in a flexible and gentle way, which undoubtedly provides the fair, convenient, efficient and low-cost dispute resolution services for both Chinese and foreign parties, and carved a new path out for China's judicial institutions to serve the national opening-up strategy under the new situation.

2. Development and Innovation of Chinese Arbitration Institutions

The improvement of the external environment does not mean that the credibility of China's arbitration is bound to be enhanced. Therefore, in the context of the continuous improvement and optimization of Chinese external environment for arbitration, Chinese arbitration institutions make unremitting efforts to reform, improve, and break themselves through as well, striving to contribute their wisdom to the international arbitration circles.

2.1 Reform of the internal governance structure

Under the background of the BRI, the arbitration institutions in China has ushered in new development. The Shenzhen Court of International Arbitration and the Hainan International Arbitration Court took pilot measures for "de-administration" and internationalization of the arbitration institutions respectively in the Shenzhen Special Economic Zone and the Hainan Free Trade Zone, which aims at creating first-tier international arbitration institutions with high-quality arbitration services for international business transactions and providing

institutional guarantees for the construction of internationally influential arbitration highlands, reflecting the confidence, determination, foresight and courage of the Governments to enhance the international credibility of business environment both in Shenzhen and Hainan.

2.1.1 De-administration of arbitration institutions

In the early stage of China's arbitration, a development model that the arbitration institutions were promoted primarily by the government was adopted, which led to strong government dependence of the arbitration institutions in China. Most of the arbitration institutions keep sustain operation with the help of executive power as a refuge, while they are reluctant to exploit the arbitration market or improve the arbitration service quality. Meanwhile, due to the control of the administrative power, arbitrators always weigh heavily any questions of government factors when they decided an arbitration issue, losing the original function of arbitration in this regard. However, arbitration is widely applicable to resolve the commercial disputes precisely by virtue of its market-oriented nature and party autonomy principle. Based on these substantive characteristics, the development of arbitration institutions ultimately rely on the law of market economy and its internal motivation.

On December 25, 2017, the Shenzhen Commission Office of Public Sectors Reform issued the "Notice of the Shenzhen Commission Office of Public Sectors Reform on Optimizing Resource Allocation and Integration of Arbitration Institutions" (Shenzhen Commission Office of Public Sectors Reform [2017] No. 78), announcing the integration of South China International Economic and Trade Arbitration Commission (or Shenzhen Court of International Arbitration) and Shenzhen Arbitration Commission into Shenzhen Court of International Arbitration (or Shenzhen Arbitration Commission). Any arbitration cases which are agreed by parties to be decided by the above two arbitration institutions will be accepted by Shenzhen Court of International Arbitration. Although the integrated Shenzhen Court of International Arbitration maintains the original corporate governance mechanism, the authorized strength of the two institutions before integration will be reformed by introducing the market-oriented employment mechanism and the enterprise financial system.¹¹ This provision contributes to realizing the "de-administration" of management mode, personnel placement and fiscal relations of the merged arbitration institution, which conforms to the

¹¹ See Shenzhen Commission Office of Public Sectors Reform, "Notice of the Shenzhen Commission Office of Public Sectors Reform on Optimizing Resource Allocation and Integration of Arbitration Institutions" (Shenzhen Commission Office of Public Sectors Reform [2017] No. 78), *"The arbitration institution implements the corporate governance structure with the core of the board of directors... The arbitration institution implements a market-oriented employment mechanism and an enterprise-oriented financial system"*.

market-oriented needs of arbitration services. In this regard, the Shenzhen Court of International Arbitration just created a pioneering model of institution “de-administration” in China by combining the characteristics and advantages of arbitration with the needs of market entities and the inherent requirements of the market economy. After the integration and reform, a professional and first-class arbitration team will be organized through the market-oriented personnel placement, and the initiative and enthusiasm of the arbitration institution will be motivated by self-sufficiency in financial revenue and expenditure, which contributes institution itself to transforming from government-dependent promotion into development and appeal with its own characteristics, effect and brand. Only by this can the arbitration institution obtain the market recognition with professional and high-quality services, thereby furnishing legal protection for the construction of the BRI.

Taking the experience of the Shenzhen Court of International Arbitration as a reference, on February 11, 2019, the Hainan Provincial Committee for Comprehensive Deepening Reform reviewed and proposed the “Administrative Measures of Hainan International Arbitration Court (Hainan Arbitration Commission)”, clarifying that the Hainan International Arbitration Court will implement a corporate governance mechanism with the core of the board of directors and publish the financial budget report and final account report for public inquiries and social supervision.¹² Although provision related to the market-oriented employment was not specific stated, the Hainan International Court has explicitly defined its own institution as a statutory body for public welfare, and the Hainan International Court has turned into the second arbitration institution in China that implements a corporate governance mechanism after the Shenzhen International Arbitration Court. In addition, a practice of financial transparency of arbitration institutions was initiated by the Hainan International Court, which is undoubtedly a highlight in the development of Chinese arbitration institutions because social supervision is the touchstone for the benign operation of institutions. Only if decision-making, execution and supervision are separated and effectively balanced, the parties’ concerns about local protection, internal control and administrative intervention can be substantially avoided, thus enhancing the credibility of the arbitration institution and promoting its sustainable development.

2.1.2 Internationalization of arbitration institutions

¹² See the “Administrative Measures of Hainan International Court (Hainan Arbitration Commission)”,

Article 3 *“the Hainan International Court is a public statutory institution that operates independently as a non-profit legal person. The Hainan International Arbitration Court implements corporate governance with the core of the board of directors, and establishes a balanced governance mechanism for decision making, execution, supervision; Article 28, “The annual work report and financial budget and final reports of Hainan International Court approved by the Board of Directors shall be made public on its website for public inquiries and social supervision.”*

The two first-tier arbitration institutions in China, South China International Economic and Trade Arbitration Commission and Shenzhen Arbitration Commission, was merged at point of the 40th anniversary of Chinese reform and opening-up, which aimed at building a more international, more influential and more credible business environment in Shenzhen. Although Shenzhen, the first special economic zones in China, is regarded as the representative city of China's international cities, it is the world-class arbitration institution in Shenzhen that facilitates Chinese and foreign companies to do business at ease and relieves Chinese companies to "go out" with confidence.¹³ Similarly, the Hainan International Court also carried out the new development as a positive response to the new pattern of overall opening in China, which is in line with the Hainan Province's new requirements to construct a free trade pilot zone and a free trade port with Chinese characteristics, and symbolizes the new track of Hainan arbitration towards openness, tolerance and internationalization.

Beyond these, some other Chinese arbitration institutions have taken actions to promote internationalized development as well. For instance, on July 2, 2018, the North American Arbitration Center of China International Economic and Trade Arbitration Commission was launched in Vancouver, Canada,¹⁴ which demonstrated that the Chinese arbitration institution took a solid step to "go out and serve overseas". In 2015, Xi'an Arbitration Commission established the Xi'an Arbitration Commission International Commercial Arbitration Court¹⁵ to serve the construction of the Silk Road Economic Belt and provide more international and more professional legal services for domestic and foreign investors.

Furthermore, since the State Council proposed the "Deepening the China (Shanghai) Pilot Free Trade Zone Reform and Opening Program" in 2015 and announced access support for internationally renowned commercial dispute resolution agencies, overseas arbitration institutions like the Hong Kong International Arbitration Center, the International Court of Arbitration and the Singapore International Arbitration Center have their attention focused on Chinese market and successively set up their own offices in the Shanghai Free Trade Zone to expand their arbitration influence in China. Recently, on April 27, 2019, eleven Chinese arbitration institutions and three arbitration research institutions, including China

¹³ Shenzhen Court of International Arbitration: Background and Future of the Integration of Arbitration Institutions in SAR - Record of the Latest Development Seminar on China's Commercial Arbitration (1), <https://mp.weixin.qq.com/s/YD8hhQ24cikdOKxH22Pcvw>, Access Date: December 17, 2019.

¹⁴ China Council for the Promotion of International Trade: The Inauguration Ceremony of the China International Economic and Trade Arbitration Commission North American Arbitration Center was held in Vancouver, Canada, http://www.ccpit.org/Contents/Channel_4132/2018/0705/1028448/content_1028448.htm, Access Date: December 17, 2019.

¹⁵ Xi'an Local Records Office, "Xi'an Yearbook (2016)", China Publishing Group World Book Publishing Company, page 108.

International Economic and Trade Arbitration Commission, Beijing Arbitration Commission, Shanghai Arbitration Commission, Chongqing Arbitration Commission, Qingdao Arbitration Commission, Guangzhou Arbitration Commission, Shenzhen Court of International Arbitration, Xiamen Arbitration Commission, Hainan International Arbitration Court, Baoji Arbitration Commission, China Arbitration Institute of China University of Political Science and Law, Dispute Resolution Research Center of China Foreign Affairs University, Silk Road Economic Belt Legal Policy Collaborative Innovation Center of Xi'an Jiaotong University, jointly issued the "Proposal on 'Belt and Road' Arbitration Service Cooperation Mechanism Construction" at the second "Belt and Road" International Cooperation Summit Forum, advocating to establish an arbitration service cooperation mechanism between Chinese arbitration circles and the arbitration institutions and arbitrators from countries along the route and to create an international commercial arbitration community and an open platform for the BRI arbitration services.¹⁶

"As a leading part for promoting foreign investment under the 'BRI', it is indeed necessary for China to actively impel commercial arbitration as a leading dispute settlement mechanism, constantly participate in international trade competition and acquaint with international trade rules, so as to enhance the speaking right in the international arbitration market."¹⁷ In order to better serve the international dispute settlement under the BRI, it is imperative for Chinese arbitration institutions to strengthen international credibility and competitiveness by adhering to the specialized and market-oriented development direction, adopting effective legal approaches acknowledged by the international community to safeguard all parties' legitimate rights and interests, and truly improving the ability and level of arbitration services, thus attracting more domestic and foreign parties to choose Chinese arbitration institutions to settle disputes and steadily accelerate the construction of international arbitration centers in China.

2.2 Actively promoting the "Internet +" innovation practice

In order to meet the development needs of new economies and new business, the Internet arbitration as a new arbitration form has emerged in China in recent years. Chinese arbitration

¹⁶ China University of Political Science and Law, China Arbitration Institute of China University of Political Science and Law and Xi'an Arbitration Commission jointly issued a proposal on "Belt and Road" Arbitration Service Cooperation Mechanism Construction, <http://news.cupl.edu.cn/info/1012/29518.htm>, Access Date: December 17, 2019.

¹⁷ Chen Fuyong, "The Integration of the New Era: The Internationalization of Chinese Arbitration and the Chinese Pattern of International Arbitration", *People's Rule of Law*, 2018[03]: 8.

institutions have established their network-based case management systems and the arbitration platforms docking with e-commerce and internet finance platforms, providing parties with economic, convenient and efficient arbitration services. Contrasting to the traditional arbitration offline case handling process which needs tedious procedures and consumes more time, the Internet arbitration platform integrates technology with innovative work mode, which redefines the new era of “Internet + arbitration”.

By virtue of this new innovation, the entire arbitration process line like application, filing, service, court composition, evidence, trial and rule can be accomplished on the Internet arbitration platform completely. In each procedure, there are smart reminders available for the parties, arbitrators and other workers related to ensure the smooth arbitration progress. The Internet arbitration platform accepts a full coverage model of online and offline arbitration cases. All types of disputes involved in arbitration, such as financial loans, credit cards, property services, construction projects, and equity transfers, can be accepted online. In addition, the Internet arbitration shows its specific advantages compared with the traditional arbitration mode. The parties can register on the platforms’ online system or the application on the mobile terminal to check the latest situation of the case in real time and follow up the case progress. Lower fees are cost for the online arbitration cases than the offline arbitration, which is regarded as cost-saving for the parties. Moreover, by means of the block chain technology, the immediate evidence storage and on-chain storage can be achieved during the online case handling process to prevent tampering evidence and protect the credibility of arbitration.

With the rapid development of China’s emerging economy, it is imperative for arbitration institutions to break the traditional thinking and adapt to the new trend of economic transformation and development. On the basis of consolidating traditional commercial arbitration, the deep integration of arbitration with emerging industries such as the Internet needs to be accelerated, so as to stimulate the innovation and creativity in arbitration to ensure economic development, foster new momentum for the arbitration development, and make arbitration a new, modern, scientific and efficient professional mode for social disputes settlement.

3. Conclusion

The BRI originates from China and belongs to the world, which exerts enormous influence as a significant way to build a community with a shared future for mankind. Under the new situation, China’s arbitration is facing unprecedented opportunities and challenges. Such measures have released a clear signal that China actively supports the development of

arbitration from the national policy, and seeks to provide strong legislative and judicial guarantees for arbitration institutions, so that they could make a difference in the construction of an alternative dispute resolution mechanism. Meanwhile, Chinese arbitration institutions themselves are constantly reforming and innovating to accelerate the development of China's arbitration. Despite the introduction of relevant policies and regulations and the creation of specific measures, which is certainly gratifying, new situations and problems may arise in the actual implementation and execution process. This challenge tests the wisdom of China's legal workers and puts forward higher requirements for their practical ability. In order to effectively resolve the BRI commercial disputes, it is indispensable to continuously optimize the external development environment for Chinese arbitration and promote the establishment of the professional, market-oriented and international arbitration institutions. Only in this way can we create a stable and transparent, fair and just business environment governed by the rule of law, and comprehensively enhance the international competitiveness and credibility of China's arbitration business, thus leading Chinese arbitration institutions to be recognized by more international commercial subjects with first-class and professional arbitration services, and then strive to become their primary choice for resolving transnational commercial disputes, so as to maintain the sustainable and steady development of the BRI.

第 8 章 第 4 次産業革命期下における中国経済の可能性と課題

一般財団法人 国際貿易投資研究所
研究主幹 江原 規由

第 1 節 2020 年の賀詞における第 4 次産業革命への言及

第 4 次産業革命は、主にインターネットが主導するロボット工学、人工知能（AI）、ブロックチェーン、ナノテクノロジー、量子コンピュータ、生物工学、モノのインターネット（IoT）、3D プリンター、自動運転車などの多岐に渡る分野での技術革新が特徴となっており、世界(経済)を劇的に変えるとされる。

この点、習主席は「賀詞」で、2019 年の嫦娥 4 号が人類史上初の月の背面に着陸したこと、長征 5 号遥 3(運搬ロケット)の打ち上げが成功したこと、雪龍 2 号(極地観測砕氷船)が南極を初航行したこと、北斗衛星測位システムのグローバルネットワークの構築が最終段階に入ったこと、5G 商用化が加速化したこと、北京大興国際空港などが開業したことに言及している。そのいずれも中国の第 4 次産業革命下での過渡的成果といえる。

- 嫦娥 4 号：2019 年 1 月 3 日、史上初、月面の裏側の南半球に着陸した中国の探査機。
- 北斗衛星測位システム：中国が独自に開発を行っている衛星測位システム（中文：北斗衛星導航系統）。現在、北斗は衛星の稼働基数で世界一。米国の GPS に類似。
- 5G 商用化：2019 年 6 月 6 日、第 5 世代移動通信システム（5G）の営業ライセンスを中国国内の通信事業者 4 社に発行。2019 年は中国の「5G 商用元年」で、2020 年には 5G の全面商用化が達成される予定。
- 北京大興国際空港：2019 年 9 月オープン。北京で最新・最大の国際空港。北京市の中心部から約 46 キロメートルに位置。世界で最も複雑なエンジニアリング・プロジェクトのターミナルを有する世界最大級の国際空港とされる。

中国は、毎年各種国際レベルの大型展示会・博覧会・シンポジウムなどを開催する「イベント大国」といえるが、第 4 次産業革命関連は少なくない。この点、例えば、11 月 13 日から 16 日まで中国広東省深圳で開催された「第 21 回中国国際ハイテク成果交易会」が指摘できる。同交易会のテーマは、「イノベーションの相互開放」で、44 か国・国際組織(アル

ゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、日本、韓国、美国、EU など)、68 の海外グループの参加、内外 3,300 余社からの出展があり、展示会場では、新世代の情報技術や省エネ・環境保全、光電ディスプレイ、スマートシティ、先進製造、航空・宇宙などに関連するハイテク最前線の製品や技術が展示されたほか、12 のテーマ別出展区(新材料、スマート医療、健康、軍民融合、新エネ、航空・宇宙、建築・科学技術イノベーション、スマートシティ、IOT など)が設置された。会期中に来場した人は、97 か国・地域から 58 万 9,000 人。第 4 次産業革命がもたらす未来経済社会を先取りした交易会であったといわれる。

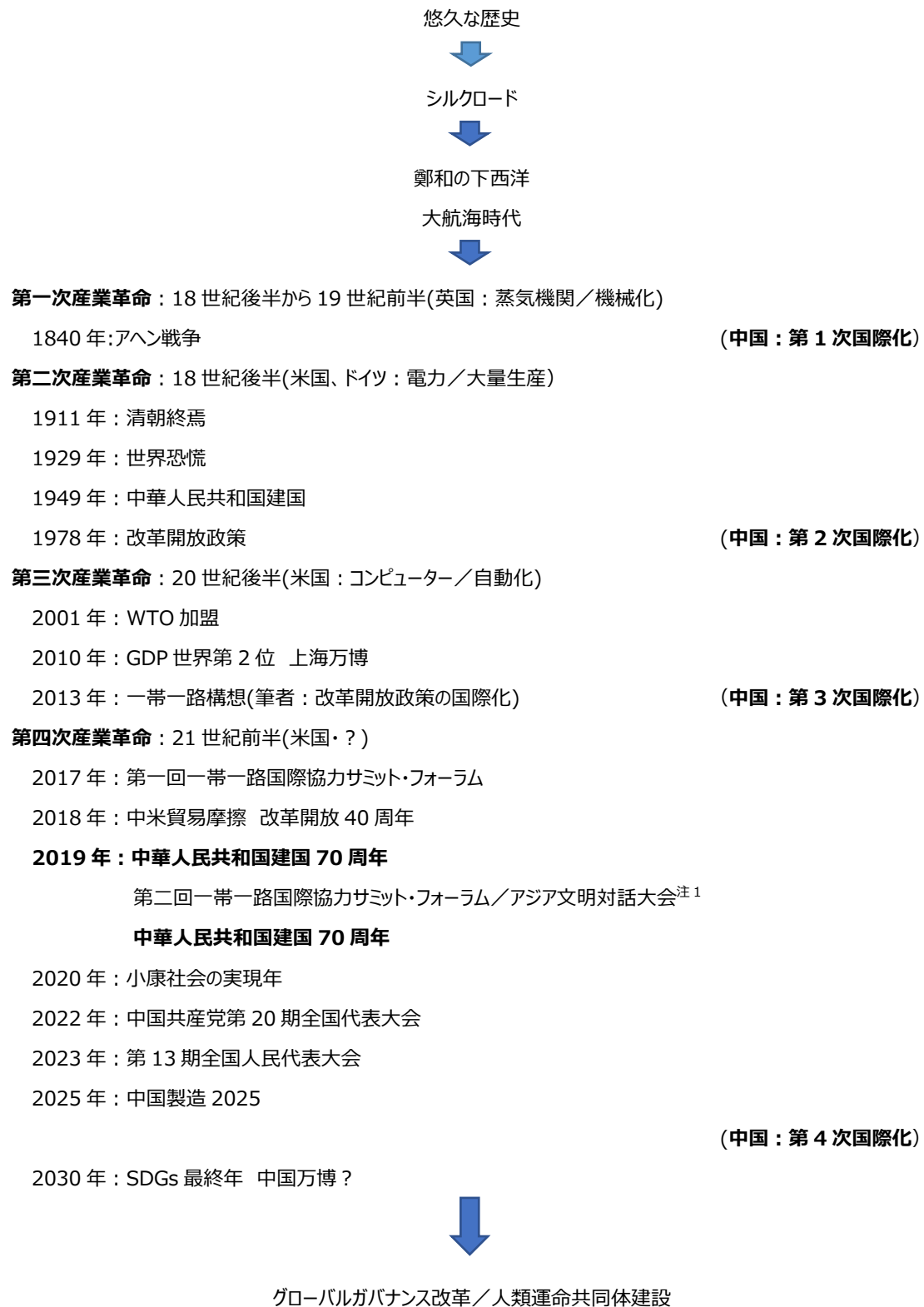
交易会では、この 21 回が 2005 年の初開催以来最大規模となったこと、参加国・国際機関のうち、一帯一路沿線国からの参加が 37 か国・地域組織と多かったことなどが特筆できる。「第 21 回中国国際ハイテク成果交易会」の開催は一例に過ぎないが、中国は、着々と、第 4 次産業革命でのリーダーシップを発揮するための多くの機会を世界発信しているといえよう。

1. 歴代の産業革命と中国経済の国際化

目下、中国は世界第 2 位の経済大国である。それまでの過程は、近代史における産業革命と中国経済の国際化との相関関係を抜きには語れない。

下記の表は、第 1 次産業革命から第 4 次産業革命と中国(経済)の関係を整理したものである。その要点は、各産業革命期に中国が新たな国際化を遂げているという点である。

表 1 アヘン戦争から人類運命共同体へ～近世以後の中国と世界をみる視点～



筆者作成

2. 三度の国際化を経験した中国

筆者は、中国はこれまで3度の国際化を経験してきているとみている。そのうち、建国からの70年間に、中国は2度の国際化に直面している。3度の国際化とは、①1840年のアヘン戦争で当時の列強から迫られた受動的な第1次国際化(香港割譲など)、②建国(1949年)からほぼ30年後の改革開放政策(1978年)がもたらした第2次国際化、さらに、③その30余年後(2013年)に提起された一帯一路がもたらすと期待される第3次国際化である。

3度の国際化の足跡を見ると、①アヘン戦争で割譲を余儀なくされた香港は、建国以後一貫して中国の国際化の窓口として、そして、今もなお「一国二制度」下で中国経済の国際化に貢献している。②改革開放は、中国を世界第二位の経済大国に押し上げた原動力となっている。さらに、③一帯一路は、世界100余か国から参加・支持を得ているなど、中国が希求する“人類運命共同体”のプラットフォームになりつつある。

中国の国際化は世界の発展とも大きくかかわっていることは言うに及ばない。すなわち、世界経済の成長率に対する中国の寄与率を見ると、第2次国際化期間(1979年～2013年)の年平均寄与率は15.9%、第3次国際化期間(2013年～2018年)は28.1%、現在は30余%で、中国は世界経済の成長に最も貢献しているとされる。

習主席は、『建国70周年』記念日の前日の国慶節(建国記念日)レセプションの講話で、中華民族は、“站起来，富起来，强起来（立ちあがった、豊かになった、強くなった）”と站・富・強の3点を力説したが、3度の国際化の足跡・行方はそれぞれがこの3点に対応しているといえよう。

中国の国際化は、今後、世界の中国化をもたらしつつ、両者の相互連携を深めていくとみられる。

第2節 中華人民共和国建国70周年の実績

第1次産業革命下で勃発したアヘン戦争で国際化の門戸をこじ開けられた中国が、第2次国際化を遂げるのが改革開放政策によってである。その間ほぼ140年。中華人民共和国の成立から30年後であった。2019年、中国は『建国70周年』を迎えたが、5,000年ともいわれる悠久な中国文明史にあって、70年はわずかその70分の一に過ぎない。その日、習主席は天安門楼閣からの重要講話で、“**世界が刮目する偉大な成果を収め、今日、社会主義中国が世界東方に巍然と屹立した**”と強調した。「偉大なる成果」とは何か、多々ある。例えば、GDPで世界2位(建国当時の174倍、世界経済の成長への寄与率で世界1位)となったこと、多くの分野(製造業、外貨準備、高速鉄道営業距離、高速道路総延長距離、宅配業務量、情報通信ネットワークなど)で世界1位)となっていること、平均余命で建国初期35歳であったものが2018年には77歳と倍増以上となり、さらに、農村貧困人口比率が96.2%(1980年)から1.7%(2018年)へ急減するなど人民の生活水準が大幅に向上していること、などが指摘できるのではないだろうか。

今後、インターネットが主導するとされる第4次産業革命や前述の嫦娥4号や北斗衛星測位システムに代表される宇宙関連事業などで、中国のプレゼンスがさらに高まれば、習主席講話にある「世界東方に巍然と屹立」した中国が、さらに世界をリードするポジションを得る可能性が高まることになるだろう。

表2 中国建国70周年の成果

類別／数値	1952年	2018年	倍率等
GDP	679億元	900,309億元 ^{注2}	174倍(不変価格計算) ^{注3}
財政収入	1950年：62億元	183,352億元	年平均12.5%
工業付加価値額	120億元	305,160億元	970倍(不変価格計算)
一人当たりGDP	119元	64,644元	70倍(不変価格計算)
最終消費率	78.9%	54.3%	
対中直接投資(非金融類)	1983年：9.2億ドル	1,350億ドル ^{注4}	1983年比146倍
対外直接投資		1,430.4億ドル	2002年比53倍 年率28.2%増
対外貿易(貨物) サービス貿易	19.4億ドル	4.62兆ドル ^{注5} 7,919億ドル(世界の7%)	世界第1位 世界第2位
海外旅行者		延べ1.5億人	世界最多
対GDP研究開発支出		2.19%	
発明特許申請数	1990年：1万件	2017年：138万件	世界最多

国務院弁公室公布の「新時代の中国と世界」白書(新華社 09年9月27日)などから筆者作成

では、中国のプレゼンス向上で世界はどうなるか。習講話を深読みすれば、「**世界各国人民と人類運命共同体の共同建設を続ける**」となろうか。人類運命共同体の共同建設は「非現実的」とみる向きは少なくないが、例えば、第4次産業革命で、人類とAIの共存かそれとも対立か、を考えると、人類運命共同体の建設は、人類の未来に新たな視点を提供しているともいえよう。この点、中国は一带一路を人類運命共同体建設のためのプラットフォームとしている。今後、一带一路の行方が世界における中国のプレゼンス向上の最大の布石といっても過言ではないであろう。

第3節 5年に1度の中国経済健康診断

さて、表2が、『建国70年』以来の長期中国経済実績とすれば、2019年11月20日、国家統計局が発表した第4回全国経済国勢調査(以後、『国勢調査』)結果は、習主席政権登場(2013年)以来の中国経済の、いわば、「健康診断書」といえよう。

『国勢調査』は、2004年に開始され、以後5年毎に実施されている。今回の『国勢調査』は、主に2013年から2018年までの5年間の中国の第二次および第三次産業の変化・発展状況(法人数、従事者、資産、営業収入など)をチェックしたもので、160万人の調査員を動員したこれまでにない大規模な国勢調査であったとされる。

1. 名実ともに国民経済の第一産業となった第三次産業

今回の『国勢調査』で明らかになった要点の第一は、2018 年末時点、①第三次産業が名実ともに国民経済の第一産業となったこと、例えば、第三次産業の法人数が第二次および第三次産業の総数の 80%強、同従業者数は 55%と過半となっていることなどが指摘できる。次いで、②第二次産業で、ここ数年来の供給サイド構造改革などにより産業構造の高度化（特に、製造業のハイテク化）が一段と進んだことが注目される。

このほか、個人経営(中文：个体経営)で、女性従業者が過半(3,300 余万)となったこと、法人数で、前回『国勢調査』の「東昇中西降」(東部<沿海部>上昇から中西部<内陸部>減少)にあったのが、今回の『国勢調査』では「東降中西昇」傾向が明らかとなったことなどが注目される。前者は、目下中国で続々と出現している『巷経済』(筆者造語)^{注6}などで、消費やサービス業の拡大・多様化を担う女性の活躍が彷彿とさせられる。後者は、一帯一路事業の進展、内陸部における交通・流通網の整備、自由貿易試験区(FTA)の内陸部での設置などと大いに関係があるといえよう。

総じて、今回の『国勢調査』結果から、最近、マスメディアでよく取り上げられる「三新経済」(新産業、新業態、新ビジネスモデルの生産活動を指す)^{注7}の中国経済におけるプレゼンスの向上(生産額：2018 年 GDP の 16.1%)や GDP 成長率に対する内需(主に消費)の寄与率アップの理由が読み取れる。さらに、『国勢調査』では、中国経済・社会が抱えている「短板」(補強・弱点分野：介護、医療、教育、技術革新、研究開発など)についても指摘されている。こうした「短板」は前回の『国勢調査』時(2013 年)に比べ明らかに改善・向上しているとしているが、中国経済・社会が更なる新たな高台を目指す上での要点として、改めて問題提起されたとみられる。第 5 回『国勢調査』(2023 年発表)でこうした「短板」がどうなっているか大いに注目したいところである。この点、2020 年に実現される小康社会の行方がヒントとなるのではないだろうか。

筆者は、中国の小康社会の実現は、今後 2030 年が最終年となる SDGs (持続可能な成長目標)の実現に深くかかわってくるとみている。中国一国の事業(小康社会の実現)と世界的事業(SDGs)との違いはあるが、貧困撲滅、人材育成など目的は共有しているところが少なくない。近年、中国はことあるごとに人類運命共同体の建設を提起・強調しているが、小康社会と SDGs の実現は、人類運命共同体建設へのホップとステップになるとみられよう。

第 4 節 2019 年の中国経済～中米貿易摩擦・建国 70 周年から小康社会実現へ～

ここまで、中国経済の長期的、中期的実績を見てきたが、以下では、2020 年 1 月、中国国家統計局および中国海関総署の発表を基に、2019 年の中国経済の実績・特徴を概観してみたい。今後の中国経済の行方を展望する上で、2019 年は注目すべき通過年であったといえる。

表 3 2020 年中国経済主要実績

国内経済

○GDP 関連

- ①2019 年の GDP：100 兆元弱(99.1 兆元(14.4 兆ドル)^{注8}、前年比 6.1%増)
- ②一人当たり GDP：1 万ドル(10,276 ドル)
- ③経済成長に対する 3 大要素の貢献(%)／GDP 成長率<6.1%>における寄与率：
 - ・消費：57.8%／3.5 ポイント（6 年連続経済成長の主要動力）
 - ・資本形成：31.2%／1.9 ポイント
 - ・純輸出：11.1%／0.7ポイント
- ④GDP における産業別比率／前年比増減
 - ・第 1 次(7.1%／0.1%増)、第 2 次(39.0%／0.7%減)、第 3 次(53.9%／0.6%減)
 - ・経済構造はさらに適正化へ
- ⑤GDP におけるサービス産業の貢献率：59.4%
 - ・中国経済でプレゼンスを高めるサービス産業

○固定資産投資：31.5 兆元(前年比 5.4%増)

うち、ハイテク産業投資：前年比 17.3%増

○社会商品小売額：41.2 兆元(前年比 8.0%増)

○工業付加価値額：前年比 5.7%増

うち、ハイテク製造業：8.8%増、戦略性新興産業：8.4%増

○一人当たり可処分所得：3.07 万元(前年比 8.9%増)

○CPI：2.9%アップ(想定内(想定値：3%前後)、豚肉、鮮果等の価格が上昇)

○エンゲル係数：28.2%(前年比 0.2%ポイント減)

○人口(2019 年末)：14 億人到達(都市人口：60.6%)

労働年齢人口：9 億人弱、就業人口：7.7 億人

○都市化率 60.6%(前年比 1.02 ポイント増)

○都市部新就業人口：1352 万人(7 年連続 1300 万人以上、目標 1100 万人達成)

登記失業率：3.62%(前年比 0.18 ポイント減)

○農村脱貧人口：1109 万人

対外貿易

○輸出入：31.5 兆元(前年比 3.4%増)

輸出：17.2 兆元(同上 5.0%増)

輸入：14.3 兆元(同上 1.6%増)

出超額：2.9 兆元(前年より 25.4%増)

○輸出入主要品目

輸出：機電製品(電器・電子製品、機械設備など)と紡織・アパレルなど。

輸入：鉄鉱石、原油、天然ガス、大豆など

○主要貿易相手先

注目点：ASEAN が中国にとって第 2 位の貿易相手先となったこと。

一帯一路沿線国が前年比 10.8%増と比較大幅増となったこと。

順位：EU、ASEAN、米国、日本、米国のみ前年比減(10.7%減)。

○民営企業：

中国対外貿易の 42.7%を占有。

初めて外資企業(同前 39.9%)上回り、中国の第一の対外貿易主体となった。

○その他：

肉類(特に豚肉)が伝染病の影響などもあり急増。

出所：国家統計局・中国海関総署の発表を筆者が加工

2019 年は中国経済にとって、民生向上(小康社会の実現、貧困層の大幅削減、公害、人民の健康・安全の保障など)、および、高質量(ハイクオリティ)成長を可能とするイノベーション駆動型経済発展モデル(第 4 次産業革命への基盤整備、供給サイド改革の推進など)への転換を軸とする「第 13 次 5 カ年計画」(2016 年—2020 年)の最終年(2020 年)に向けて極めて重要な 1 年であった。

ところで、2019 年の GDP 成長率が 6.1%であったことをどうみるか。中国当局は想定範囲内(6.0%—6.5%)であり、中国経済が高速成長段階から高質量発展段階へ移行しつつ中で合理的な発展スピードとみている。その一方、一人当たり GDP が初めて 1 万ドルの大台にのったことは高く評価している。例えば、2018 年の一人当たり GDP が 1 万ドルを超えた国の総人口は 15 億人であったが、2019 年に人口 14 億人の中国が仲間入りしたことで、ほぼ倍増の約 30 億人となったことを、中国の世界に対する貢献とする中国人識者やメディアは少なくない。

表 3 からは、高質量発展に加え、内需主導(特に消費)とイノベーション主導(特に、人材、デジタル経済など)の成長パターンに移行しつつあること、経済のサービス産業化(巷経済、第 3 次産業のプレゼンスなど)が進展しつつることなどがうかがえる。一言でいえば、中国が目指す経済大国から経済強国^{注 9}への道を歩みつつあるということであろう。

中央経済工作会議 ～稳中求進で高質量発展～

2019 年 12 月 10 日から 12 日の 3 日間開催された「中央経済工作会議」(以下、『工作会議』)は、毎年 12 月に開催され、党と政府が 2019 年の経済活動を総括し、最近の経済情勢を分析し、2020 年の経済政策を決定するための経済関連で最高レベル会議とされている。特に 2019 年の『工作会議』は中米貿易協議が佳境に入りつつあった中での開催であったことから、以前にもまして内外から大きく注目された。

『工作会議』では、国内外のリスク・挑戦がはっきりと上昇しているとした上で、中国経済は、①稳中求進(安定発展)のこと、GDP は内需主導で成長率は 6.0%から 6.5%、稳健〈健全〉金融、積極財政などを総基調、供給サイド改革(国有企業改革、民営企業、新興・戦略・デジタル・サービス産業の育成・発展でフルセット産業構造の再構築など)を主軸、全面的小康社会の達成を任務とし、高質量(ハイ・クオリティ)発展(人材、科学、イノベーションの活用など)と新発展理論(イノベーション、協調、エコロジー、開放、共有)を堅持・推進し、その具体策としての「六穩」(後述)を全面推進するとした重要講話・方針が発表された。このうち、総基調の「稳中求進」や「六穩」の「穩」(安定)の一字は、中国の「今年の漢字」に輝いている。「穩」の一字は、2019 年の中国の経済、社会の発展における中国の姿勢を示すキーワードであった。

さて、「六穩」とは、就業、金融、貿易、外資、投資、予測の安定を指す。2020 年は、世界も注目する全面的小康社会の実現という節目の年であることから、民生向上、すなわち、「衣」「食」「住」「行」(旅行・娯楽等)「用」(消費・支出・投資：特に、教育、健康、少子高齢化・貧困対策等)での発展・成果に国内外の関心が集まることになると考えられよう。中央経済工作会議の内容は、基本的には、前述の「4. 2019 年の中国経済実績」を踏まえ、これを最高幹部が追認し、権威づけたということである。

第 5 節 IMF と PWC の長期予測から見た新時代の世界経済を担う国家

これまで、中国経済の実績を中心に世界における中国のポジションにつき見てきたが、今後はどうであろうか。この点、2019 年 10 月、国際通貨基金(IMF)と世界 4 大会計事務所の一つであるプライスウォーターハウスクーパース(PWC)が、相次いで大変興味深い、未来におけるある国別「番付」を発表した。

IMF の発表は、5 年後の世界経済の成長率に対する「国別寄与率番付」、PWC の発表は、2050 年における「GDP 国別番付」である。

その上位 10 傑を見ると、IMF では、①中国、②インド、③米国、④インドネシア、⑤ロシア、⑥ブラジル、⑦ドイツ、⑧トルコ、⑨日本、⑩エジプトの順となっており、米国の世界経済の成長率に対する寄与率が 13.8%から 9.2%と下がっているのに対し、インドが 13.5%から 15.5%へと上昇していることが注目されよう。因みに、IMF は 2019 年の世界経済の成長率を 3.0%と予測したが、それに対する寄与率上位 10 か国は、①中国、②米国、③インド、④インドネシア、⑤日本、⑥ロシア、⑦ドイツ、⑧エジプト、⑨英国、⑩フランスの順となっている。

30 年後の予測となる PWC 発表では、GDP のトップは中国、以下、②インド、③米国、④インドネシア、⑤ブラジル、⑥ロシア、⑦メキシコ、⑧日本、⑨ドイツ、⑩英国の順となっている。この点、2018 年の順位(世界銀行発表)は、①米国、②中国、③日本、④ドイツ、⑤英国、⑥フランス、⑦インド、⑧イタリア、⑨ブラジル、⑩カナダとなっており、両発表では国別順位に大きな変動が認められ、国際経済を担う主役が大きく変わろうとしていることがわかる。

表 4 2023 年の世界経済成長率への国別寄与率および 30 年後の各国の GDP 順位一覧

順位	IMF 世界経済の成長率に対する寄与率		PWC GDP	世界銀行 GDP
	5 年後	2018 年 (3%成長)	30 年後	2018 年
1	中国	中国	中国	米国
2	インド	米国	インド	中国
3	米国	インド	米国	日本
4	インドネシア	インドネシア	インドネシア	ドイツ
5	ロシア	日本	ブラジル	英国
6	ブラジル	ロシア	ロシア	フランス
7	ドイツ	ドイツ	メキシコ	インド
8	トルコ	エジプト	日本	イタリア
9	日本	英国	ドイツ	ブラジル
10	エジプト	フランス	英国	カナダ
11	韓国		トルコ	ロシア
12	メキシコ		フランス	韓国
13	英国		サウジアラビア	オーストラリア
14	フィリピン		ナイジェリア	スペイン
15	フランス		エジプト	メキシコ
16	パキスタン		パキスタン	インドネシア
17	サウジアラビア			
18	バングラデシュ			
19	マレーシア			
20	タイ			

出所：IMF と PWC の発表値を筆者が加工

1. 歴史的転換期を検証する「手がかり」

さて、IMF と PWC 発表には、対象年が四半世紀以上も差があるにもかかわらず共通点が見いだせるのにはやや驚く。例えば、両者の上位 6 傑のうち 5 位と 6 位(ブラジルとドイツ)が前後するが、同じ 6 国がリストアップされていること、特に、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)のプレゼンスが目立つのに対し、G7 (フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダの 7 先進国)、とりわけ、日本の順位が落ちていることが容易にみてとれる。

IMF と PWC の 2 つの「番付」がどこまで客観的かつ正確かは考慮すべきだが、現在、世界が歴史的転換期に入っていることを検証する有意義な『手がかり』を提示しているといえるのではないだろうか。

第6節 結び

目下、2018年3月以来の米中貿易摩擦、2020年2月1日のBrexit、さらには、同列には論じられないが、「逃亡犯条例」の改正案への抗議に端を発する香港の一連のデモなど、世界が大きな転換期にさしかかっていることを滲ませる大事件が続いている。中国はその当事者であり、また、そのいずれにも深くかかわっている。

そんな中、中米貿易摩擦で、両国政府は貿易協議の「第1段階」（農産品など貿易拡大、知的財産権保護、技術移転問題、金融サービス、為替、貿易拡大など）^{注10}で正式合意(2019年12月13日)した。その要点は、米国が同15日に予定していた対中追加関税の発動を見送る一方、中国は米農産物の輸入を拡大していくこと、「第2段階」の合意に向けた交渉を直ちに開始するとしている。条件付きではあるが「第1段階」での合意により、戦争とまで言われる両国の貿易摩擦に収束への方向性が示されたとする識者は少なくない。香港デモについては、『建国70周年』の習講話では、“いかなる勢力もわが偉大な祖国の地位、中国人民と中華民族の前身の歩みを止めることは出来ない”。“我々は、平和統一、一国両制の方針を堅持し、香港、マカオの長期繁栄・安定を保持し、海峡兩岸関係の平和発展を推進し、祖国の完全統一を勝ち取らなければならない”と応じている。いずれも、解決に至るまでの時間を明確に計測できない状況にある。

中国は、前述したとおり、経済大国から経済強国を目指し、公正で客観的なグローバルガバナンスの改革を提起し、一帯一路をそのプラットフォームとする人類運命共同体の建設を目指している。習主席の内外での重要講話を総括すると、中国は、例えば、①世界とは、一帯一路事業など一大プロジェクトへの参加を促すことで人類運命共同体の建設で、②貿易摩擦でせめぎあう米国とBrexitなどで足並みが不安定なEUとは、新型国際関係の構築で、③中国が史上最良関係にあるとするロシアと世界から何かにつけ中国のライバルとされるインドの両国がメンバー国のBRICSとは、グローバルガバナンスの改革推進で、そして、本稿では特段のコメントをしていないが、④今年(2020年)習主席の訪問が予定される日本とは、第3国市場や第4次産業改革における協力強化で、関係強化を図っていこうとしているのではないだろうか。

注1 アジア文明対話大会は2019年5月開催。習主席は開幕式の基調講演で、“我々はイノベーションで文明発展のチャネルを増やし、文明の進歩、時を越えた魅力ある文明の成果を絶えず創造すべきだ”と、強調した。

注2 13.6兆ドルで米国(20.5兆ドル)に次いで世界第2位(世界銀行発表)。

注3 1979年－2018年のGDPの年平均成長率：9.4%。2018年：世界経済全体のほぼ16%。

注4 1978年－2018年：20,343億ドル(2018年時点：累計在中外資企業：ほぼ100万)。

注5 2001年－2018年の輸入額(貨物)2,436億ドル－2.14兆ドル(年率平均13.6%増)。

注6 巷経済の事例

名 称	要 点
分享経済	分享：シェアリングのこと。分享の対象は単車（自転車）のほか、汽車（自動車）、房屋（部屋）、衣橱（衣装入れ）、雨傘などが話題となっている。分享経済はいろいろな分野で爆発的に増えている。共享経済とほぼ同義。
網紅経済 粉丝経済	網紅：網絡(インターネット)と紅人(ある事件や行動で人気を集めた人)の合成語。ネット上の人気者「紅人」というが、網紅(紅人)としては papi 醬など知られている。 粉丝：食品のハルサメのことだが、転じて、芸能人のファン、SNS 等のフォロワーを指すようになった。彼ら・彼女らを対象にしたビジネスが盛ん。
諸侯経済 客厅経済 数字経済 耳朵経済 IP 経済 食指経済 網絡直播経済	ネットショッピング関連の詐欺行為などへの対応で地方政府間に不統一があること。 客厅：客間、応接間。ネットを介した家庭内製品・ソフト関連販売・提供ビジネス。 数字：デジタル。デジタル関連ビジネスのこと。 耳朵：耳。インターネット放送がもたらす経済効果に関わる経済。 インターネット関連ビジネス。 食指：人差し指、同類に、拇指(親指)経済、線上経済、社交経済など(いずれもネットショッピングなどインターネット関連ビジネス)。 網絡直播:インターネット生放送にからむビジネス。
節日経済 假日経済 春節経済 門票経済 免費經濟 庙会經濟 郵輪經濟 美麗經濟	節日：記念日・祝祭日 假日：休日 春節：中国のお正月 門票：チケット。名所旧跡の入場料無料化が地域観光関連産業の発展に与える影響。 免費：無料。同類に、門票経済。 庙会：会：縁日関連ビジネス。 客船の停泊する港湾都市にもたらされるビジネス。 名所旧跡めぐりから美食など複数分野で『美』を求めた全方位の観光ビジネス。
考試經濟 后高考經濟 開學經濟 校友經濟 論文經濟 跑腿經濟 懶人經濟	考試：受験関連ビジネス。 后高考：ポスト大学入試関連ビジネス。 新学期に入る小中学生向けビジネス。 母校、同窓生間の物質、文化、人材交流を通じて互いの利益となる経済活動。 大学論文の代行ビジネスなど。 跑腿：使い走り 大学関連宅配業が盛んなこと。 懶人：怠け者。大学生などが出前、宅配など外注に頼ること。同類に宅(住宅)経済。
冰雪經濟 銀色經濟 冷 經濟 白色經濟 熱經濟 熱暖經濟	スキー、氷祭り、冬観光など主に黒竜江省・吉林省等中国東北地区中心のビジネス。 シルバー（高齢者）関連ビジネス。 冰雪經濟に同じ。 冰雪經濟に同じ。 冰雪經濟の活発化を逆説的表現（冰雪經濟が HOT になっている）。 鍋料理など熱を介したビジネス。気温低下でビジネスが活気づく時などに登場。
水經濟 藍色經濟 海上經濟	水汚染処理、洪水回避のための海綿（スポンジ）都市建設など水関連ビジネス。 環境ビジネス 海水の淡水化等海洋資源関連ビジネス。2016 年の同生産総額は GDP の 9.5%
媽媽經濟 她經濟 顏值經濟 身材經濟	媽媽：ママ 家庭内の消費行動などで女性が主導している状況。同類に、她經濟。 她：彼女。消費などにおける女性主導の経済。同類に、媽媽經濟。 顏值：イケメン度、美人度。インターネットの普及で整形美容が流行。 身材：スタイル、体型。フィットネスジムなど健康志向に関わるビジネス。
灣區經濟 向海經濟	香港・マカオを含む珠江デルタ地域の経済活動が新たな段階を迎えたことを指す。 広西省が北部港に面した地の利を生かして発展させた臨港産業経済ベルト。
二孩經濟 寵物經濟 打賞經濟 熟人經濟 体育經濟 鄉村遊經濟 婦雁經濟 總部經濟 飛地經濟 棚膜經濟 過路經濟 夜經濟 高铁經濟 新經濟	一人っ子政策が廃止されたことから第二子関連のビジネス。 寵物：ペット関連ビジネス。 打賞：ご褒美。ポイント制など各種ボーナス提示による経済・商業活動。 熟人：知り合い。信頼置ける知人関係を通じて行われる経済活動・消費。 体育：スポーツ。主に、オリンピック関連ビジネス。 鄉村遊經濟：貧困村支援のため観光事業に熱い視線が向いていること。 婦雁經濟（出稼ぎ者）が帰郷して起業することなど。 總部：本部。内外企業の本部の集積する都市経済。 飛地經濟：経済発展の遅れた地域が扶助協力関係を構築すること。 棚膜：ビニール（PE、PVC、EVA 等）ハウスによるビジネス。 過路：通行。消費チャネルが限定的で実入り少ない経済。同類に、碼頭（埠頭）経済、対極に、郵輪（Mail Ship）経済（クルーズ経済：客船観光が流行っていること）。 夜間經濟（飲み会、接待、カラオケ、ショッピングなど夜間の経済活動）。 高铁：高速鉄道(日本の新幹線に相当) 関連経済。 2016 年の『两会』で政府工作報告に初登場。インターネット+、先進製造業、新エネルギー、新材料、新業態などを発展させること。

出所：筆者が各資料などから作成

- 注7 新産業とは、新科学技術の成果や新興技術を応用して生み出された新型経済活動。新業態とは、多元化、多様化、個性化によって、既存の産業や分野から派生するなどした新たなプロセス、チェーン、活動。新ビジネスモデルとは、ユーザーの価値と企業の持続的な利益を実現すること(国家統計局)。
- 注8 年間元／ドル平均レートで計算と発表
- 注9 量的拡大ではなく質的向上を達成している経済。目下、中国が追求している供給サイド改革やイノベーション主導を軸とする高質量発展を遂げている経済など。
- 注10 中国側が公表した合意文書によると、中国は2020年1月から2021年12月31日までの2年間に、2017年の対米輸入実績をベースに、農産品、工業製品、エネルギー、サービスを2000億ドル以上追加購入・輸入しなければならないとしている。

〔禁無断転載〕

第4次産業革命期下における中国経済の可能性と課題

平成31年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業

発行日 2020年2月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL：(03) 5148-2601 FAX：(03) 5148-2677

Home Page：http://www.iti.or.jp

